

豊山町こども計画

令和7年3月

豊山町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	3
5 こども計画策定のポイント	4
第2章 計画策定の背景	7
1 少子化を巡る状況	7
(1) 総人口の推移.....	7
(2) こどもの人口の推移.....	8
(3) 出生の動向.....	9
(4) 世帯の推移.....	10
(5) 人口動態	12
2 こどもと家庭を取り巻く環境	13
(1) 保育所（園）の状況.....	13
(2) 小学校の状況.....	14
(3) 中学校の状況.....	14
(4) 放課後児童クラブの状況.....	15
(5) 児童センター・児童館の状況.....	15
3 こども・若者が直面する問題	16
(1) 若者の世帯の状況.....	16
(2) 若者の配偶関係の状況.....	17
(3) 若者の労働力率の状況.....	19
(4) 若者の就業率の状況.....	20
4 子育て支援に関するアンケート結果の概要	22
5 こどもの生活実態に関する調査の概要	36
6 町立小学校・中学校との懇談会の概要	45
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策体系	53
4 数値目標（指標）の設定	54
第4章 施策の展開	55
基本目標1 こども・若者の育ちを地域で支えるまちづくり.....	55
基本目標2 安心してこどもを生み育てられるための支援.....	59
基本目標3 こども・子育て家庭を支える教育・保育環境の整備.....	64
基本目標4 こども・若者の社会形成・社会参画の支援.....	69
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	73
1 教育・保育提供区域の設定	73
2 「量の見込み」算出の内容	73

3	こどもの推計人口	78
4	幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保	79
	(1) 教育ニーズ：1号認定、2号認定（教育ニーズ）	79
	(2) 保育ニーズ：2号認定	80
	(3) 保育ニーズ：3号認定（0歳児）	81
	(4) 保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）	82
	(5) 保育利用率：3号認定（0～2歳児）	83
5	地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	84
	(1) 利用者支援事業	84
	(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	86
	(3) 妊婦健康診査	87
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	88
	(5) 養育支援訪問事業	89
	(6) 子育て世帯訪問支援事業	90
	(7) 児童育成支援拠点事業	90
	(8) 親子関係形成支援事業	90
	(9) 子育て短期支援事業	91
	(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	92
	(11) 一時預かり事業	93
	(12) 時間外保育事業（長時間保育）	95
	(13) 病児保育事業（病後児保育）	96
	(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	97
	(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	100
	(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	100
	(17) 妊婦等包括相談支援事業	101
	(18) 産後ケア事業	101
6	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	102
7	子育てのための施設等利用給付	103
8	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）	105
第6章	施策推進のために	107
1	こども・若者の社会参画・意見反映	107
2	こども施策の共通の基盤となる取組	107
3	施策の推進体制	108
資料編		109
1	豊山町子ども・子育て会議委員名簿	109
2	豊山町子ども・子育て会議条例	110
3	策定経過	112
4	諮問書	113
5	答申書	114



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の難しさから仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後のこどもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を整備しています。

さらに、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行するとともに、「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、令和8年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

このような背景の中で、本町ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」という）」を令和2年3月に策定し、「子どもが、親が、みんなとともに育つ とよやま」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本町の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「豊山町こども計画（以下、「本計画」という）」を策定し、本町の切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組めます。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、こども大綱及び愛知県こども計画を勘案した、本町におけるこども施策に係る計画です。

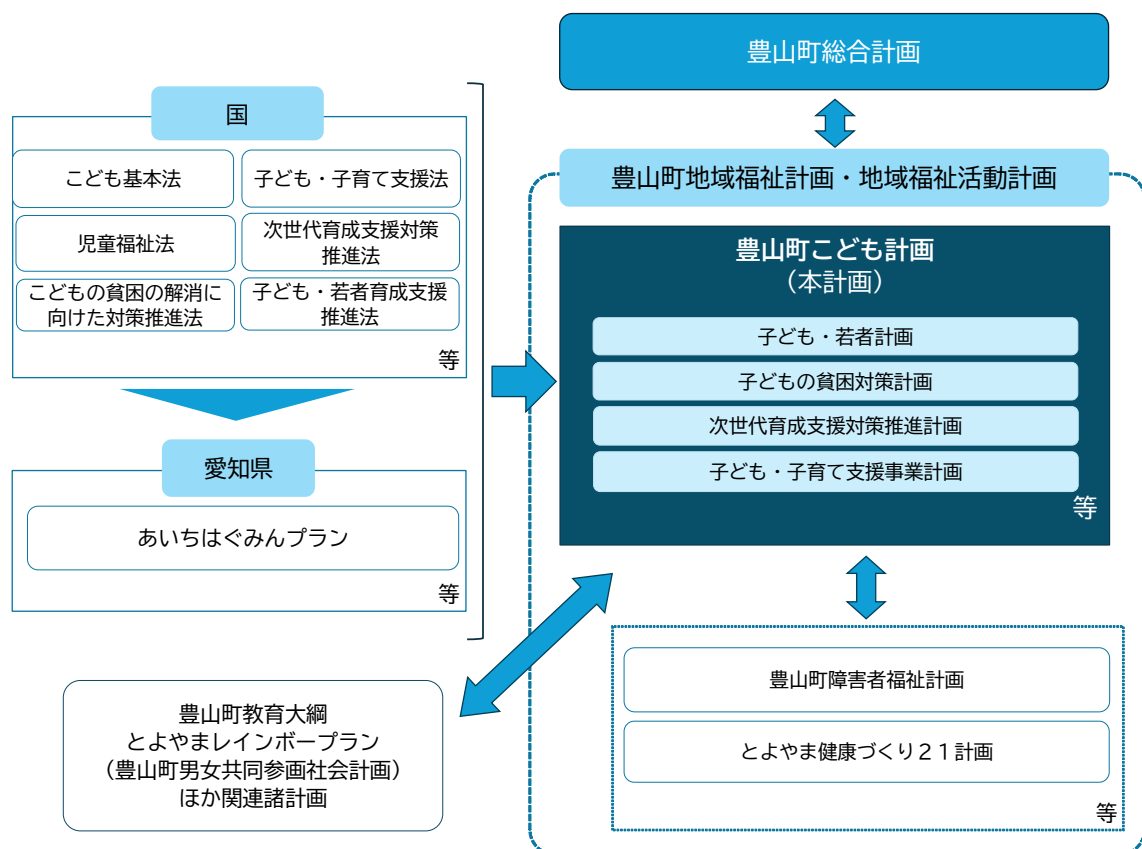
また、子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」を含めます。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「豊山町第5次総合計画」を最上位計画、「第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「とよやま健康づくり21計画」や「豊山町障がい者計画」、「豊山町障がい福祉計画・豊山町障がい児福祉計画」等に加え、「豊山町教育大綱」や「豊山町男女共同参画社会計画（レインボープラン）」等、関連計画との整合を図るものとします。

【図表1－1 計画関係図】



3 計画の期間

こども基本法では市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

【図表1—2 計画期間】

計画/年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、保護者代表、公募による町民等で構成する「豊山町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について審議しました。

(2) 計画策定の方法

① 子育て中の保護者の現状・意向の把握

計画の策定にあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、就学児童の保護者を対象として「子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

アンケートの概要は第2章に記載しています。

② こども・若者からの意見聴取

計画の策定にあたり、こども・若者から意見を聴取し、計画に反映するため、町立小学校・中学校に通う児童生徒及び本町に住む高校生を対象に「子どもの生活実態に関する調査」を行いました。

アンケートの概要は第2章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く町民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く町民の意見を集め、計画への反映に努めました。

5 こども計画策定のポイント

こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針として、以下の6本の柱を示しています。

【図表1－3 こども施策に関する基本的な方針】

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通した重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3つの重要事項が示されており、こども計画策定にあたってはこれらの重要事項を盛り込むことが必要です。

【図表1－4 ライフステージを通した重要事項】

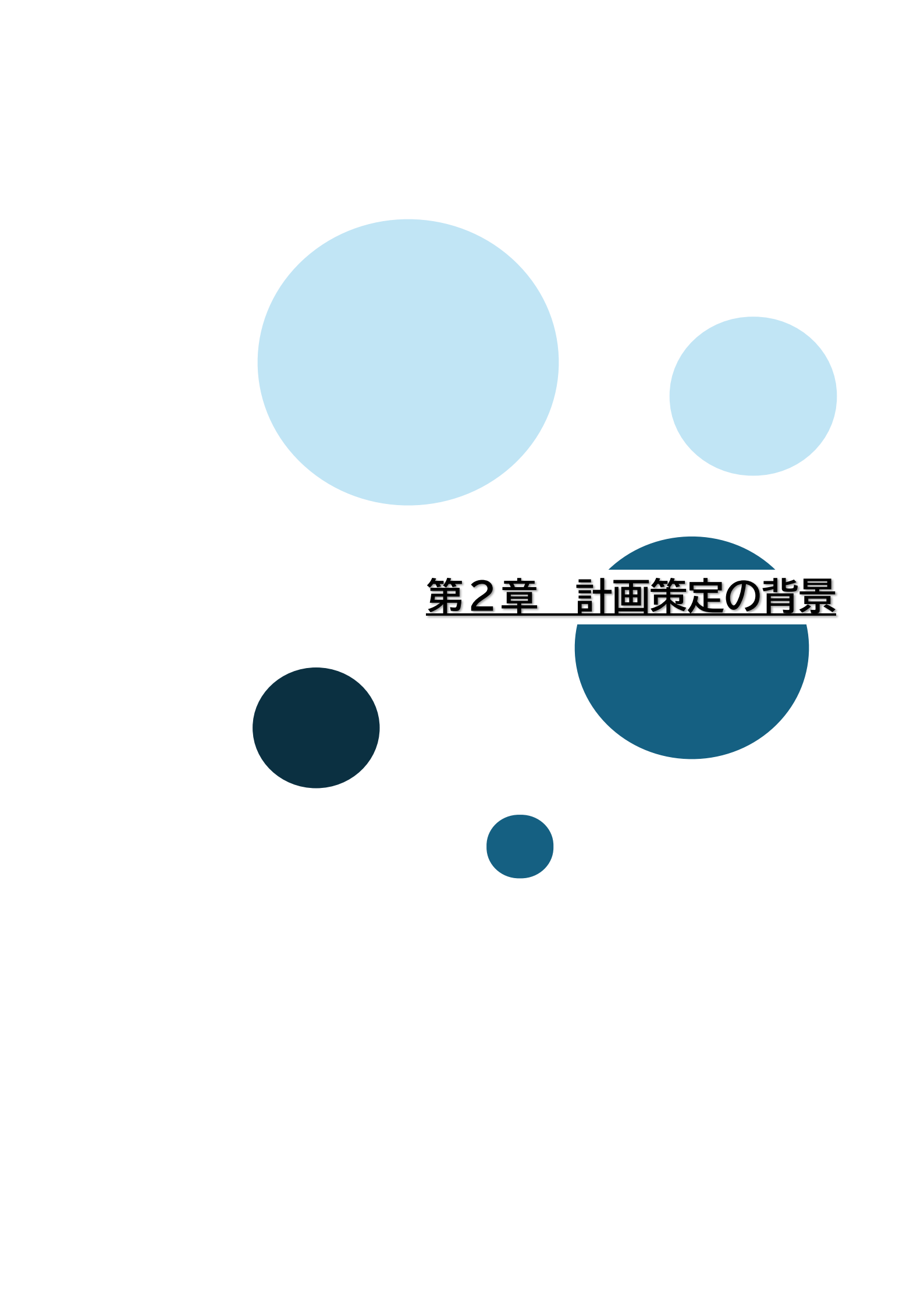
◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
◆こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
◆こどもの貧困対策
◆障害児支援・医療的ケア児等への支援
◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
◆こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【図表1—5 ライフステージ別の重要事項】

◆こどもの誕生前から幼児期まで ✓ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ✓ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
◆学童期・思春期 ✓ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ✓ こども・若者の視点に立った居場所づくり ✓ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ✓ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ✓ いじめ防止 ✓ 不登校のこどもへの支援 ✓ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し ✓ 体罰や不適切な指導の防止 ✓ 高校中退の予防、高校中退後の支援
◆青年期 ✓ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ✓ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ✓ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ✓ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【図表1—6 子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ✓ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ✓ 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など） ✓ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充 ✓ 医療費等の負担軽減
◆地域子育て支援、家庭教育支援 ✓ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供 ✓ 体罰によらない子育てに関する啓発 ✓ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 ✓ 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ✓ 育児休業制度の強化 ✓ 長時間労働の是正や働き方改革の促進 ✓ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施 ✓ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
◆ひとり親家庭への支援 ✓ 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施 ✓ こどもに届く生活・学習支援の推進 ✓ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化 ✓ 安全・安心な親子の交流の推進 ✓ 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化



第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 少子化を巡る状況

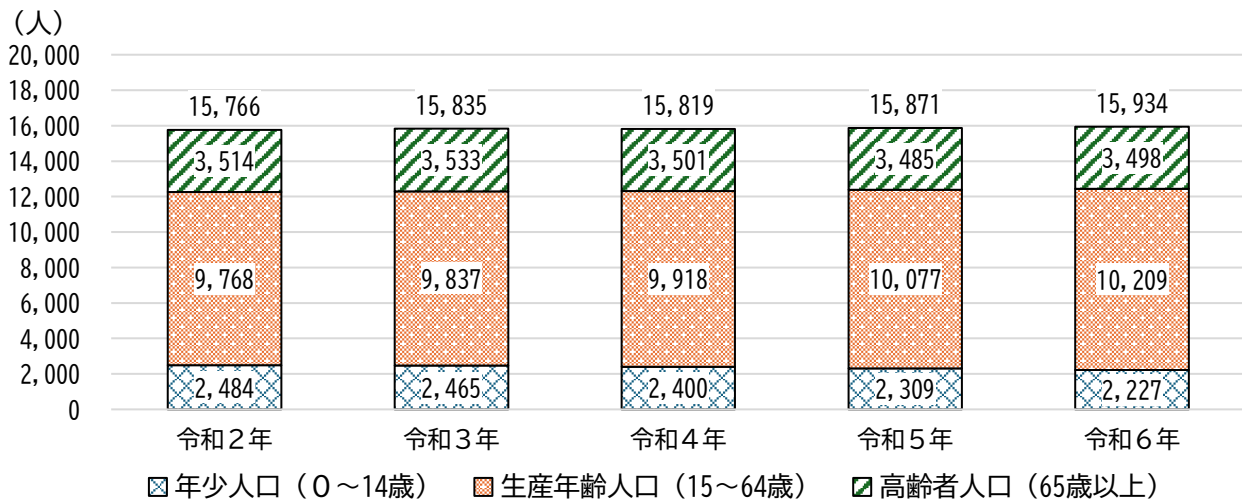
(1) 総人口の推移

本町の人口の推移をみると、総人口は横ばい傾向にあり、令和6年では15,934人となっています（図表2-1-1）。

年齢3区分別にみると、年少人口は減少が続いており、生産年齢人口は増加を続けています。

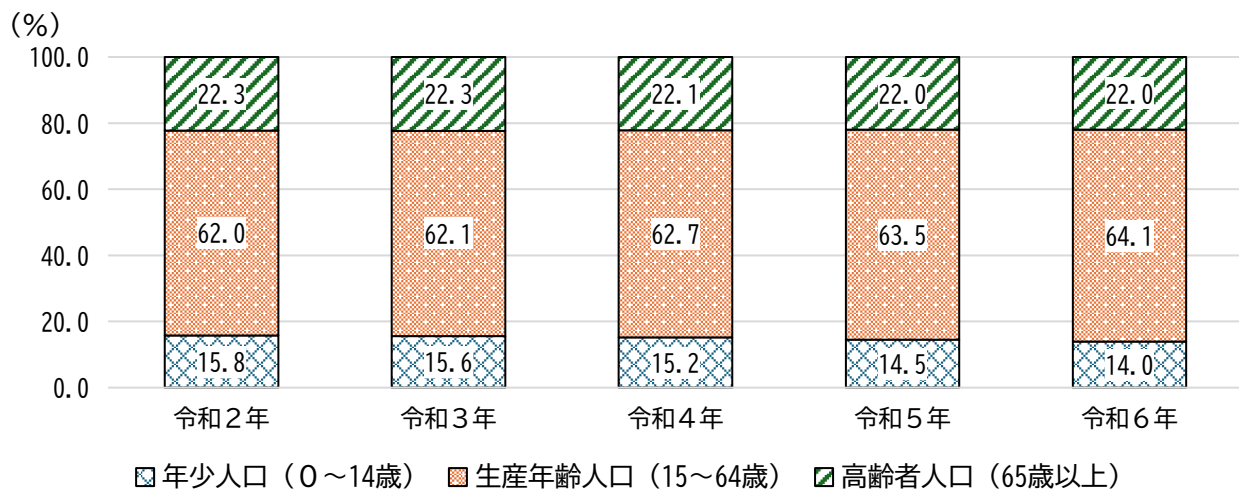
また、年齢3区分別人口割合を見ると、令和6年の年少人口割合は14.0%となっています（図表2-1-2）。

【図表2-1-1 年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【図表2-1-2 年齢3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

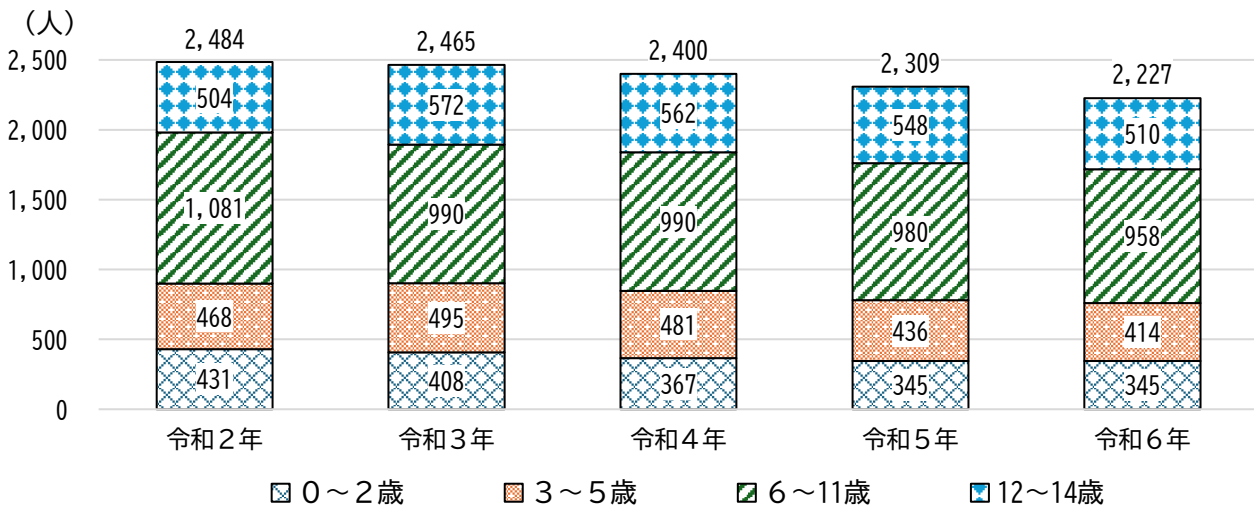
(2) こどもの人口の推移

本町のこどもの人口(年少人口: 0～14 歳)の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では2,227人となっています(図表2-2-1)。

内訳をみると、令和2年から令和6年にかけて、0～2歳は86人、3～5歳は54人、6～11歳は123人、それぞれ減少しており、12～14歳は6人増加しています。

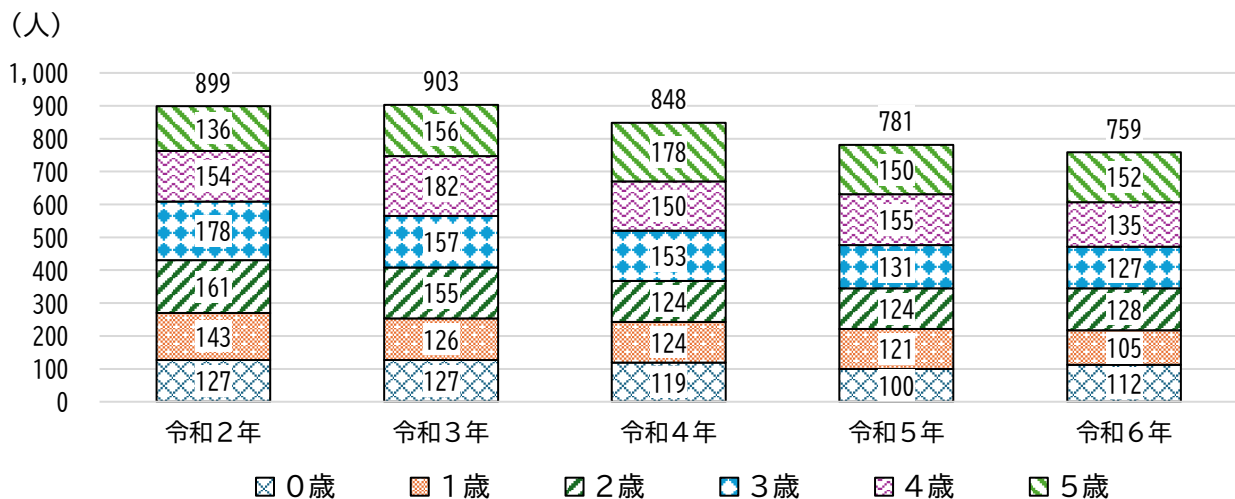
こどもの人口のうち就学前児童(0～5歳)の推移をみると、令和3年以降減少を続けており、令和6年では759人となっています(図表2-2-2)。

【図表2-2-1 こどもの人口(年少人口)の推移】



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

【図表2-2-2 こどもの人口(就学前児童)の推移】



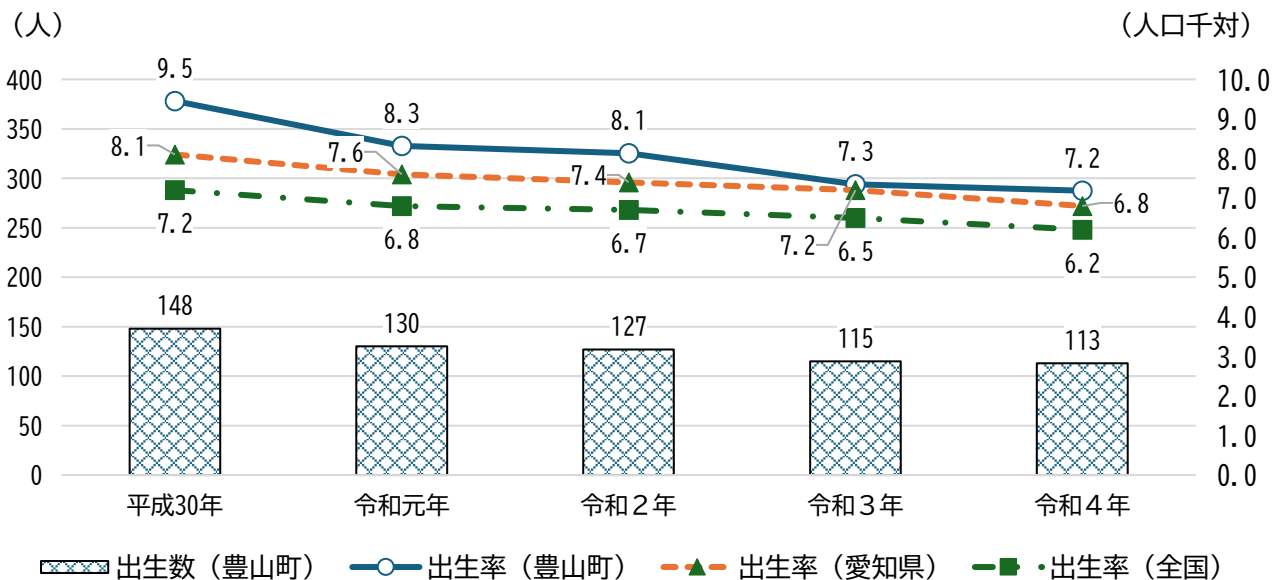
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

(3) 出生の動向

本町の出生数の推移をみると、平成30年以降おおむね減少傾向にあり、令和4年では113人となっています。また、出生率について、令和4年では7.2となっており、全国、愛知県を上回っています（図表2-4-1）。

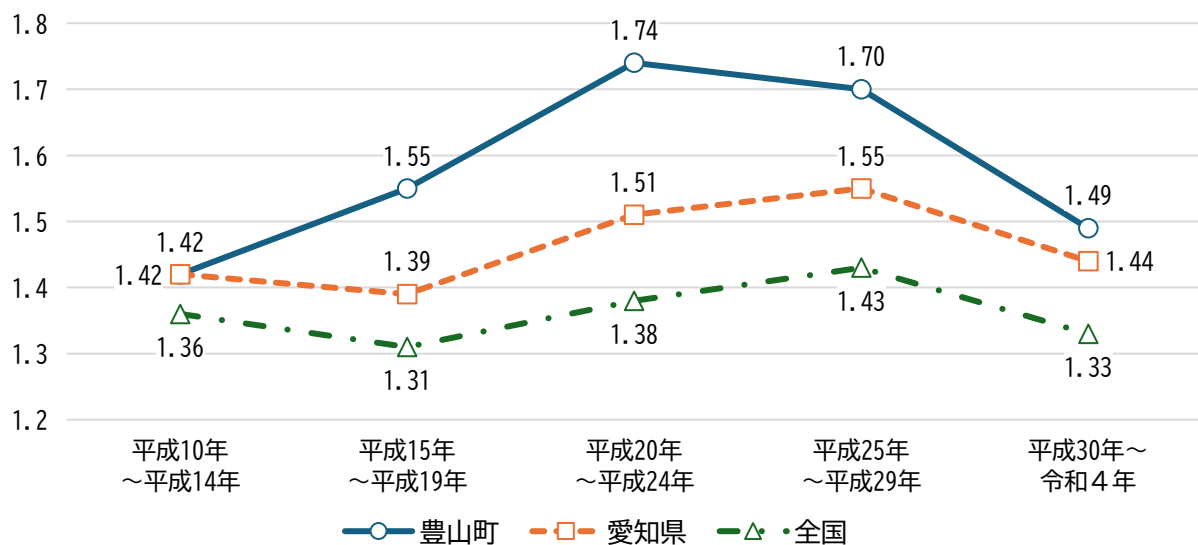
本町の合計特殊出生率の推移をみると、「平成30年～令和4年」では1.49となっており、全国、愛知県より高くなっています（図表2-4-2）。

【図表2-4-1 出生数・出生率の推移】



資料：愛知県衛生年報

【図表2-4-2 合計特殊出生率の推移・比較】



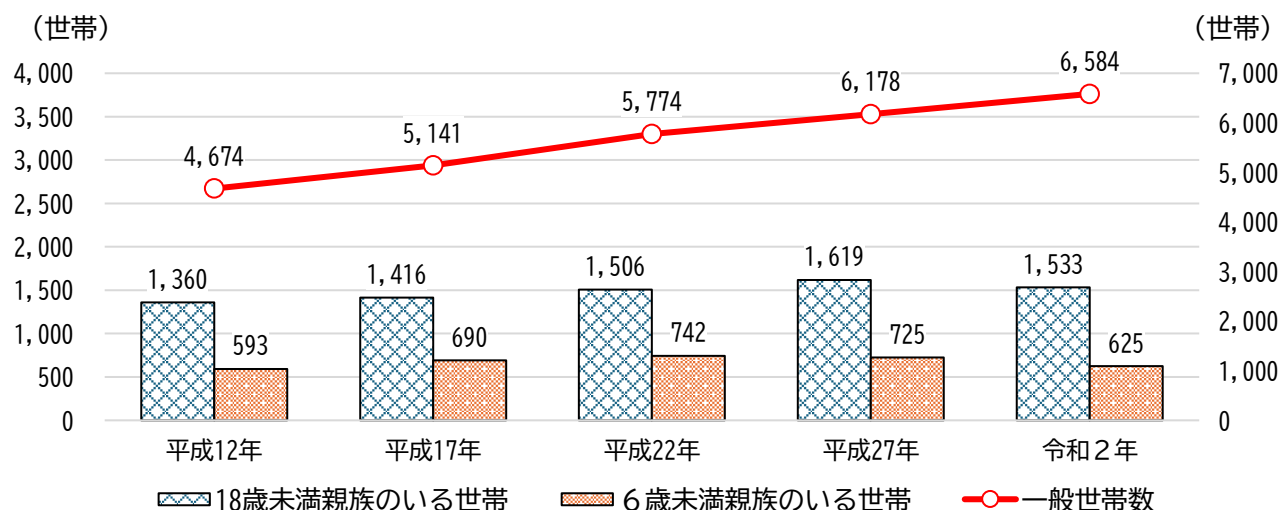
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 世帯の推移

本町の一般世帯数は、令和2年では6,584世帯となっています。こどものいる世帯の状況を見ると、平成12年以降から平成27年にかけて「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」はともに増加していましたが、平成27年から令和2年では減少しています(図表2-5-1)。

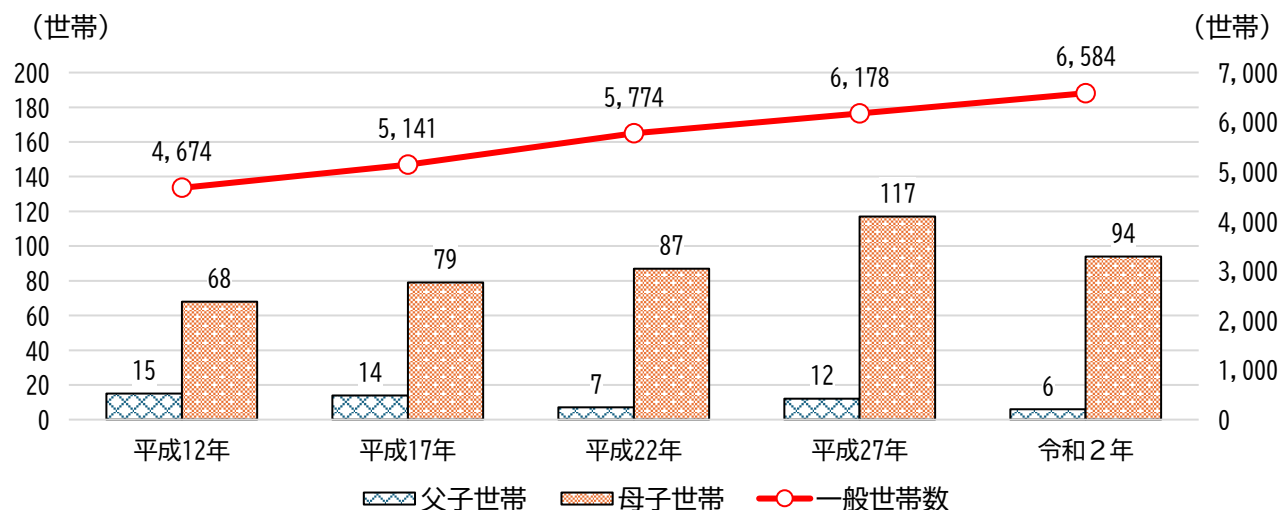
本町のひとり親世帯の推移をみると、令和2年では父子世帯が6世帯、母子世帯が94世帯となっており、母子世帯が多くなっています(図表2-5-2)。

【図表2-5-1 こどものいる世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

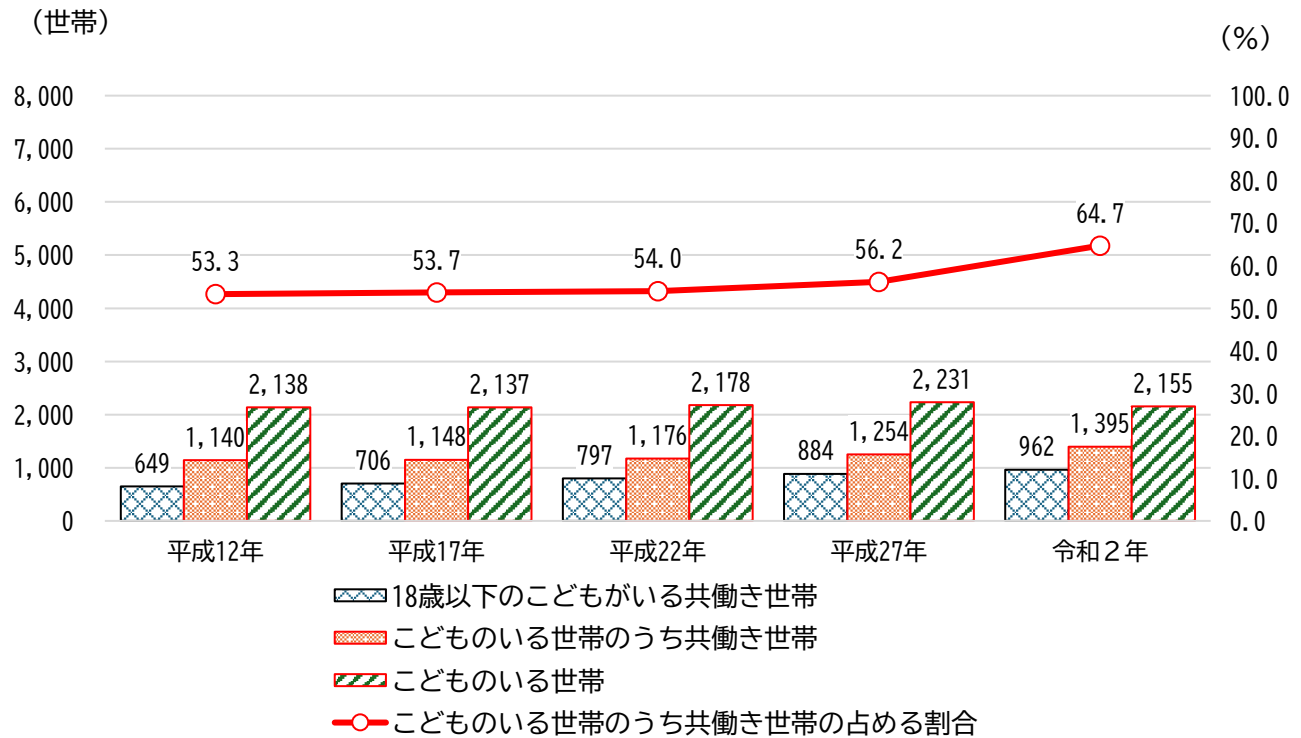
【図表2-5-2 ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

本町のこどものいる共働き世帯数は、平成17年以降増加を続けており、令和2年では1,395世帯となっています。また、こどものいる世帯に占める共働き世帯の割合は、平成12年以降増加を続けており、令和2年では64.7%となっています（図表2-5-3）。

【図表2-5-3 共働き世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

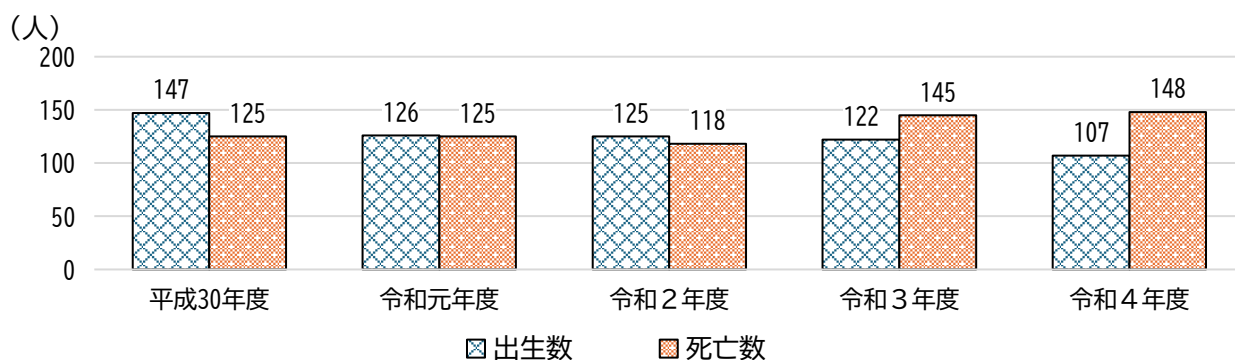


(5) 人口動態

本町の自然動態を見ると、令和3年度以降は出生よりも死亡が超過しています（図表2-6-1）。
本町の社会動態を見ると、令和元年度を除き、転出よりも転入が超過しています（図表2-6-2）。

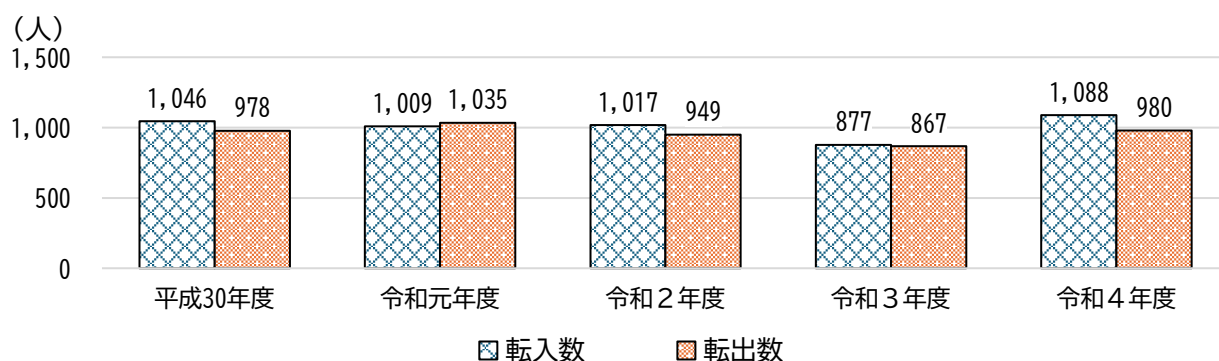
本町の人口動態を見ると、平成30年度以降は人口が増減を繰り返しており、令和4年度では67人の人口増となっています（図表2-6-3）。

【図表2-6-1 自然動態】



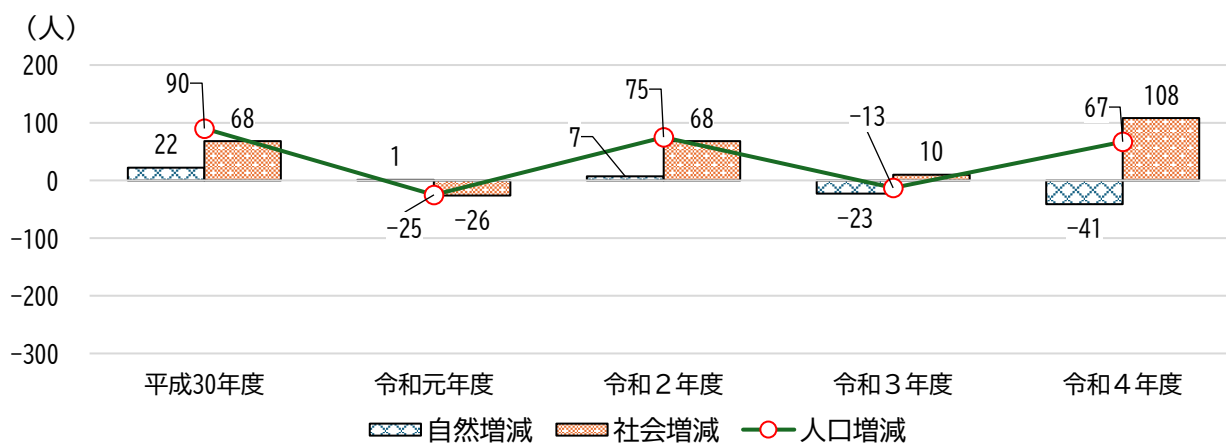
資料：豊山町

【図表2-6-2 社会動態】



資料：豊山町

【図表2-6-3 人口動態】



資料：豊山町

2 こどもと家庭を取り巻く環境

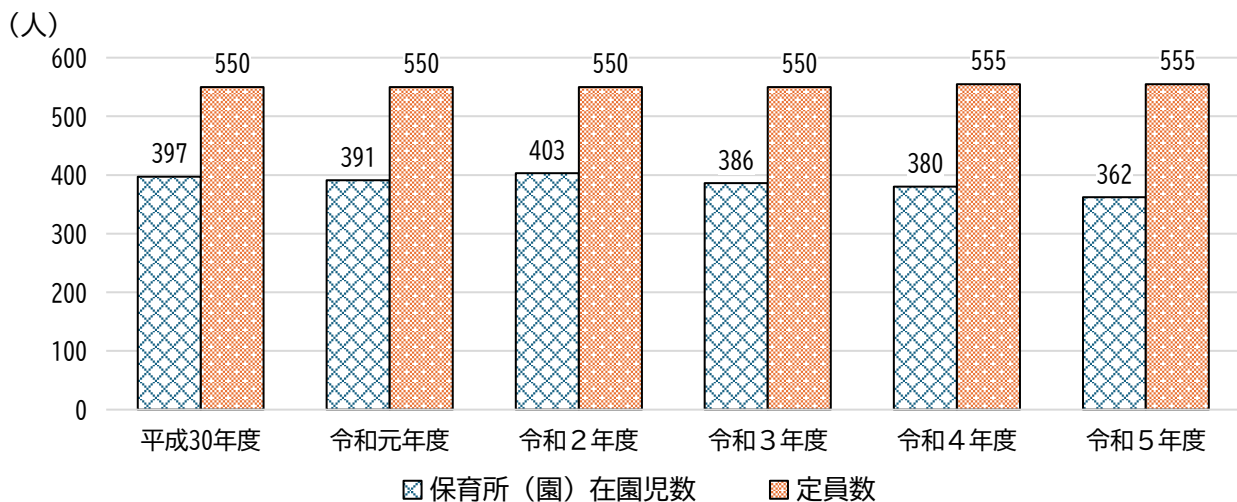
(1) 保育所（園）の状況

令和6年度現在、本町では公立保育所（園）が3園あります。

本町の保育所（園）在園児数は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度では定員555人に対して在園児数が362人となっています（図表2-7-1）。

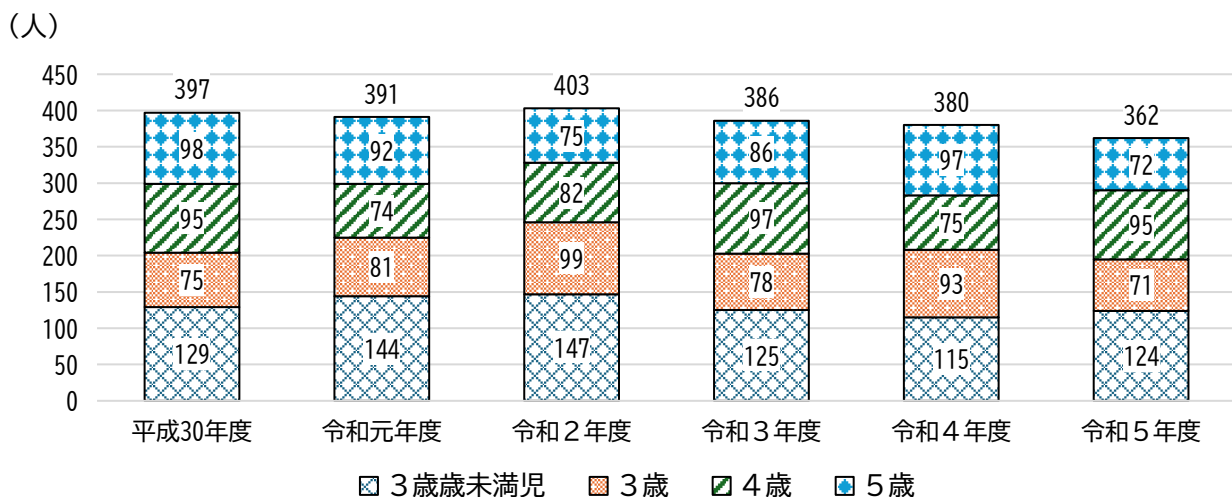
在園児数を年齢別にみると、令和2年度と令和5年度を比較して、特に3歳児が28人と他の年齢よりも大きく減少しています。（図表2-7-2）。

【図表2-7-1 保育所（園）在園児童数の推移】



資料：子ども応援課（各年度4月1日）

【図表2-7-2 年齢別保育所（園）在園児童数の推移】

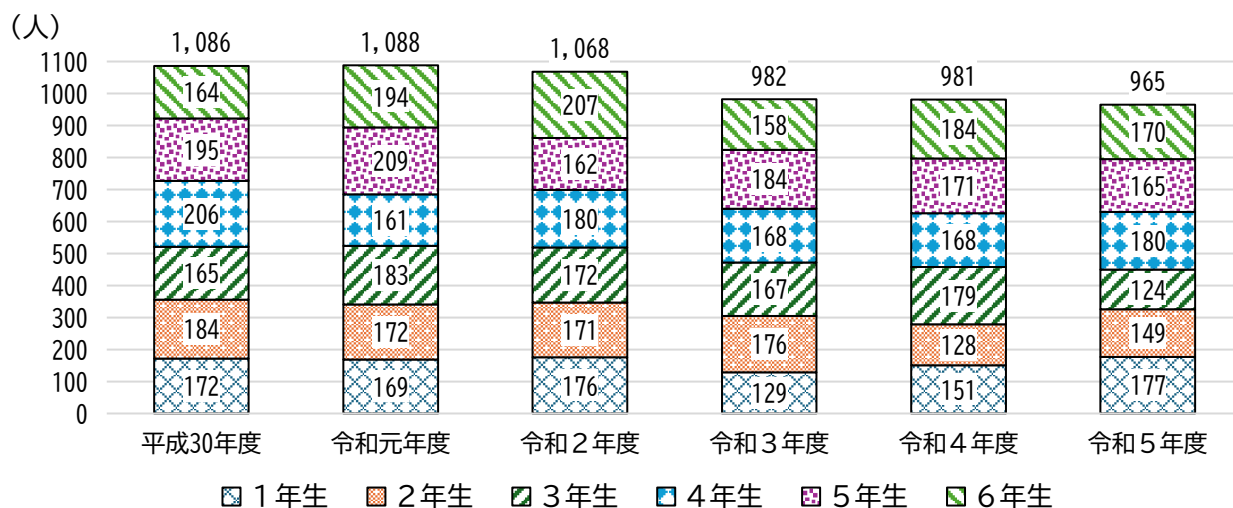


資料：子ども応援課（各年度4月1日）

(2) 小学校の状況

本町の小学校児童の状況は、平成 30 年度以降減少傾向にあり、令和 5 年度では 965 人となっています。内訳をみると、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて、特に 3 年生が 41 人と他の学年よりも大きく減少しています（図表 2－8）。

【図表 2－8 小学校児童数の推移】

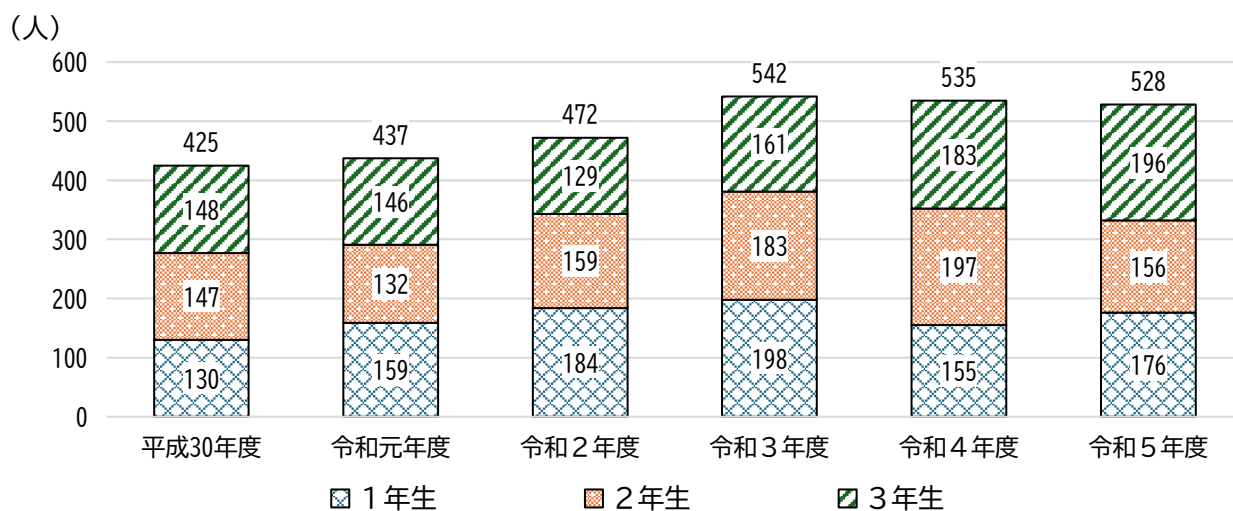


資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日）

(3) 中学校の状況

本町の中学校児童の状況は、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて増加し、令和 3 年度以降は減少傾向にあり、令和 5 年度では 528 人となっています（図表 2－9）。

【図表 2－9 中学校児童数の推移】



資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日）

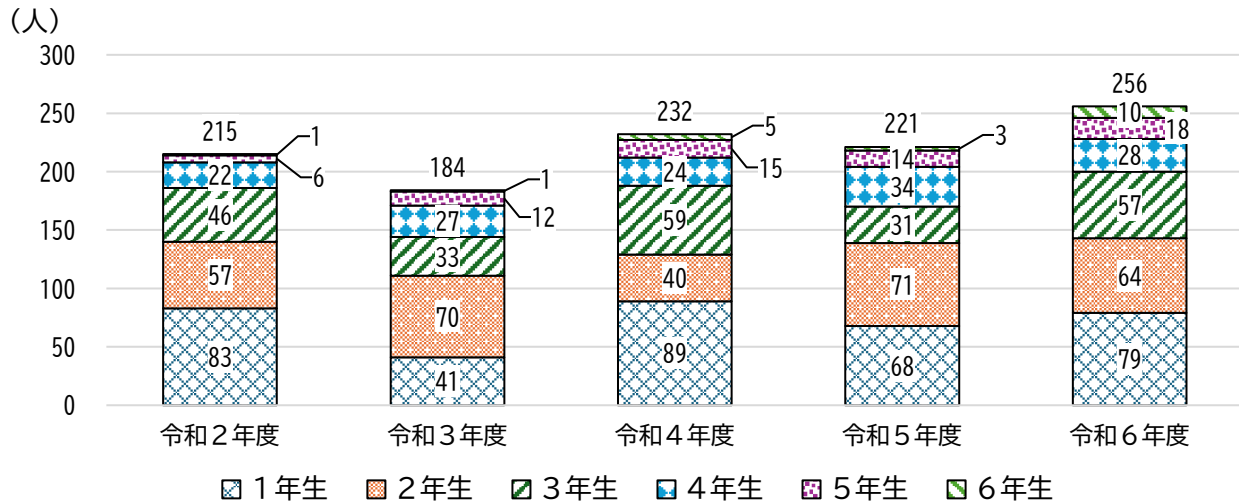
(4) 放課後児童クラブの状況

令和6年度現在、本町では3クラブで実施しています。

本町の放課後児童クラブの状況について、令和2年度以降は増減を繰り返していますが、令和6年度では256人と直近5年間で最も多くなっています。

学年別にみると、令和2年度以降、高学年の利用者が増加を続けています（図表2-10）。

【図表2-10 放課後児童クラブ利用者数の推移】

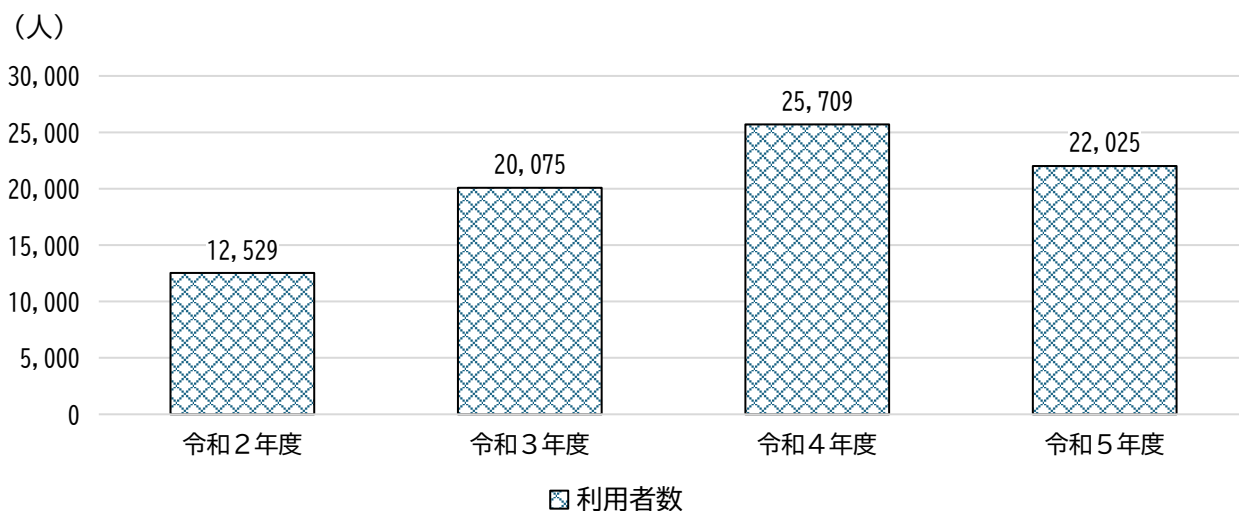


資料：子ども応援課

(5) 児童センター・児童館の状況

本町の子育て支援センター（児童センター1か所、児童館2か所）の利用者数について、令和5年度では延べ22,025人の利用となっています（図表2-11）。

【図表2-11 児童センター・児童館の利用者数の推移】



資料：子ども応援課

¹ 令和5年度の利用者数について、児童館2か所中1か所（ひまわり児童館）が工事により6か月間閉鎖していたため、それを踏まえた利用者数となっている

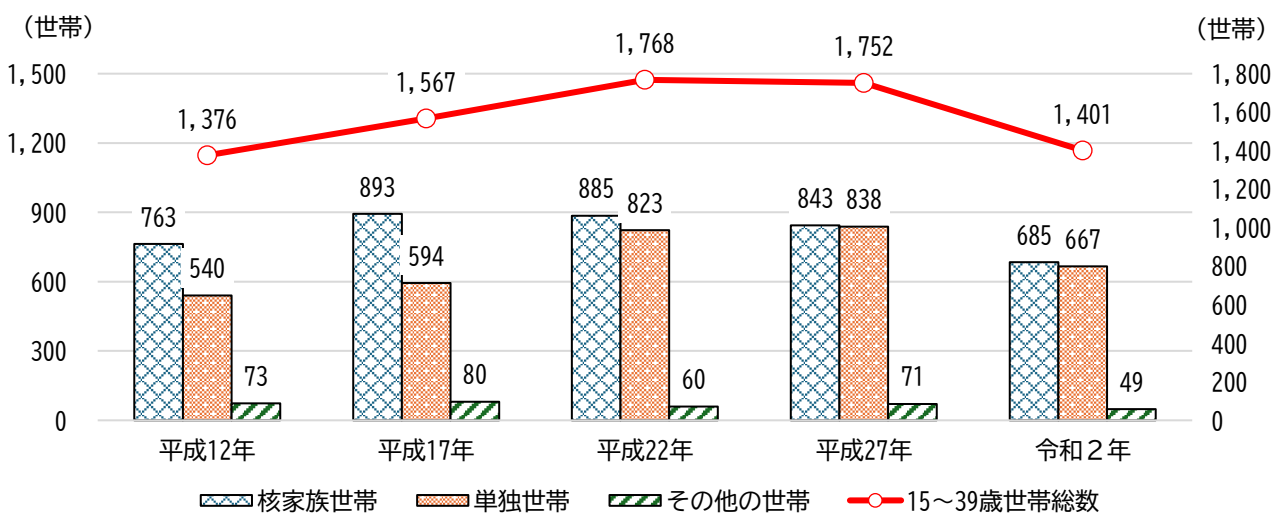
3 こども・若者が直面する問題

(1) 若者の世帯の状況

本町の若者（15～39 歳）の世帯の状況は、令和 2 年の世帯総数は 1,401 世帯となっており、平成 12 年以降で 2 番目に少なくなっています。また、世帯構成別にみると、令和 2 年では核家族世帯が 685 世帯、単独世帯が 667 世帯となっています（図表 2-12-1）。

令和 2 年の世帯の状況を 5 歳階級別にみると、核家族世帯は 35～39 歳が最も多く、単独世帯は 25～29 歳が最も多くなっています（図表 2-12-2）。

【図表 2-12-1 若者の世帯の推移】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

【図表 2-12-2 若者の世帯の状況】

単位：世帯

	核家族世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯	単独世帯
15～19 歳	0	0	0	0	0	7
20～24 歳	22	9	10	0	3	212
25～29 歳	104	35	60	0	9	216
30～34 歳	217	37	165	2	13	152
35～39 歳	342	41	267	1	33	80
合計	685	122	502	3	58	667

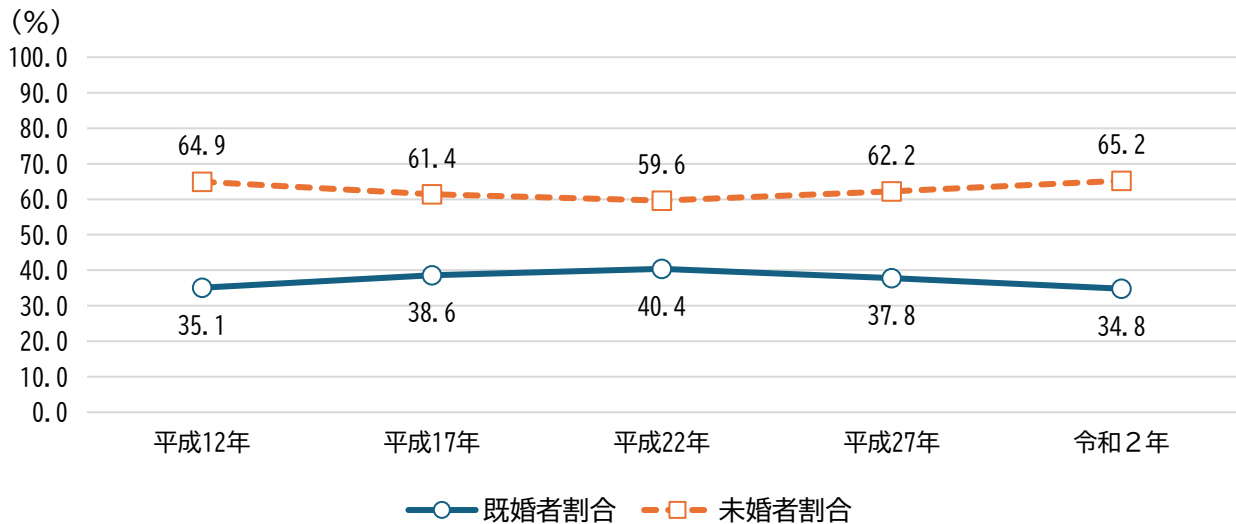
資料：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日）

(2) 若者の配偶関係の状況

本町の若者の既婚者割合・未婚者割合の推移は、男性では平成22年以降既婚者割合が減少し、未婚者割合が増加しており、令和2年では既婚者割合が34.8%、未婚者割合が65.2%となっています（図表2-13-1）。

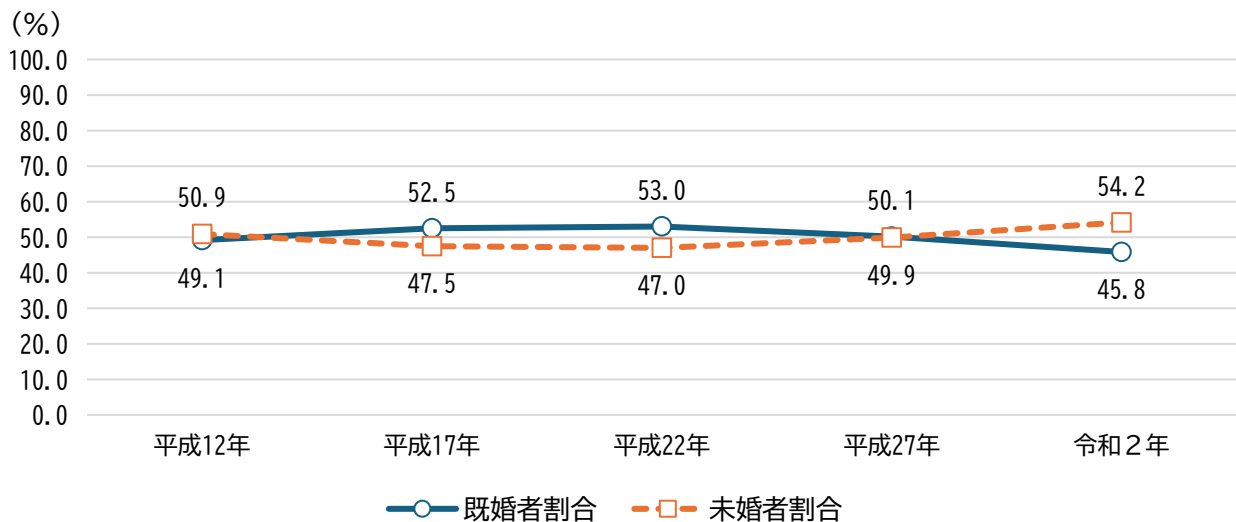
女性では平成17年から平成22年にかけて既婚者割合が未婚者割合を上回っていましたが、令和2年では逆転し、既婚者割合が45.8%、未婚者割合が54.2%となっています（図表2-13-2）。

【図表2-13-1 若者の男性の既婚者割合・未婚者割合の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-13-2 若者の女性の既婚者割合・未婚者割合の推移】

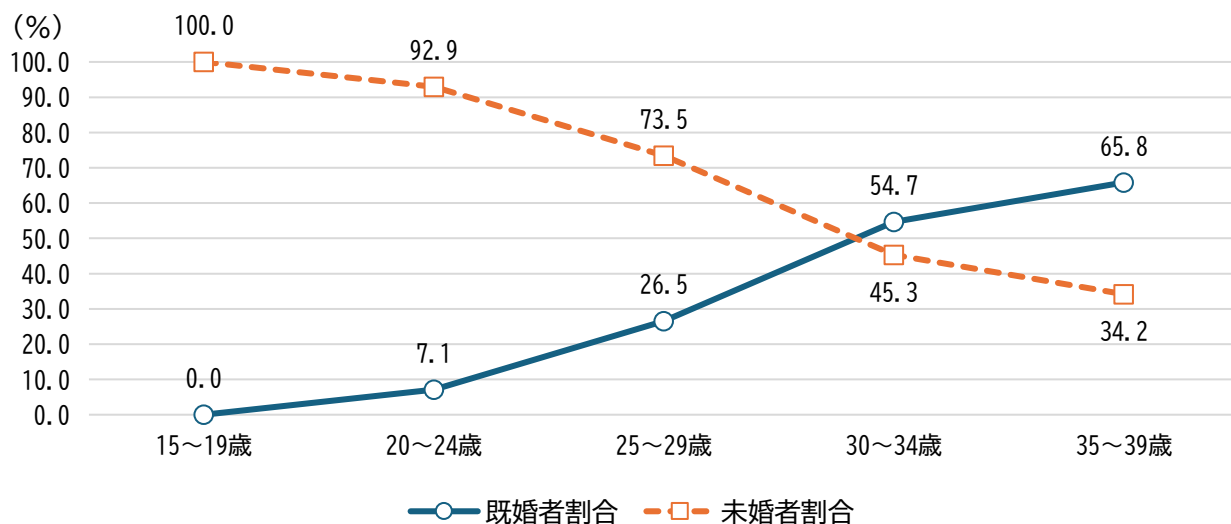


資料：国勢調査（各年10月1日）

本町の令和2年の若者の既婚者割合・未婚者割合を5歳階級別にみると、男性では30～34歳で既婚者割合が未婚者割合を上回っています（図表2-13-3）。

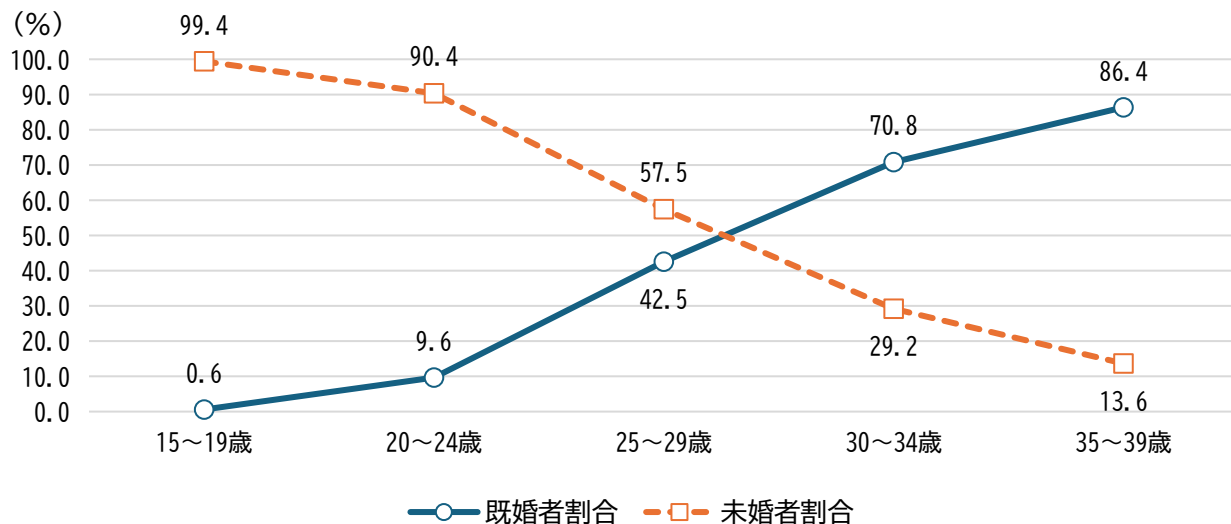
女性も男性と同様に30～34歳で既婚者割合が未婚者割合を上回りますが、全体的に男性に比べ女性の方が既婚者割合が高くなっています（図表2-13-4）。

【図表2-13-3 若者の5歳階級別既婚者割合・未婚者割合（男性）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

【図表2-13-4 若者の5歳階級別既婚割合・未婚割合（女性）】



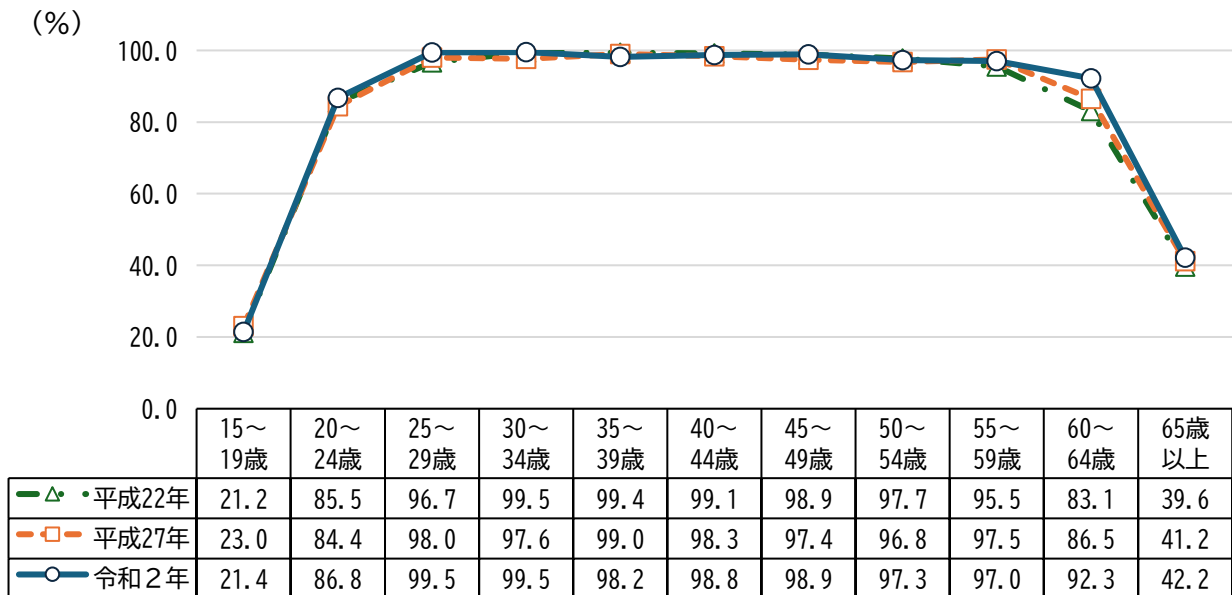
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(3) 若者の労働力率の状況

本町の男性の労働力率の経年の変化をみると、平成22年から令和2年にかけて、20～29歳の労働力率が増加しています（図表2-14-1）。

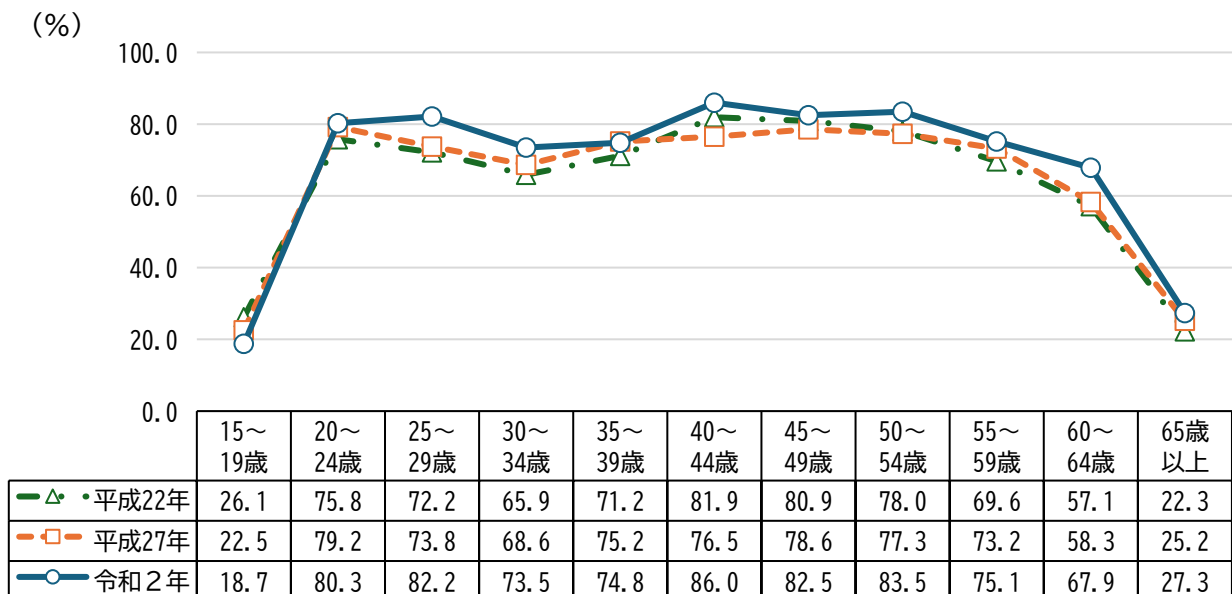
女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、平成22年から令和2年にかけて全体的に20歳以降の女性の労働力率が増加しており、特に25～29歳の労働力率は10ポイント以上増加しています（図表2-14-2）。

【図表2-14-1 男性の労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-14-2 女性の労働力率の推移】



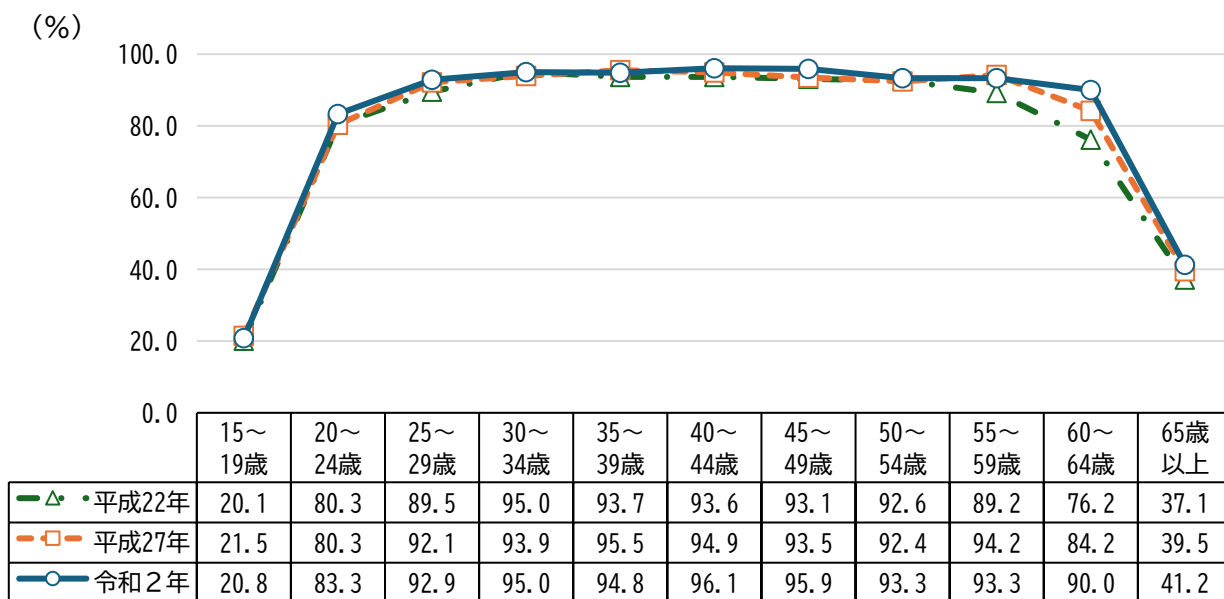
資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 若者の就業率の状況

本町の男性の就業率の経年の変化をみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、20～29 歳の就業率が増加しています（図表 2-15-1）。

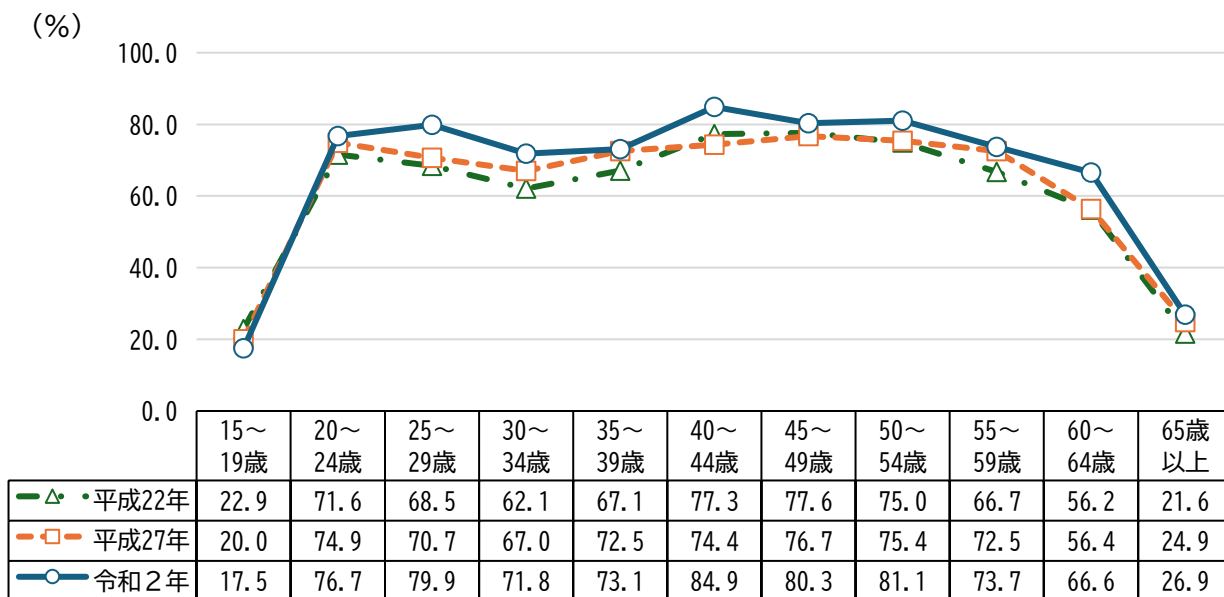
女性の年齢別就業率をみると、出産、育児の時期に当たる 30 歳代では、就業率が低下し、育児が一段落してきた 40 代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化を見ると、平成 22 年から令和 2 年にかけて全体的に 20 歳以降の女性の就業率が増加しており、特に 25～29 歳の就業率は 10 ポイント以上増加しています（図表 2-15-2）。

【図表 2-15-1 男性の就業率の推移】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

【図表 2-15-2 女性の就業率の推移】

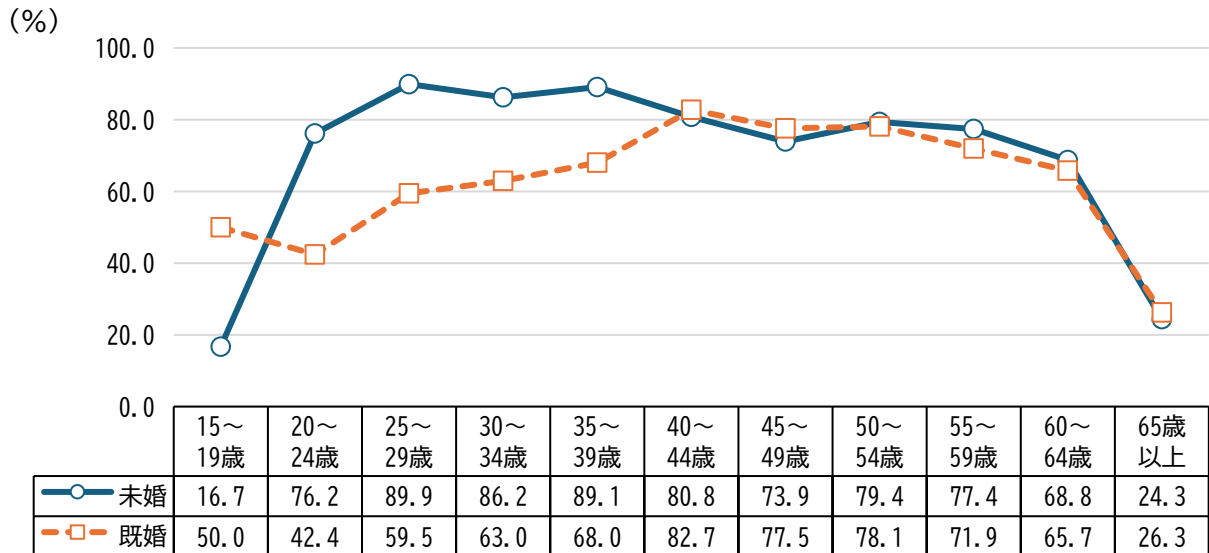


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

本町の令和2年の女性の年齢別就業率を未婚・既婚¹別にみると、20代・30代において既婚が未婚を大きく下回っており、特に20～24歳では33.8ポイントの差がみられます（図表2-15-3）。

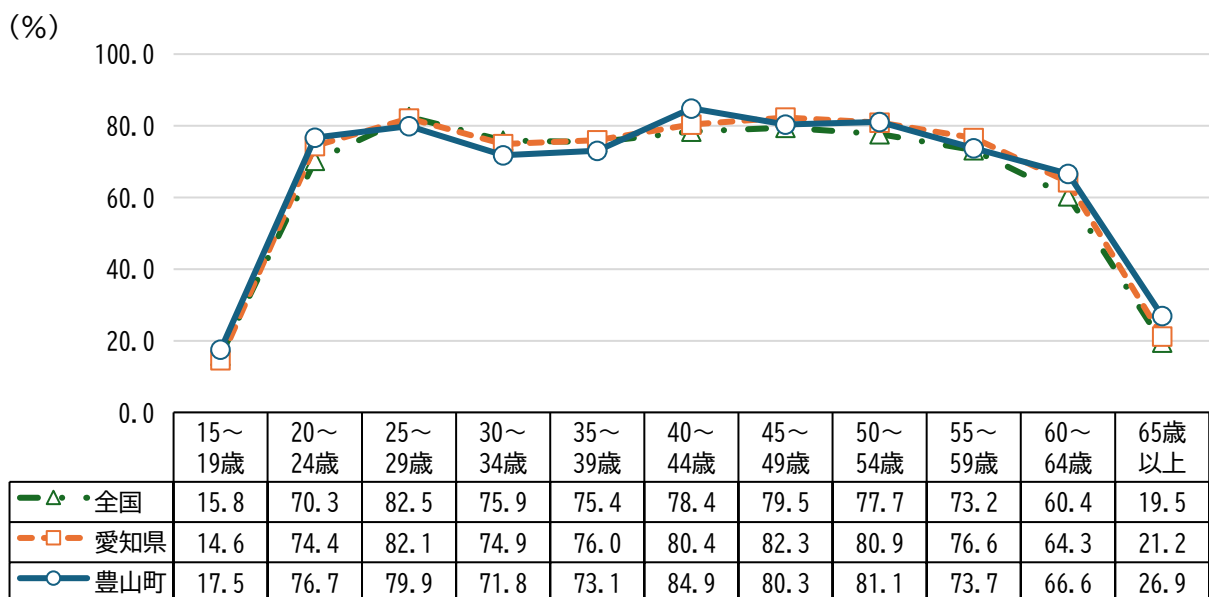
本町の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、愛知県と比較すると、15～24歳、40～44歳、50～54歳、60歳以上の女性の年齢別就業率は全国、愛知県を上回っています（図表2-15-4）。

【図表2-15-3 女性の未婚・既婚別就業率】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

【図表2-15-4 女性の就業率の比較（全国・愛知県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

1 既婚：「既婚」とは未婚ではないということであり、「有配偶」「死別」「離別」をさす（厚生労働省より）。

4 子育て支援に関するアンケート結果の概要

(1) アンケートの概要

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、「子育て支援に関するアンケート」を実施しました（図表2-16）。

【図表2-16 子育て支援に関するアンケートの概要・回収結果】

① 就学前児童保護者向け調査	
調査対象者	豊山町に在住する就学前児童の保護者
調査票配布数	775件
調査期間	令和6年8月7日～令和6年8月28日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	231件
回収率	29.8%
② 小学生児童保護者向け調査	
調査対象者	豊山町に在住する就学児童（小学生）の保護者
調査票配布数	788件
調査期間	令和6年8月7日～令和6年8月28日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	235件
回収率	29.8%

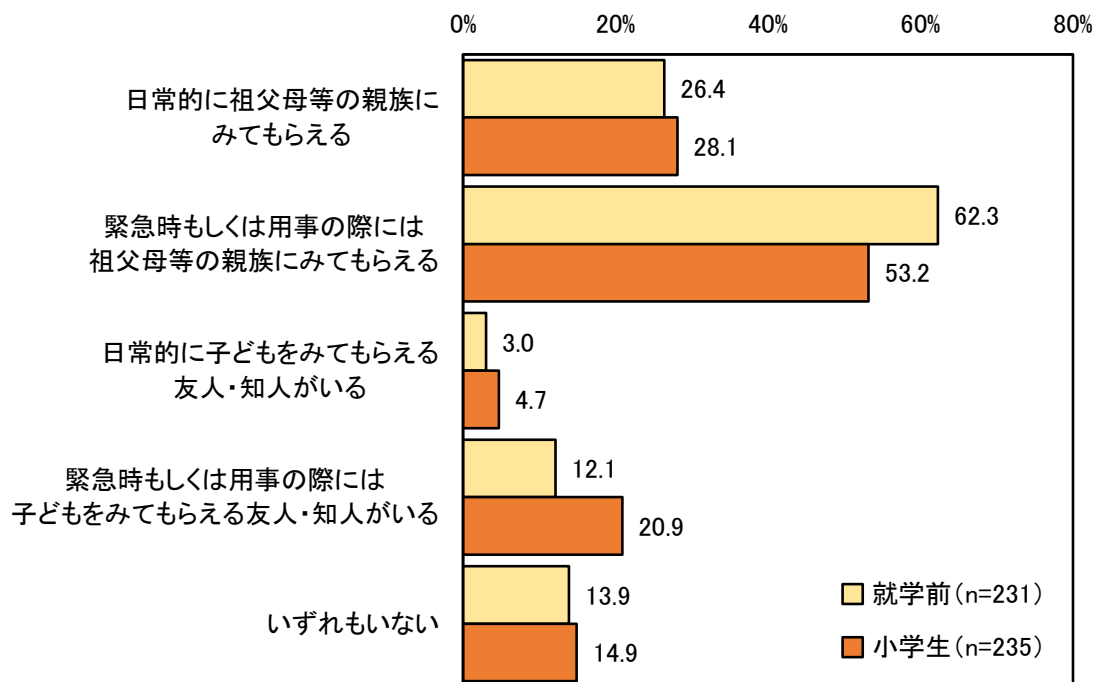


(2) アンケート結果の概要

①子どもをみてもらえる親族・知人の有無

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は就学前では 3.0%、小学生では 4.7%と低くなっています（図表2-17）。

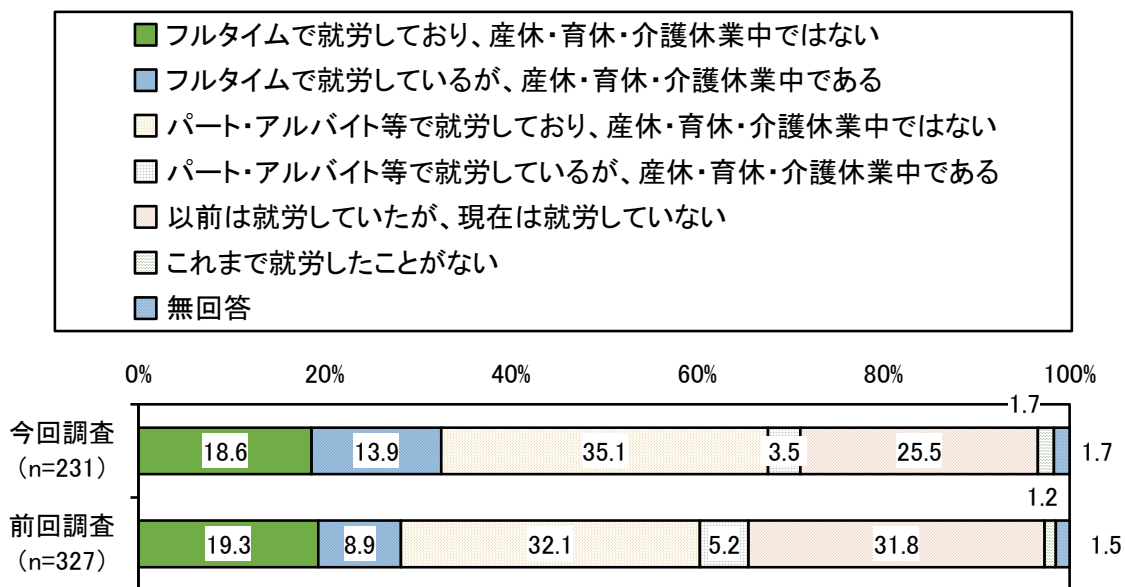
【図表2-17 子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



②母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、未就学の母親の就労している割合は約7割（71.1%）、小学生の母親の就労している割合は約8割（75.4%）となっています。『フルタイム（産休・育休含む）』の割合を見ると、小学生より就学前の方が高くなっています（図表2－18）。

【図表2－18 母親の就労状況】



③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

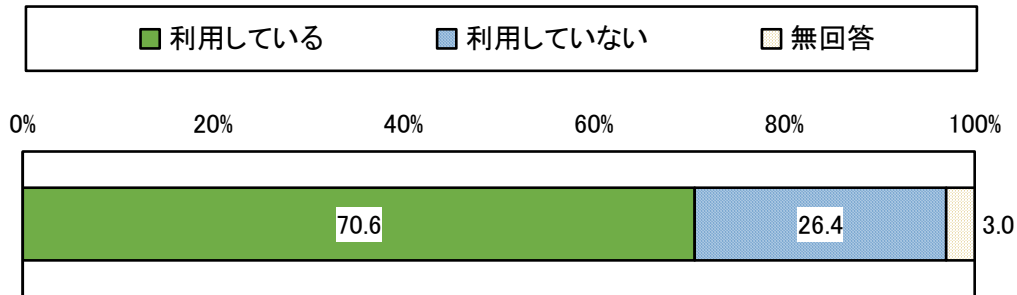
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が約7割（70.6%）となっています（図表2-19-1）。

利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が61.3%で最も高く、次いで「幼稚園」が31.9%、「幼稚園の預かり保育」が11.7%となっています（図表2-19-2）。

【図表2-19-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】

◆就学前

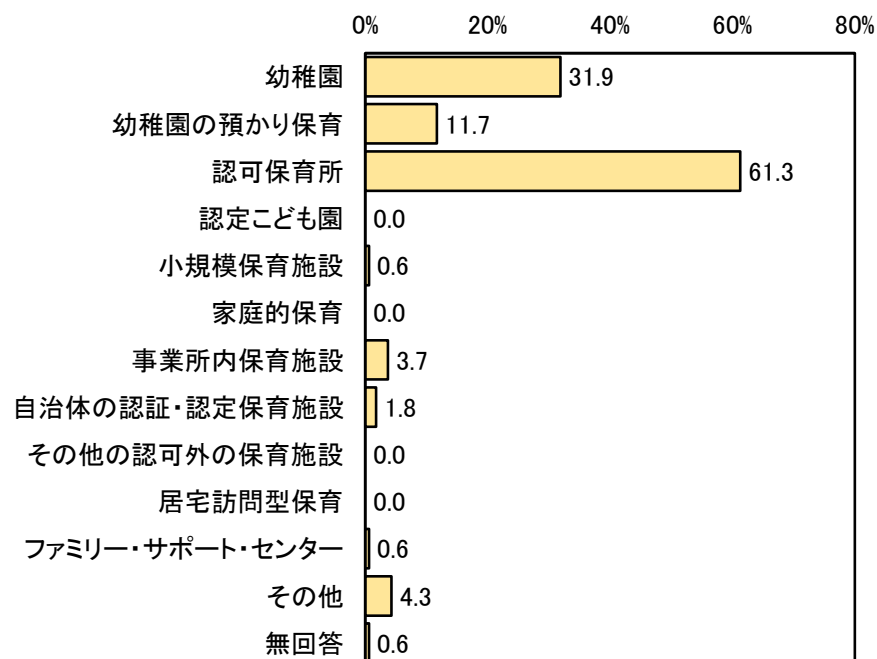
(n=231)



【図表2-19-2 利用している教育・保育事業】

◆就学前

(n=163)



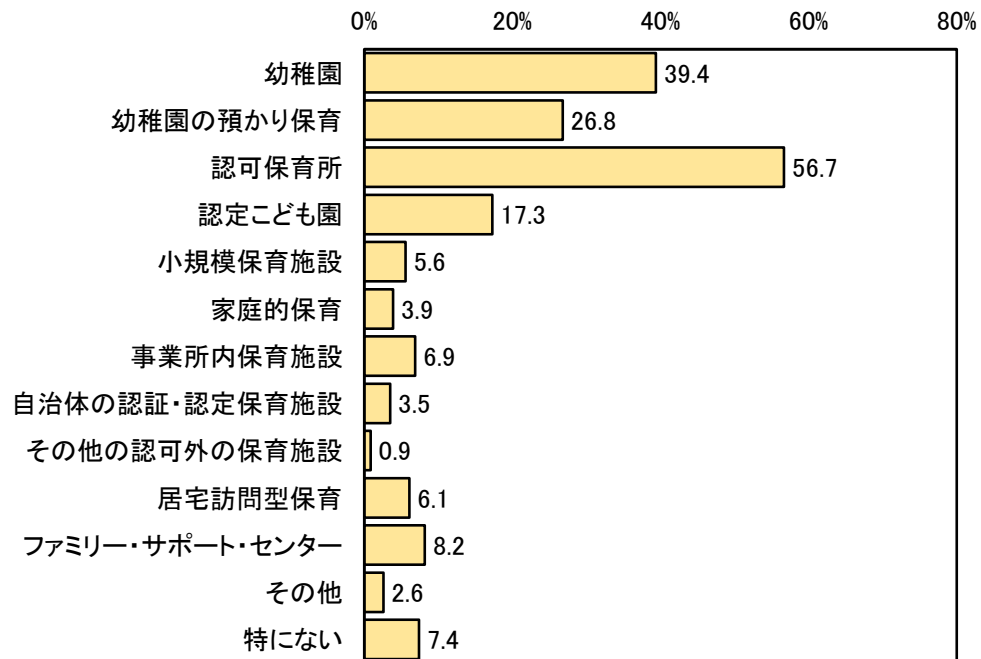
④利用したい定期的な教育・保育事業

現在の利用状況にかかわらず、利用したい定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」が 56.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が 39.4%、「幼稚園の預かり保育」が 26.8%となっています（図表 2－20）。

【図表 2－20 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】

◆就学前

(n=231)



⑤地域子育て支援拠点事業等の利用状況と利用意向

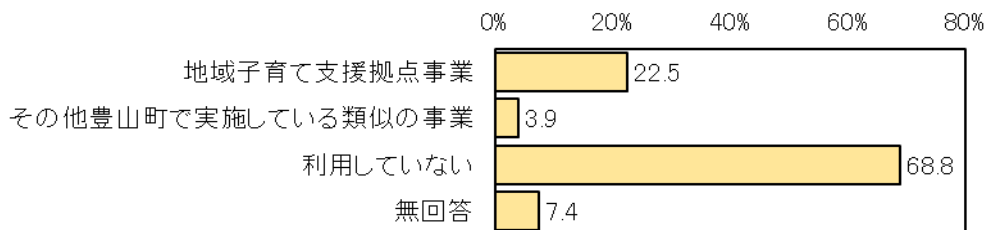
地域子育て支援拠点事業等を利用していない家庭は約7割（68.8%）となっています（図表2-21-1）。

また、地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が約3割（29.4%）となっています（図表2-21-2）。

【図表2-21-1 地域子育て支援拠点事業等の利用状況】

◆就学前

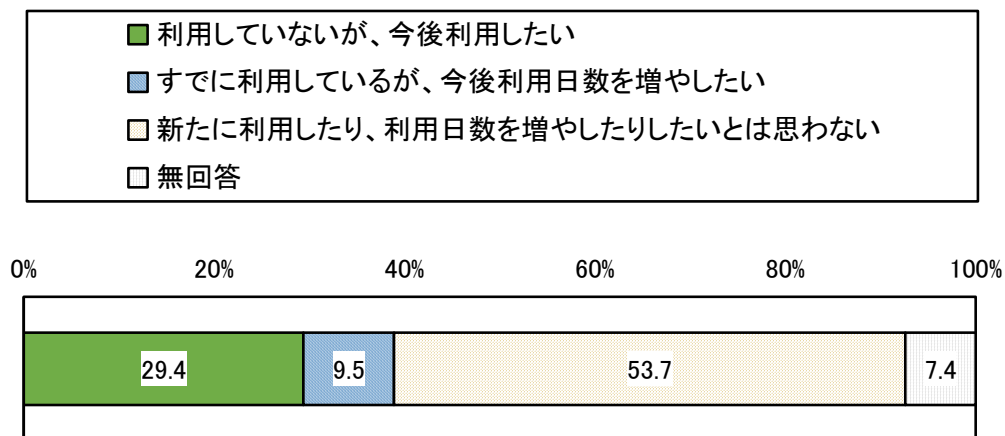
(n=231)



【図表2-21-2 地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向】

◆就学前

(n=231)



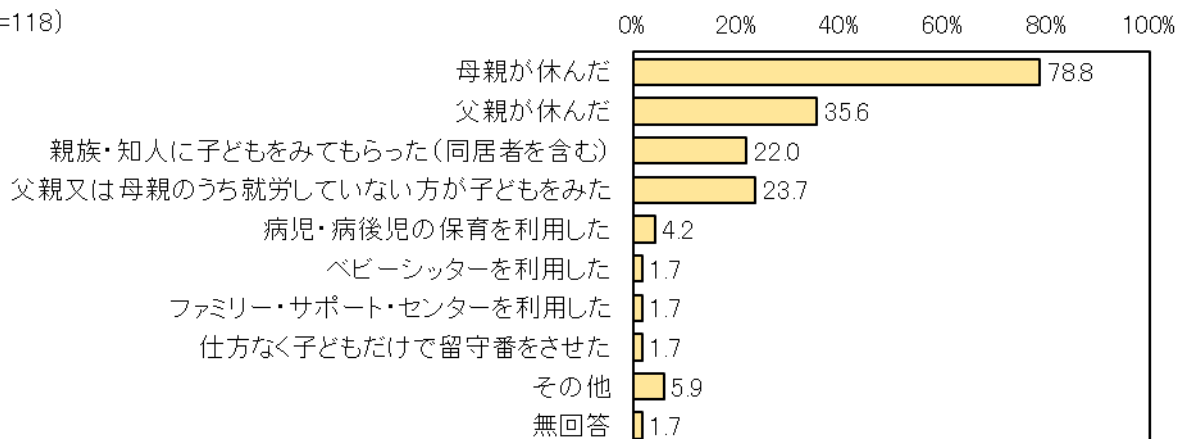
⑥こどもが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった時の対処方法

今後、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった時の対処方法は、就学前、小学生ともに「母親が休んだ」が最も高くなっています（図表2-22-1、図表2-22-2）。

【図表2-22-1 こどもが病気やケガで事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前）】

◆就学前

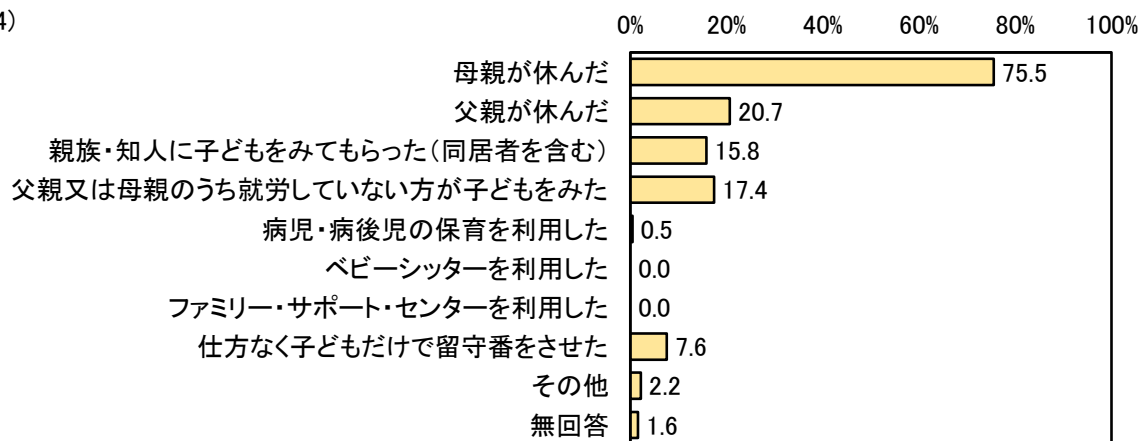
(n=118)



【図表2-22-2 こどもが病気やケガで小学校への登校ができなかった場合の対処方法（小学生）】

◆小学生

(n=184)



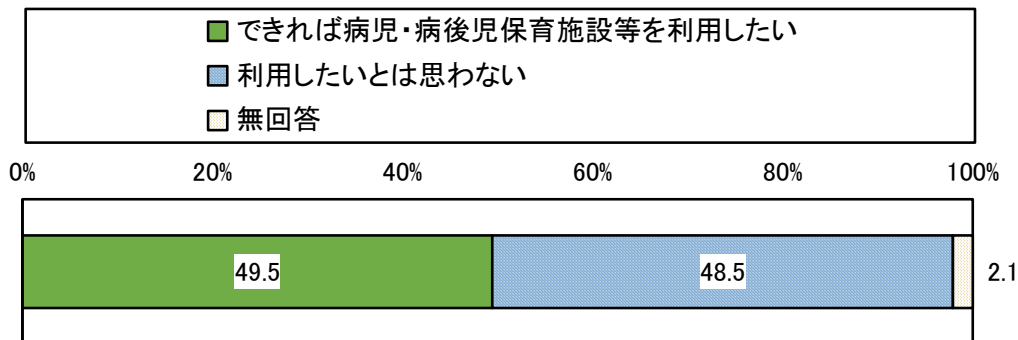
⑦病児・病後児保育施設等の利用希望

今後、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった時に、母親または父親が休んだと回答した方に、病児・病後児保育施設等の利用希望を尋ねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合は、就学前では 49.5%である一方、小学生では 21.8%となっています（図表2-23-1、図表2-23-2）。

【図表2-23-1 こどもが病気やケガで事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前）】

◆就学前

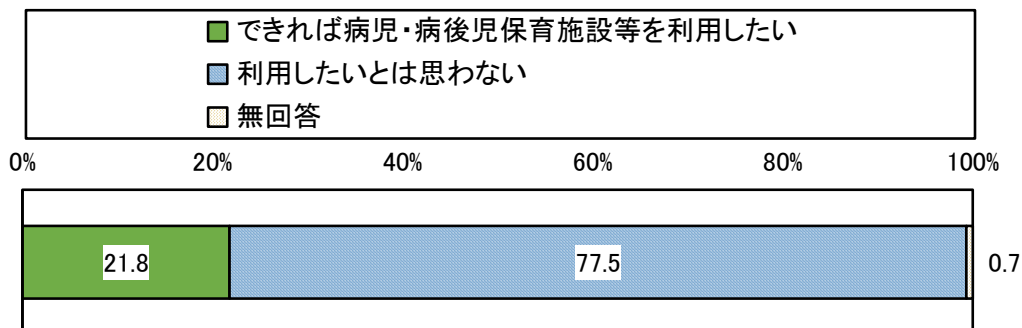
(n=97)



【図表2-23-2 こどもが病気やケガで小学校への登校ができなかった場合の対処方法（小学生）】

◆小学生

(n=142)



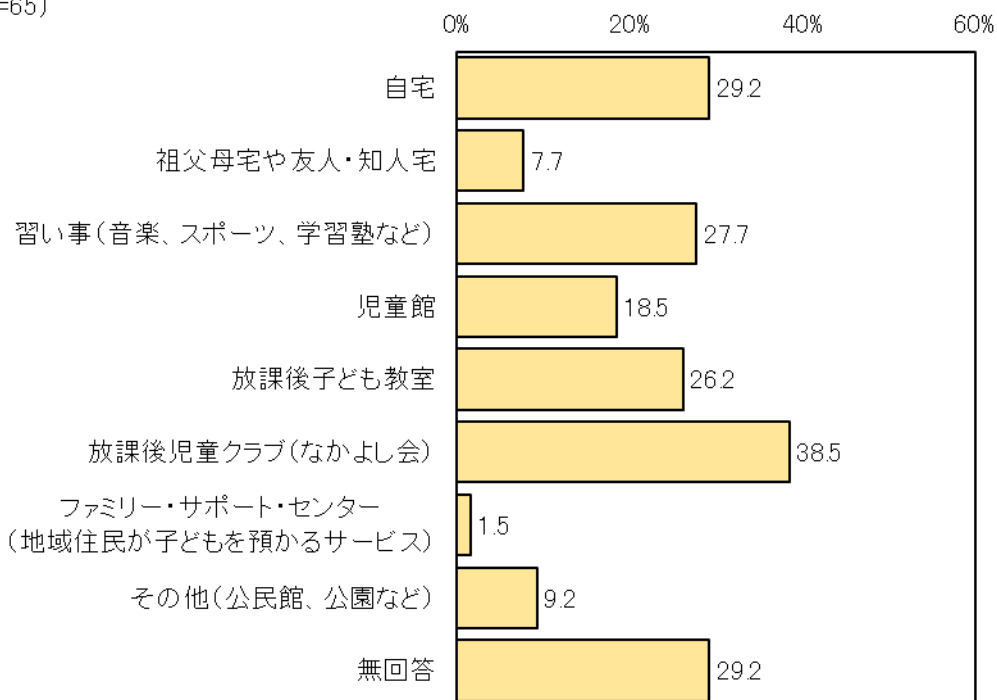
⑧小学校就学後の放課後の過ごし方

希望する小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年時では「放課後児童クラブ（なかよし会）」が最も高くなっており、高学年時は「自宅」が最も高くなっています（図表2-24）。

【図表2-24 希望する小学校就学後の放課後の過ごし方】

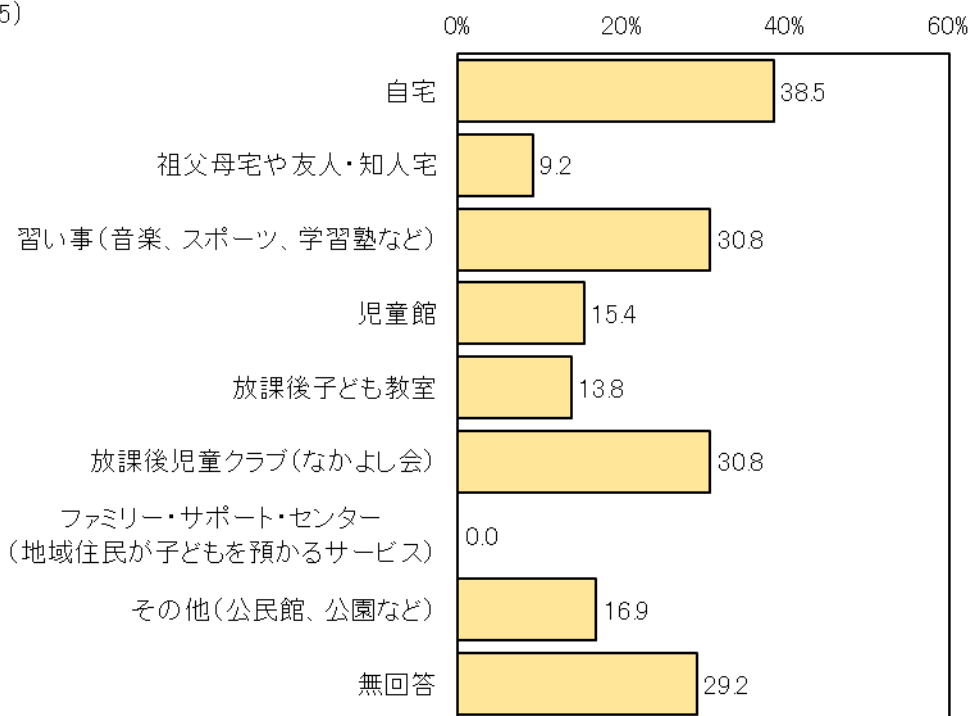
◆就学前__低学年時

(n=65)



◆就学前__高学年時

(n=65)



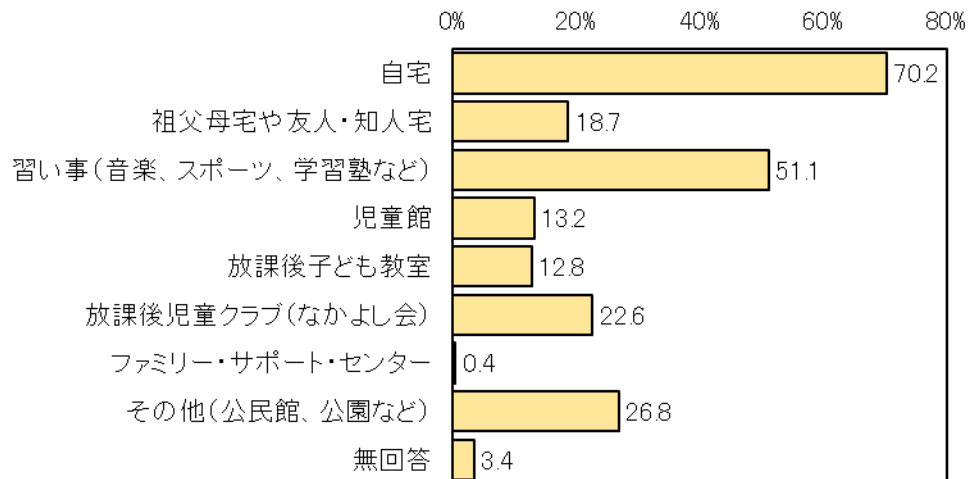
⑨現在の放課後の過ごし方

小学生の現在の放課後の過ごし方は、「自宅」が 70.2%で最も多く、次いで「習い事（音楽、スポーツ、学習塾など）」が 51.1%、「放課後児童クラブ（なかよし会）」が 22.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 18.7%、「児童館」が 13.2%となっています（図表2-25）。

【図表2-25 放課後児童クラブの利用状況】

◆小学生

(n=235)



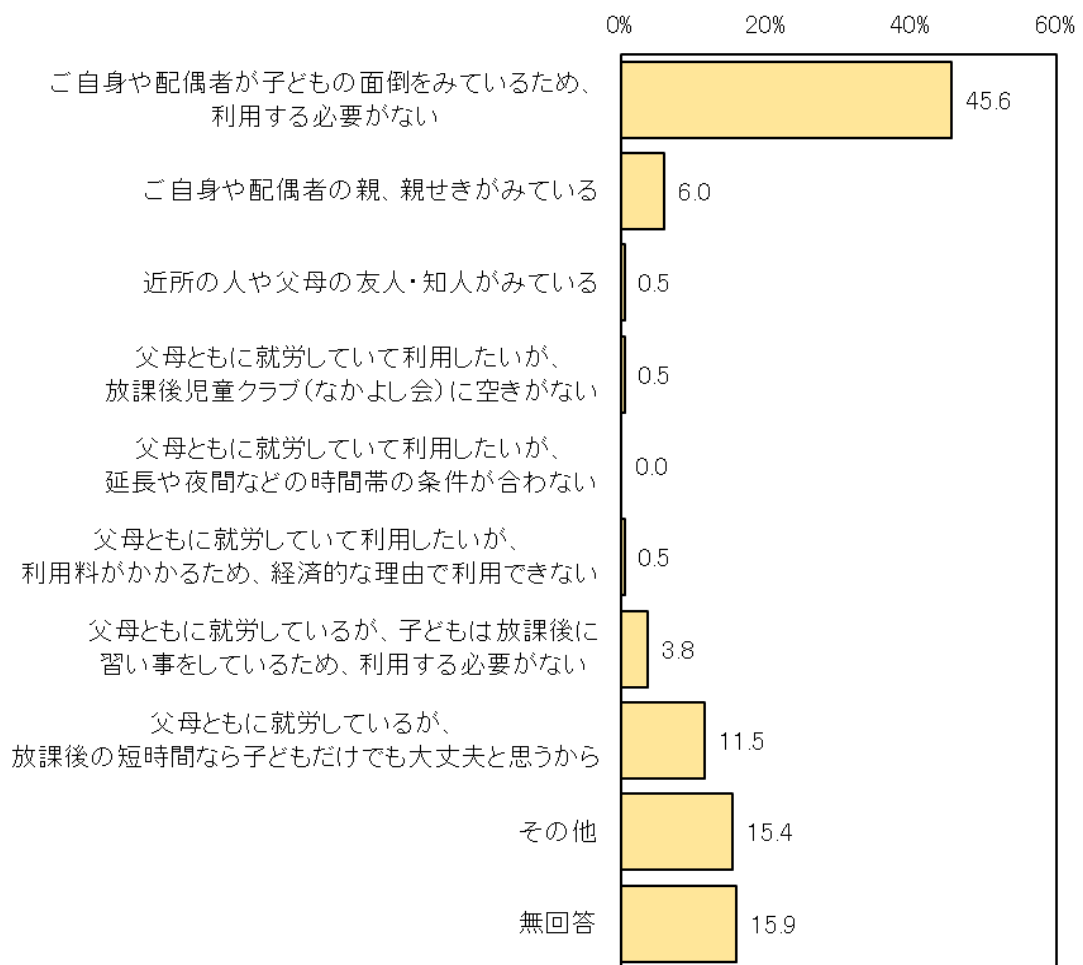
⑩放課後児童クラブを利用していない理由

小学生で放課後児童クラブを利用していない人に、その理由を尋ねると、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が45.6%で最も多く、次いで「父母ともに就労しているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫と思うから」が11.5%、「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が6.0%、「父母ともに就労しているが、子どもは放課後に習い事をしているため、利用する必要がない」が3.8%となっています（図表2－26）。

【図表2－26 放課後児童クラブを利用していない理由】

◆小学生

(n=53)



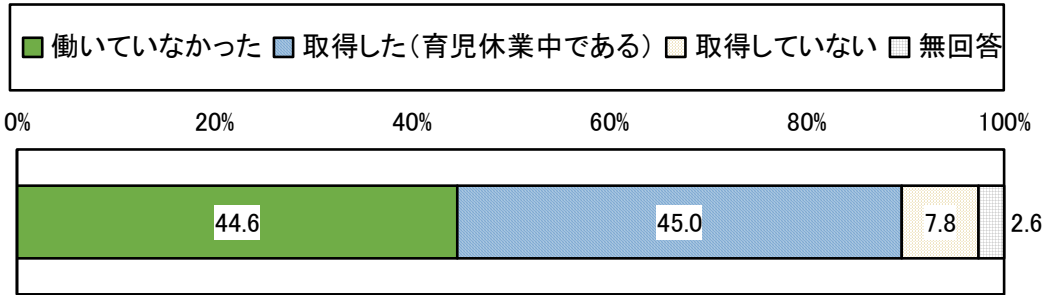
⑪育児休業の取得状況

就学前の育児休業の取得状況は、「取得した（育児休業中である）」の割合が、母親では 45.0%、父親では 16.5%となっています（図表2-27）。

【図表2-27 育児休業制度の利用状況】

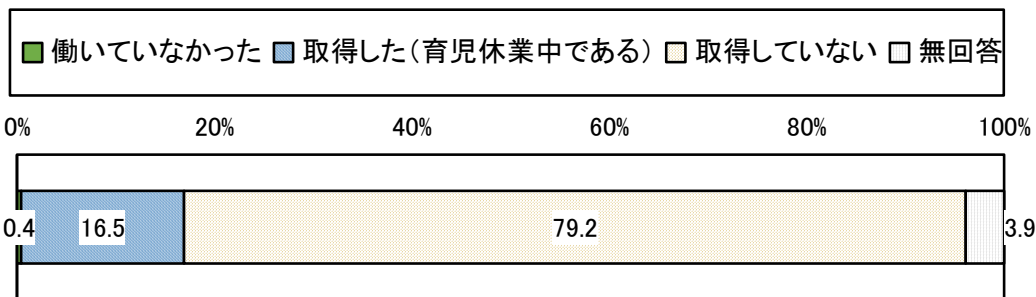
◆母親

(n=231)



◆父親

(n=231)

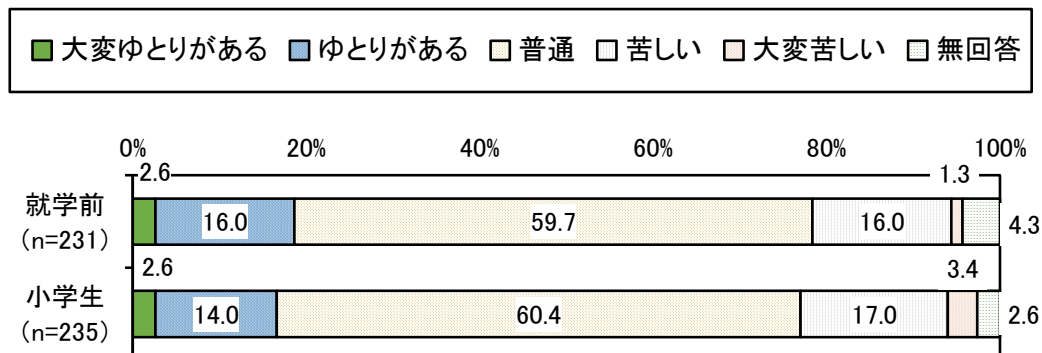


⑫現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況は、就学前では、“ゆとりがある（「大変ゆとりがある」＋「ゆとりがある」）”が 18.6%、「普通」が 59.7%、“苦しい（「苦しい」＋「大変苦しい」）”が 17.3%となっています。

小学生では、“ゆとりがある”が 16.6%、「普通」が 60.4%、“苦しい”が 20.4%となっています（図表2-28）。

【図表2-28 現在の暮らしの状況】

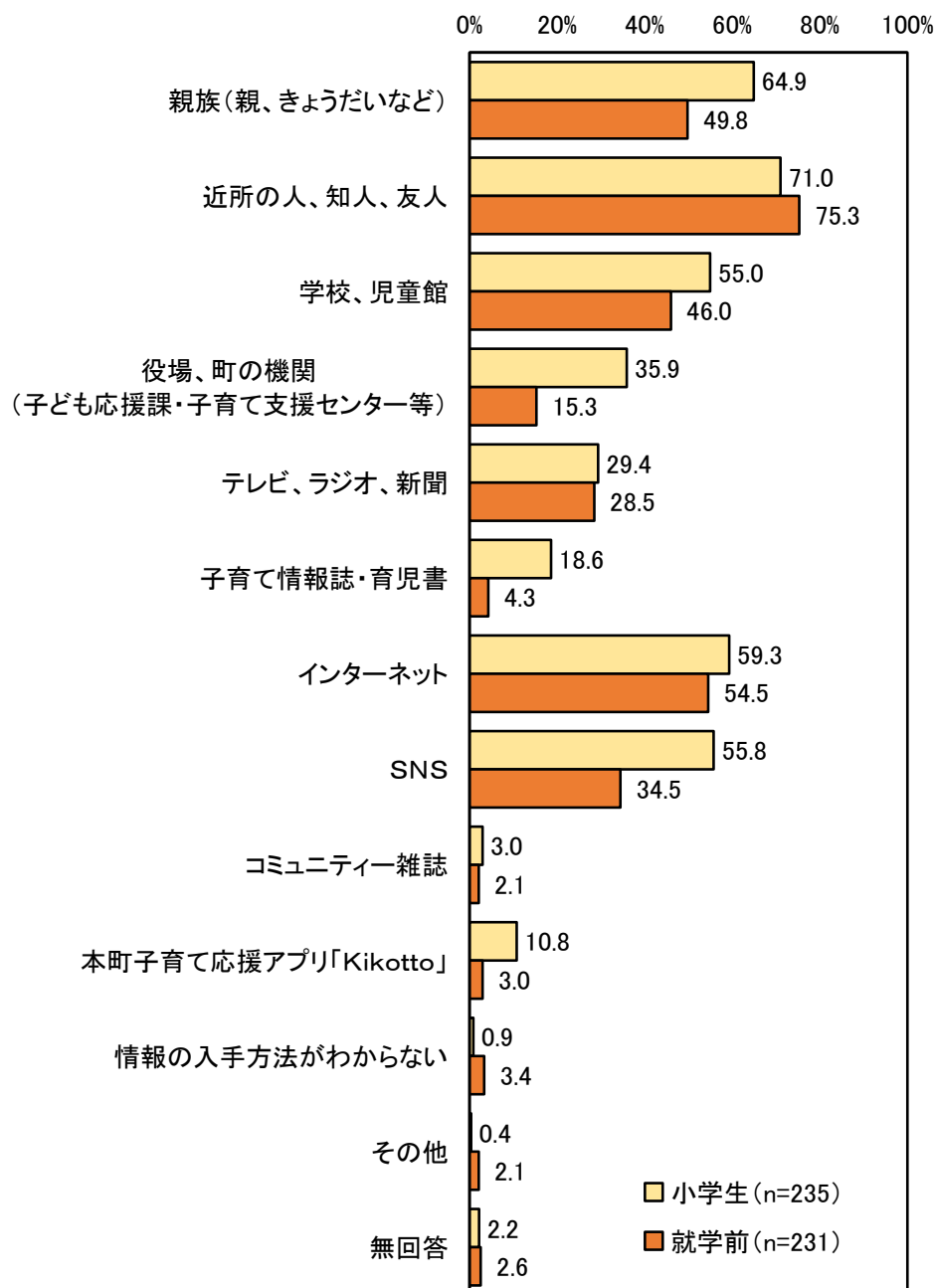


⑬子育てに関する情報の入手手段

子育てに関する情報の入手手段は、就学前では、「近所の人、知人、友人」が71.0%で最も多く、次いで「親族（親、きょうだいなど）」が64.9%、「インターネット」が59.3%、「SNS」が55.8%、「学校、保育所（園）、幼稚園、児童館」が55.0%となっています。

小学生では、「近所の人、知人、友人」が75.3%で最も多く、次いで「インターネット」が54.5%、「親族（親、きょうだいなど）」が49.8%、「学校、児童館」が46.0%、「SNS」が34.5%となっています（図表2-29）。

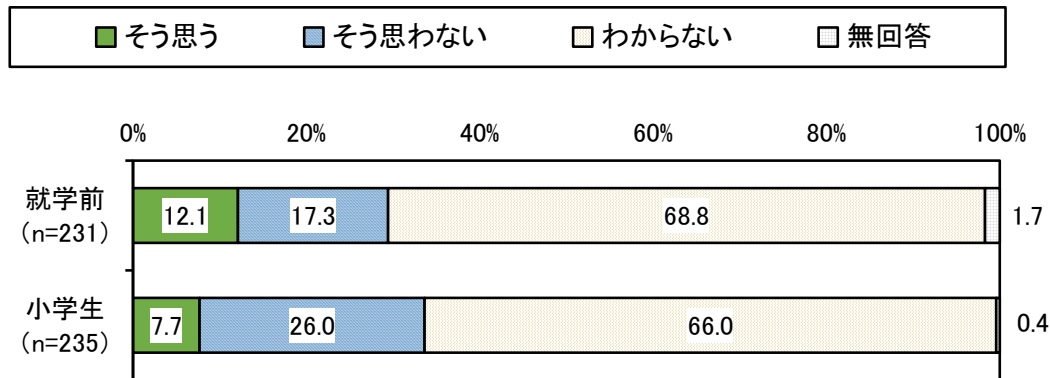
【図表2-29 子育てに関する情報の入手先】



⑭豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか

豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うかについては、就学前、小学生ともに「そう思う」は約1割となっています（図表2-30）。

【図表2-30 豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか】

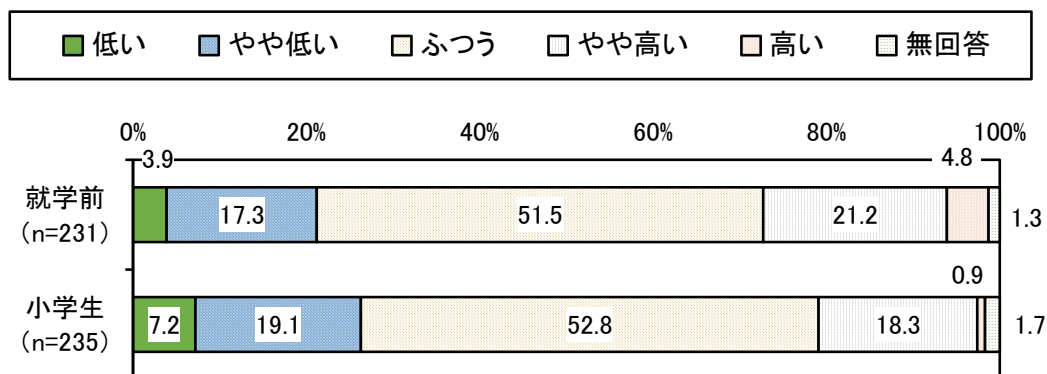


⑮子育てへの満足度

豊山町の子育ての環境や支援への満足度は、就学前では、“低い（「低い」＋「やや低い」）”が21.2%、「ふつう」が51.5%、“高い（「やや高い」＋「高い」）”が26.0%となっています。

小学生では、“低い”が26.3%、「普通」が52.8%、“高い”が19.2%となっています（図表2-31）。

【図表2-31 豊山町の子育ての環境や支援への満足度】



5 こどもの生活実態に関する調査の概要

(1) アンケートの概要

計画策定にあたり、小学生、中学生、高校生の生活実態や意見、こども・若者に関する支援ニーズを把握し、子ども・子育て支援施策及びこども施策の検討に利用することを目的として、「こどもの生活実態に関する調査」を実施しました（図表2-32）。

【図表2-32 子どもの生活実態に関する調査の概要・回収結果】

① 小学生向け調査	
調査対象者	豊山町に在住する小学4～6年生
調査票配布数	390件
調査期間	令和6年8月7日～令和6年8月28日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	128件
回収率	32.8%
② 中学生、高校生向け調査	
調査対象者	豊山町に在住する中学生、高校生
調査票配布数	880件
調査期間	令和6年8月7日～令和6年8月28日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	169件
回収率	19.2%

(2) 子どもの生活実態に関する調査結果の概要

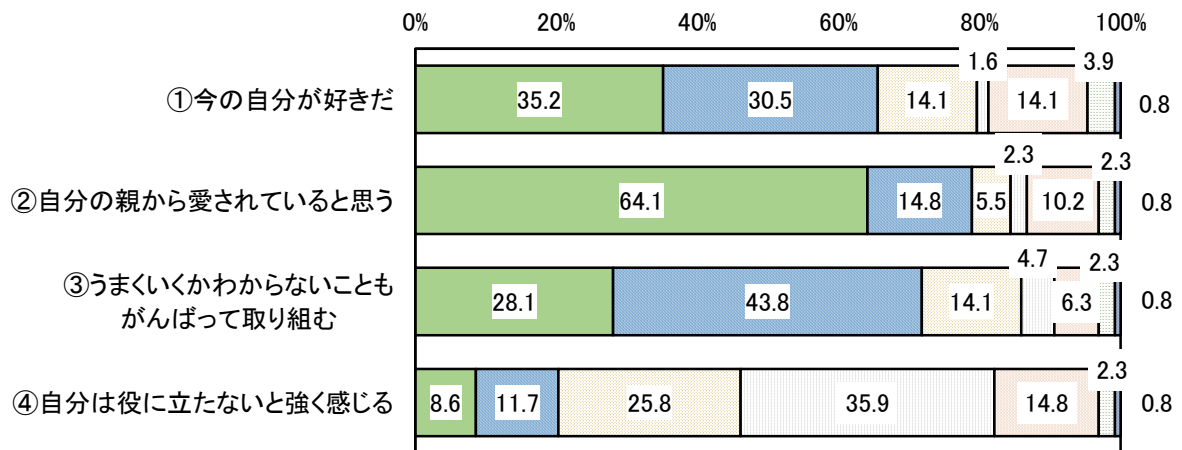
①自己肯定感

自身のことについては、“あてはまる（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」）”が最も高いのは、小学生では、「②自分の親から愛されていると思う」（78.9%）となっており、中高生では、「②自分の親から愛されていると思う」（83.4%）となっています（図表2-33）。

【図表2-33 自己肯定感】

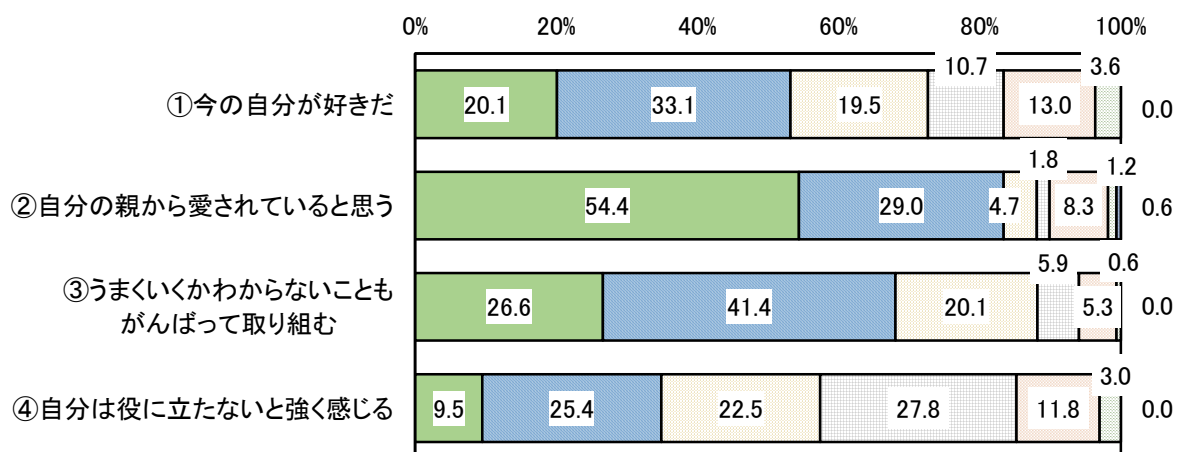
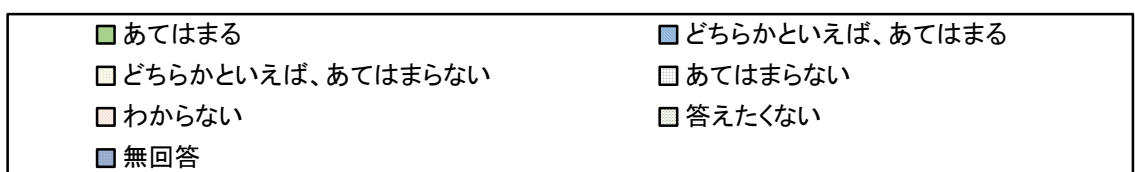
◆小学生

(n=128)



◆中高生

(n=169)

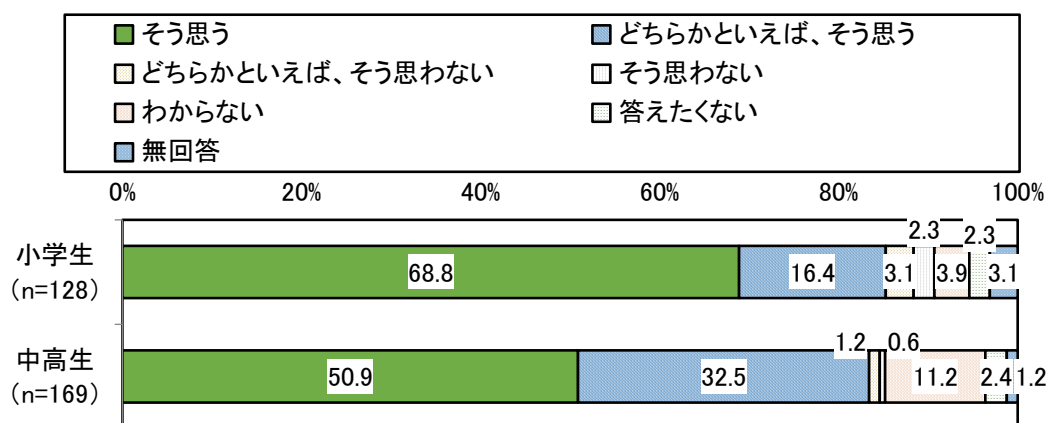


②幸福感

今、自分が幸せだと思うかについては、“そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）”が85.2%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」＋「そう思わない」）”が5.4%となっています。

中高生では、“そう思う”が83.4%、“そう思わない”が1.8%となっています（図表2－34）。

【図表2－34 今、自分が幸せだと思うか】

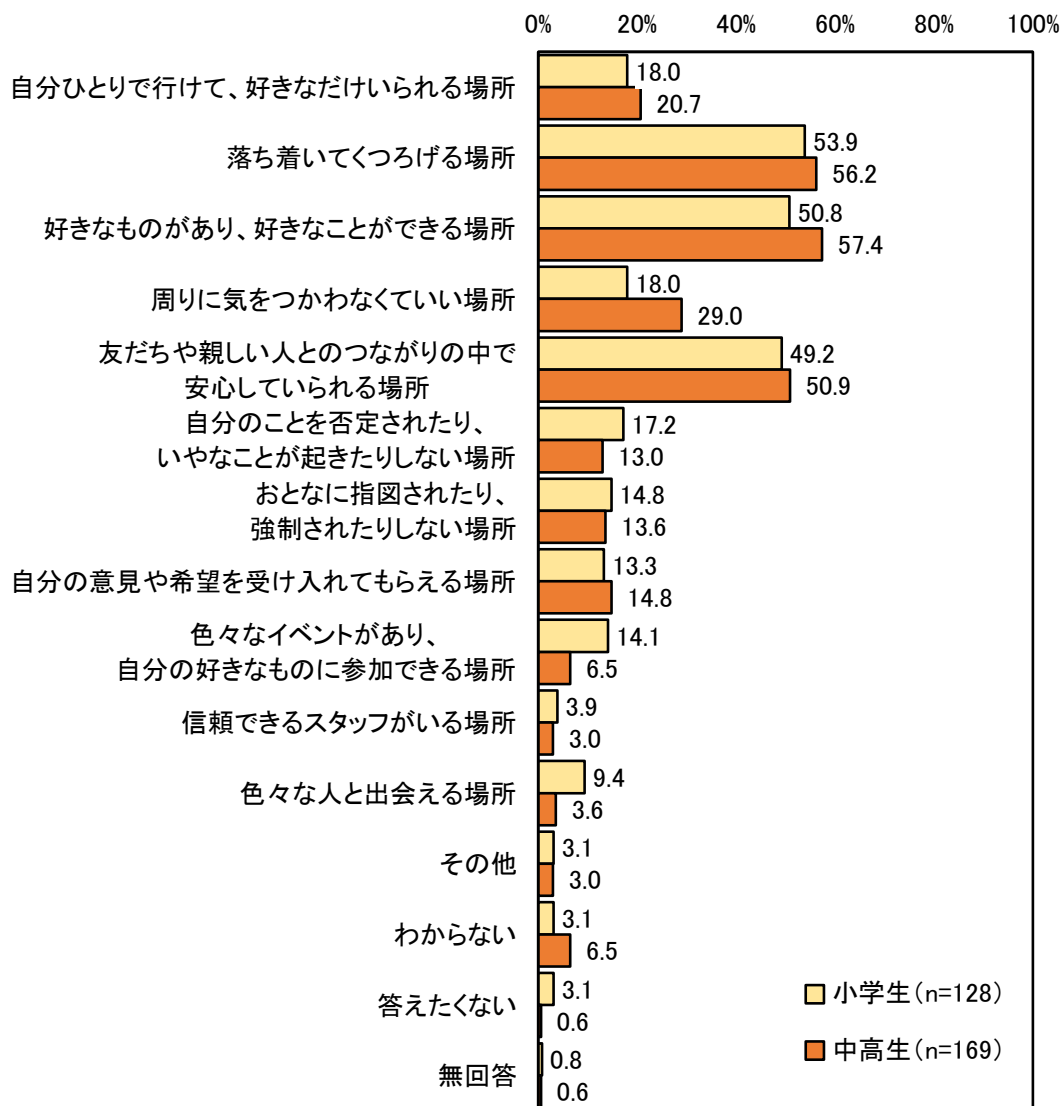


③「居場所」について

「居場所」については、小学生では、「落ち着いてくつろげる場所」が 53.9%で最も多く、次いで「好きなものがあり、好きなことができる場所」が 50.8%、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が 49.2%となっています。

中高生では、「好きなものがあり、好きなことができる場所」が 57.4%で最も多く、次いで「落ち着いてくつろげる場所」が 56.2%、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が 50.9%、「周りに気をつかわなくていい場所」が 29.0%となっています（図表2－35）。

【図表2－35 「居場所」について】



④自分にとっての「居場所」

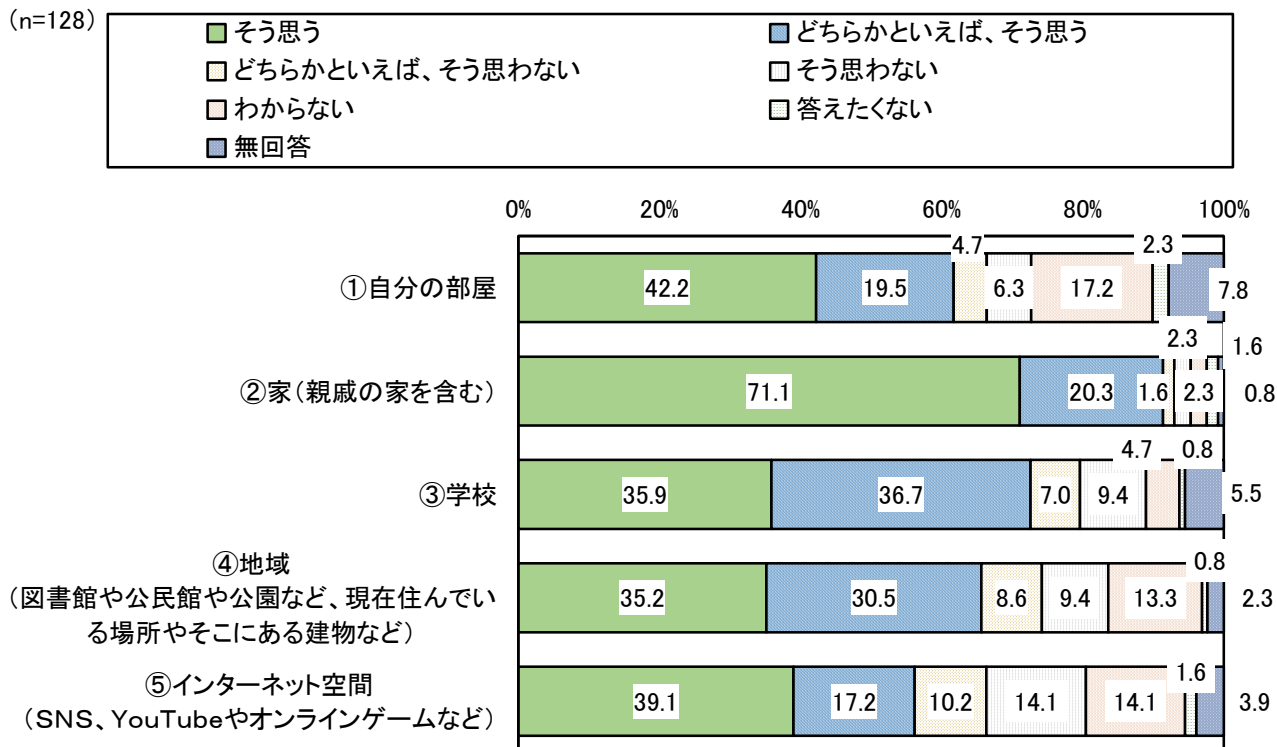
自分にとっての「居場所」については、“そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）”が最も高いのは、小学生では、「②家（親戚の家を含む）」（91.4%）となっています。

中高生では、「②家（親戚の家を含む）」（85.2%）となっています（図表2－36）。

【図表2－36 自分にとっての「居場所」】

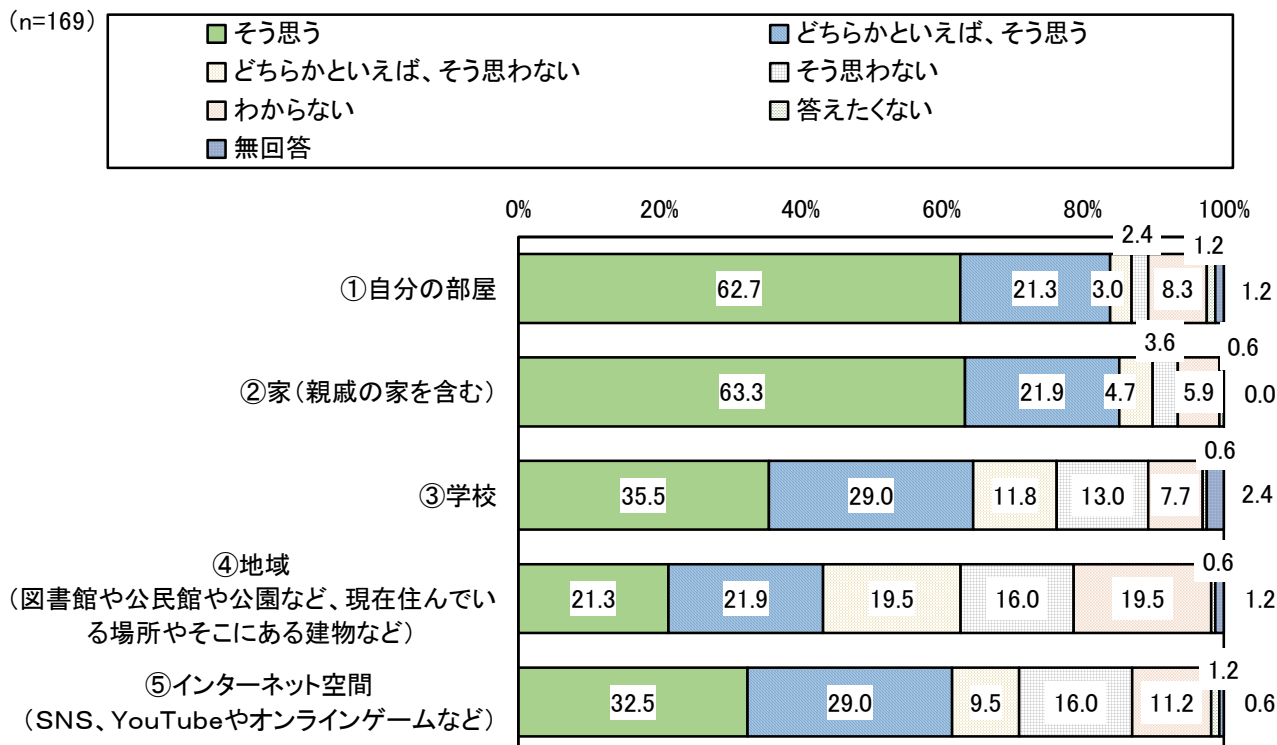
◆小学生

(n=128)



◆中高生

(n=169)

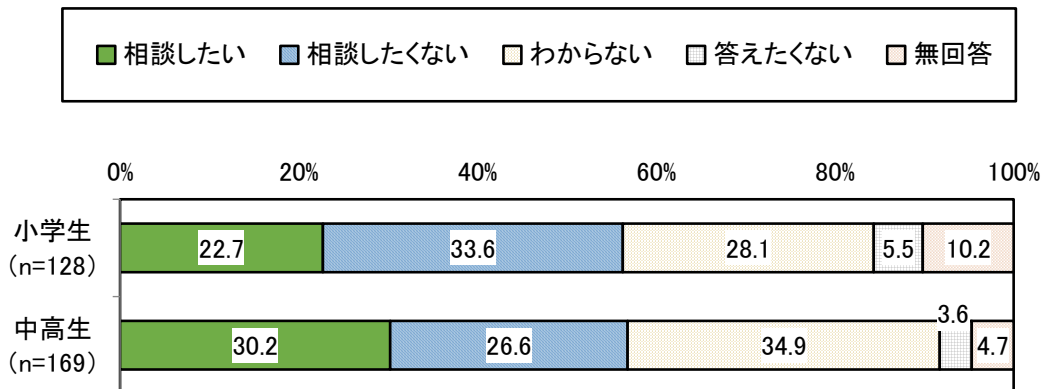


⑤悩みごと、困りごとを誰かに相談したいか

悩みごと、困りごとを誰かに相談したいかについては、小学生では、「相談したい」が 22.7%、「相談したくない」が 33.6%となっています。

中高生では、「相談したい」が 30.2%、「相談したくない」が 26.6%となっています（図表2－37）。

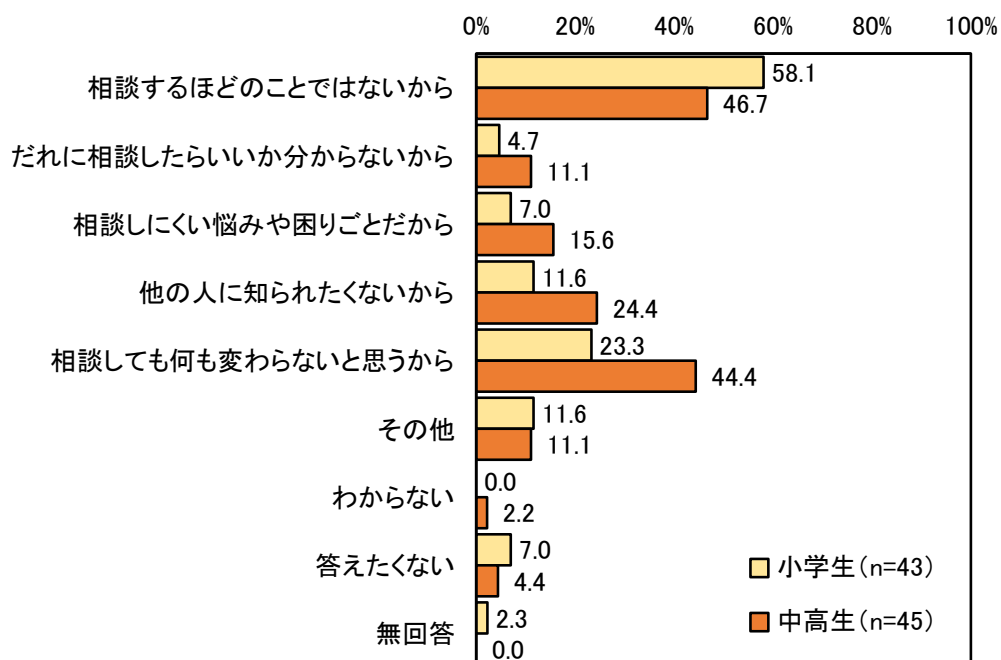
【図表2－37 悩みごと、困りごとを誰かに相談したいか】



⑥悩みごと、困りごとを相談したくない理由

悩みごと、困りごとを誰かに相談したくない理由については、小学生、中高生ともに「相談するほどのことではないから」が最も高くなっています。また、小学生では「相談しても何も変わらないと思うから」、中高生では「だれに相談したらいいか分からないから」が次いで高くなっています（図表2－38）。

【図表2－38 悩みごと、困りごとを相談したくない理由】

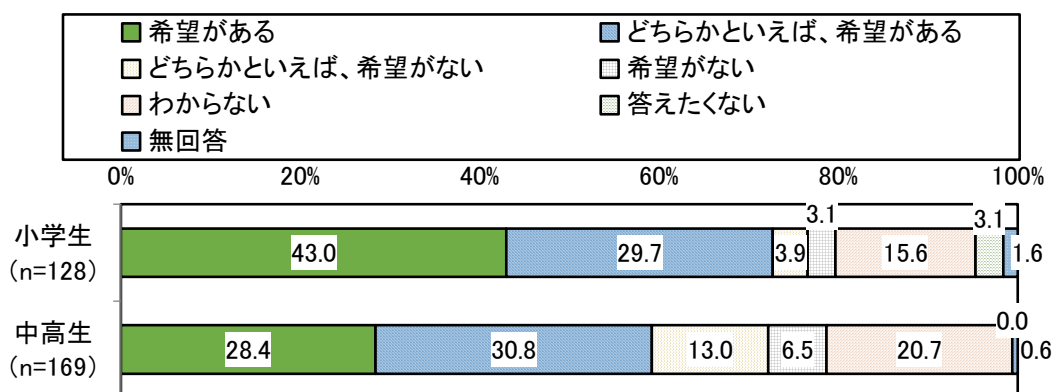


⑦将来への明るい希望

将来への明るい希望については、小学生では、“希望がある（「希望がある」＋「どちらかといえば、希望がある」）”が72.7%、“希望がない（「どちらかといえば、希望がない」＋「希望がない」）”が7.0%となっています。

中高生では、“希望がある”が59.2%、“希望がない”が19.5%となっています（図表2－39）。

【図表2－39 将来への明るい希望】

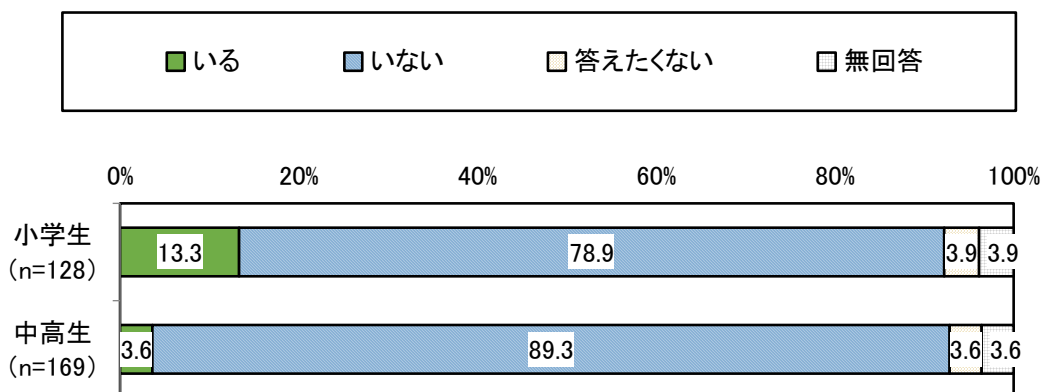


⑧お世話をしている人の有無

家族の中にお世話をしている人の有無については、小学生では、「いる」が13.3%、「いない」が78.9%となっています。

中学生では、「いる」が3.6%、「いない」が89.3%となっています（図表2－40）。

【図表2－40 お世話をしている人の有無】

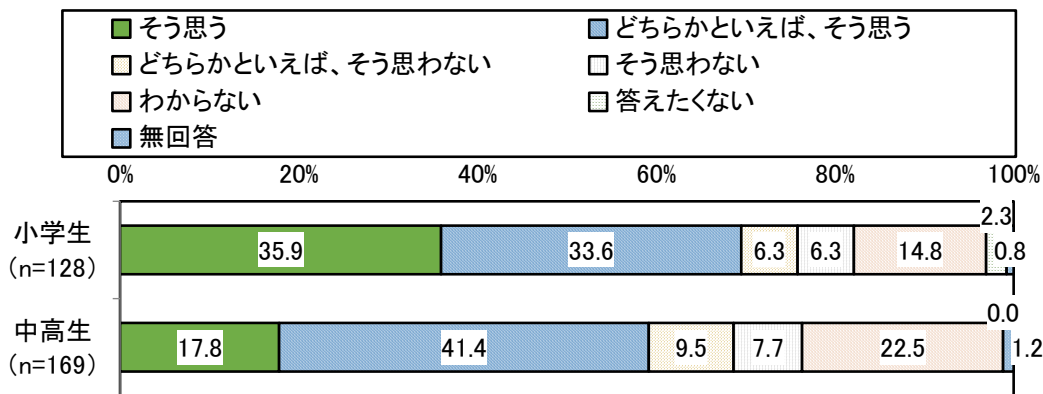


⑨豊山町は子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか

豊山町は子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについては、小学生では、“そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）”が69.5%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」＋「そう思わない」）”が12.6%、「わからない」が14.8%となっています。

中学生では、“そう思う”が59.2%、“そう思わない”が17.2%、「わからない」が22.5%となっています（図表2－41）。

【図表2－41 豊山町は子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか】

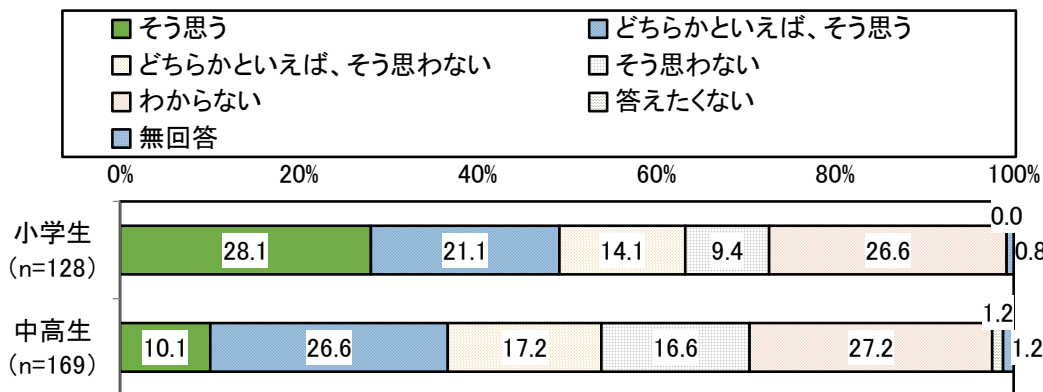


⑩豊山町に住み続けたいと思うか

豊山町に住み続けたいと思うかについては、小学生では、“そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）”が49.2%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」＋「そう思わない」）”が23.5%、「わからない」が26.6%となっています。

中学生では、“そう思う”が36.7%、“そう思わない”が33.8%、「わからない」が27.2%となっています（図表2－42）。

【図表2－42 豊山町に住み続けたいと思うか】

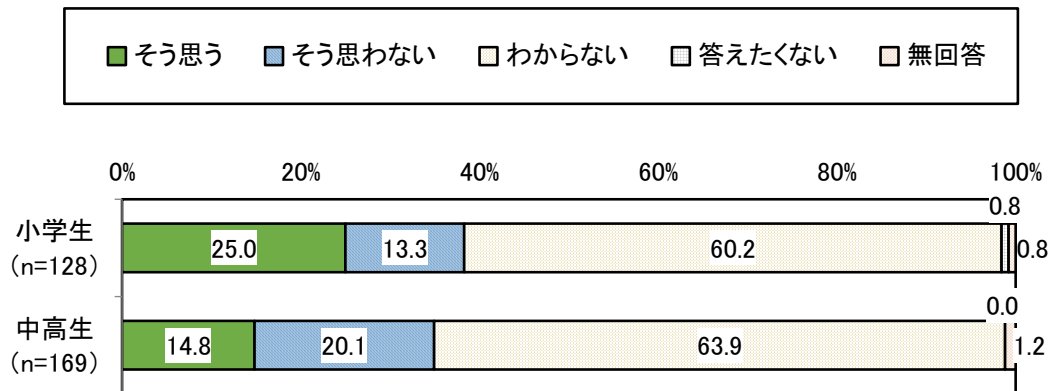


⑪豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか

豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うかについては、小学生では、「そう思う」が25.0%、「そう思わない」が13.3%、「わからない」が60.2%となっています。

中高生では、「そう思う」が14.8%、「そう思わない」が20.1%、「わからない」が63.9%となっています（図表2－43）。

【図表2－43 豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか】



6 町立小学校・中学校との懇談会の概要

(1) 懇談会の概要

計画策定にあたり、本町に住むこどもたちの意見を把握し、今後のこども施策の方向性等を検討するための基礎資料とすることを目的として、町立小学校の児童会メンバー及び中学校の生徒会メンバーとの懇談会を実施しました（図表2-44）。

【図表2-44 懇談会の開催経過】

① 志水小学校	
参加者	志水小学校児童会役員、豊山町子ども応援課職員
開催日	令和6年9月30日（月） 15：00～15：40
② 新栄小学校	
参加者	新栄小学校児童会役員、豊山町子ども応援課職員
開催日	令和6年10月9日（水） 10：30～10：50
③ 豊山小学校	
参加者	豊山小学校児童会役員、豊山町子ども応援課職員
開催日	令和6年10月10日（木） 13：10～13：40
④ 豊山中学校	
参加者	豊山中学校生徒会役員、豊山町子ども応援課職員
開催日	令和6年10月8日（火） 13：20～13：50

(2) 懇談会における意見の概要

①あなたの夢を叶えるために必要なことは何ですか？

【図表2-45 あなたの夢を叶えるために必要なことは何ですか？】

学校	内容
志水小学校	・努力が必要だと思う。自分の夢が美容師で、人が喜んでくれるよう努力したいと思った。 ・練習と努力が必要だと思う。夢はスポーツをしていくこと。上手くなるための練習と、続ける努力が必要だと思う。 ・小さな目標を立てて一つ一つ達成していくことが必要だと思う。自分のできることを考え目標を立てて達成していくことが重要だと思う。 ・知識が必要だと思う。学校での授業で、職業が体験出来たりすると良いと思う。 ・学校が必要だと思う。夢である職業に就くために必要な知識を学ぶために学校が必要だと思う。
新栄小学校	・プロ野球選手になりたいので雨でも練習できる室内練習場が必要だと思う。 ・ダンサーになりたいので、鏡やクーラーがついている体育館が必要だと思う。 ・老後幸せに生きるために、バリアフリーが必要だと思う。 ・弁護士になりたいので、六法全書など色々な勉強となる本を多く置いて欲しい。 ・美術の教師になりたいので、美術専門の教室を増やしてほしい。
豊山小学校	・人に優しく寄り添えるように、常に周りを気にかけて声をかけること。知識と体力が必要だと思う。 ・勉強と学校に通うためのお金が必要だと思う。資格を取るための勉強も必要だと思う。 ・将来英語を使った仕事に就きたいと考えているので、勉強するための資金と、外国人との交流が必要になってくる。 ・医者になることが夢で、勉強はもちろん、人の心に寄り添える優しい気持ちが必要だと思う。 ・まだ特に夢はないが、何を叶えるためにも、基本の国語の勉強をするとよい。そのためにも努力が必要だと思う。
豊山中学校	・努力が必要である。

②豊山町に何があるとうれしいですか？

【図表2-46 豊山町に何があるとうれしいですか？】

学校	内容
志水小学校	・職業体験やインタビューができる施設や授業があるとよい。実際に働いている人を見たり話を聞くことで、少しでも自分の将来をイメージできるとよいなと思う。 ・アスレチックや運動施設、他にもボールを使える場所が欲しい。近くにある公園は大体ボール禁止されている。ボールを使ったり、思いっきり体を使って遊べる場所がほしい。 ・プール施設がほしい。夏の楽しみであるプールでの遊びがスカイプールがなくなってしまうことでできなくなるため、プール施設がほしい。 ・保育園、幼稚園、学校など以外にも、土日でも預かってもらえるような施設がほしい。おじいちゃんやおばちゃんの予定が合わないと家族に預かってもらえないことも出てきて困ることがあると思う。 ・公園やプールなどこどもが喜ぶ場所があるとよい。スカイプールがなくなり、こどもが遊ぶ場所が減っている。
新栄小学校	・高校と温泉と交番があると良い。 ・ボール遊びができる公園、電車の乗り入れ、冬でも使える室内のプールが欲しい。 ・スカイプールに代わるプールがあると嬉しい。屋根を作ったり老朽化しにくくしてほしい。 ・雨の日でも遊べる公共施設が少ないので、小牧市にあるこども未来館のようなこどもが楽しめる施設を豊山町にも作ってほしい。
豊山小学校	・脱炭素活動ができる場所があるとよい。例えば、太陽光で野菜を育てる場所や、着ることができなくなった服のリサイクルができる場所があるとよい。 ・予約が必要ないみんなが使用できるグラウンドなど運動ができる場所があると嬉しい。弟がいつもボールで遊びたがっているのにボール遊びができる場所がないので、ボール遊びができる場所が欲しい。 ・公園はたくさんあるが大きい公園がない。エアポートビューマラソン大会の前に小学生が夜1人で練習しているのを見たことがある。これは危ないので、グラウンドの開放ができればいいと思う。 ・社会教育センターの本をもっと増やしたり、勉強できるスペースを増やしてほしい。 ・スカイプールのような、こどもから大人まで楽しめるようなプールが欲しい。
豊山中学校	・地下鉄があると良い。 ・ボール遊びができる公園がほしい。 ・児童遊園は小さい子もいるので遊びづらい。大きな公園でボール遊びができるように（小牧市の小針公園のような）。 ・スカイプールがなくなるので、代替りのプールがほしい。 ・飛び込み台がある競泳用のプールがほしい。 ・スタバがあると良い。 ・衝立で仕切られた一人用の勉強できる場所がほしい。

③普段の生活でこうなったらいいなと思うことは何ですか？

【図表2-47 普段の生活でこうなったらいいなと思うことは何ですか？】

学校	内容
志水小学校	・働いている人の声を聴けるような授業を増やしてほしい。去年キャリア教育の授業がとても良かった。 ・広く遊べる場所がない。バスケットゴールもなくなっている。ボールを打ったり蹴ったり投げたりできる場所がほしい。 ・町民無料バスがあるとよいと思う。高齢者で歩いての移動がづらい人がいると思う。その人たちに向けた無料バスがあるとよい。 ・道にゴミや糞がよく落ちている。それを避けて道に飛び出たりして危ないと思っている。ゴミ拾いのイベントがあるとよい。 ・夏休みの宿題を選択制になればよい。作品課題等、いくつもある中から選択制にしたい。
新栄小学校	・個人登校になるとよい。 ・電車があると便利。中学校がもう少し近くにあると良い。 ・部活を何らかの形でよいのでやりたい。 ・小学校をきれいにしてほしい。 ・シェアサイクルが豊山町にもあると良い。
豊山小学校	・町民の皆さんと感謝の気持ちを伝えられるような温かい関係を作りたい。 ・野良猫の保護や譲渡をしてほしい。家の近くにも餌をもらっている野良猫が10匹ほどいる。車に轢かれたり、人から虐待を受けてほしくない。 ・授業の時間を減らさず下校の時刻を早めてほしい。朝の会や帰りの会、20分放課などの時間を見直して早めることはできないかと考えている。町外の学校では同じ6時間授業の日でも、下校時刻に20分ほど差がある。 ・自宅が大きな道路沿いに建っていることもあり、夜寝ているときにバイクの騒音で目が覚めてしまうことがあるので、静かで安心して眠れる町になるといいと思う。 ・外に出たいと思える人が増えるといい。
豊山中学校	・部活動の時間が学校でしっかり決められている。活動時間を増やしてほしい。 ・部活動では吹奏楽をやっているが、学校で楽器を弾くと学校周辺の近所に迷惑がかかる。社会教育センターで行うとなると楽器の運搬などでいろいろな人に迷惑がかかる。防音の部屋があれば練習ができる。 ・学校のトイレの入り口は扉がなく暖簾がかかっている。トイレが綺麗だと良い。 ・体育館にクーラーを設置してほしい。 ・タブレットを持ち帰れるようになると良い。 ・学校の机が古く削れてトゲができています。トゲが服にささるので、新しい机に代えてほしい。 ・学校に購買や自販機があると良い。 ・椅子が自分の体格に合っていないくて猫背になる。体格に合ったものを。 ・道が狭いので不便。 ・朝夕の通勤の時間帯は働く人の車が多い。結構なスピードが出ている。 ・どこでもW i F i が使えると良い。

④豊山町の未来はどうなっていると思いますか？（小学校のみ確認）

【図表2-48 豊山町の未来はどうなっていると思いますか？】

学校	内容
志水小学校	・ ひまわり等色々な学校の子と交流できる場所があるので、これからも交流が盛んな良い町になると思う。 ・ 今の意見が少しでも取り入れれば高齢者、こどもが住みやすい町になると思う。 ・ 便利な機械等が増えていく。ひまわりのような他学校との交流ができる施設も増えると思う。 ・ クラスにも外国人の親を持つ子がいる。外国人の子との交流が増えていくと思う。 ・ 他の学校の子と交流が増えていくと思う。
新栄小学校	・ 名古屋市から近いこともあり、都会化していくと思う。 ・ こどもが成長して、町外に出ていき人口が減ると思う。 ・ 行事（とよやま DE ないと等）で活気あふれる町になると思う。 ・ みんなが言ったことを実現できれば、どんな夢でも叶えられるような町になると思う。 ・ こども、大人、お年寄り、みんなが暮らしやすい町になっていると思う。
豊山小学校	・ 町民の皆さんと少しでも仲良く喋れるような豊山町になったらいいなと思う。 ・ ウイルス等が蔓延してもしっかりと管理できる町になっていると思う。 ・ もっと観光が発展して、町が活性化していると思う。 ・ 動物が触れ合える場所があるとよい。





第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、これまで「子どもが、親が、みんなとともに育つ とよやま」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

こどもや子育てをめぐる環境が大きく変わる中で、国が定めた「こども大綱」では、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（well-being²）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、社会全体でこども施策に取り組んでいくことが求められています。

本計画では子ども・子育て支援事業計画を包含し、前計画の基本理念を継承していきます。そして、こども大綱や愛知県こども計画を勘案し、本町で生まれ育つこども・若者の今とこれからの最善の利益を図りながら、子育て当事者、おとなを含む、本町に住む全ての人々で協力し合い、こども・若者が幸せに暮らしていけるまちにすることを目指し、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

◆基本理念

こども・若者が幸せに、みんなとともに育つ とよやま



2 Well-being（ウェルビーイング） 世界保健機関（WHO）は、「身体的・精神的・社会的に満たされた状態」と定義し、近年、国際機関を含む諸外国における重要な概念の一つ。こども大綱では、「こどもまんなか社会」について、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会と位置付けている。

2 基本目標

本町のこども・若者や子育て当事者を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 こども・若者の育ちを地域で支えるまちづくり

本町で生まれ育つこども・若者が、安心・安全に生活し、成長していくためには、社会全体が積極的にこども・若者の育ちを支えていくことが重要です。

こども・若者が持つ多様な人格・個性を尊重し、権利を保障しつつ、こども・若者が安心・安全の中で健やかに成長していくことができるよう、地域のつながりを通じた「こどもまんなか」のまちづくりを目指します。

基本目標2 安心してこどもを生み育てられるための支援

本町で安心してこどもを生み育てられるようにするためには、保健・医療の充実や配慮が必要なこどもや家庭への支援の充実が欠かせません。

安全で快適な妊娠・出産環境の確保や、こどもの健やかな成長を支援するための保健医療体制の充実、配慮が必要なこどもや家庭の事情に応じた切れ目のない支援を推進します。

基本目標3 こども・子育て家庭を支える教育・保育環境の整備

核家族化の進展や共働き世帯の増加に伴い、就学前のこどもを教育・保育施設等に預けるニーズは高まり続けています。

こどもたちを受け入れる体制の整備・充実を進めていくことに加え、教育・保育の質の向上に努め、こどもや子育て家庭を支えていく環境づくりを推進します。

また、小学生の放課後対策の充実を図ります。

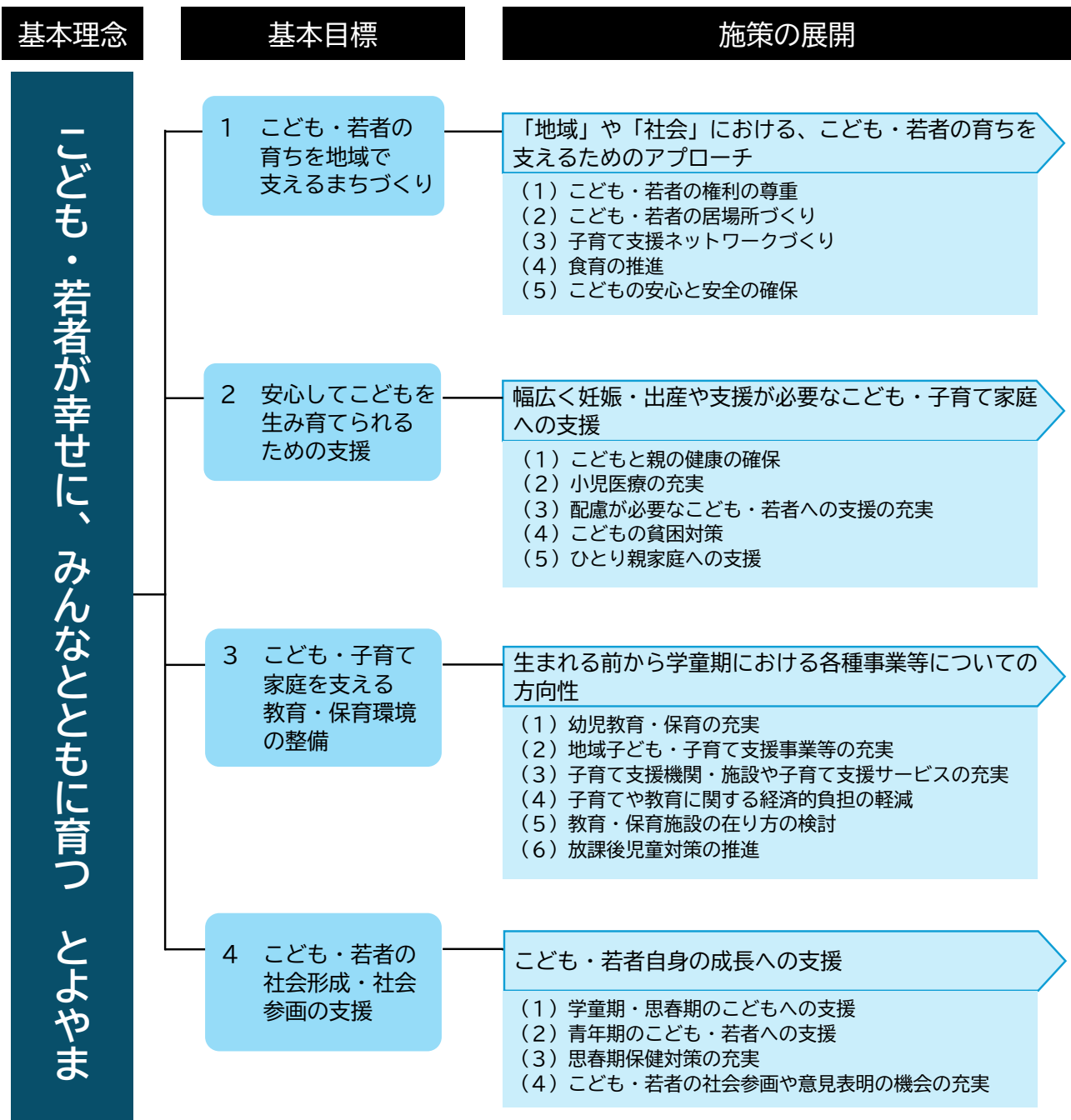
基本目標4 こども・若者の社会形成・社会参画の支援

本町の未来を担うこども・若者が健やかに成長し、社会へ進出していくためには、こどもや若者の意見を尊重した施策を展開していくことが重要です。

成長とともに心身が大きな変化を迎える学童期・思春期のこどもや、就労、結婚、出産など生活環境に大きな変化を迎える青年期の若者への支援の充実を図り、希望をもって社会へと進出できるよう施策を推進します。

3 施策体系

【図表3-1：施策体系】



4 数値目標（指標）の設定

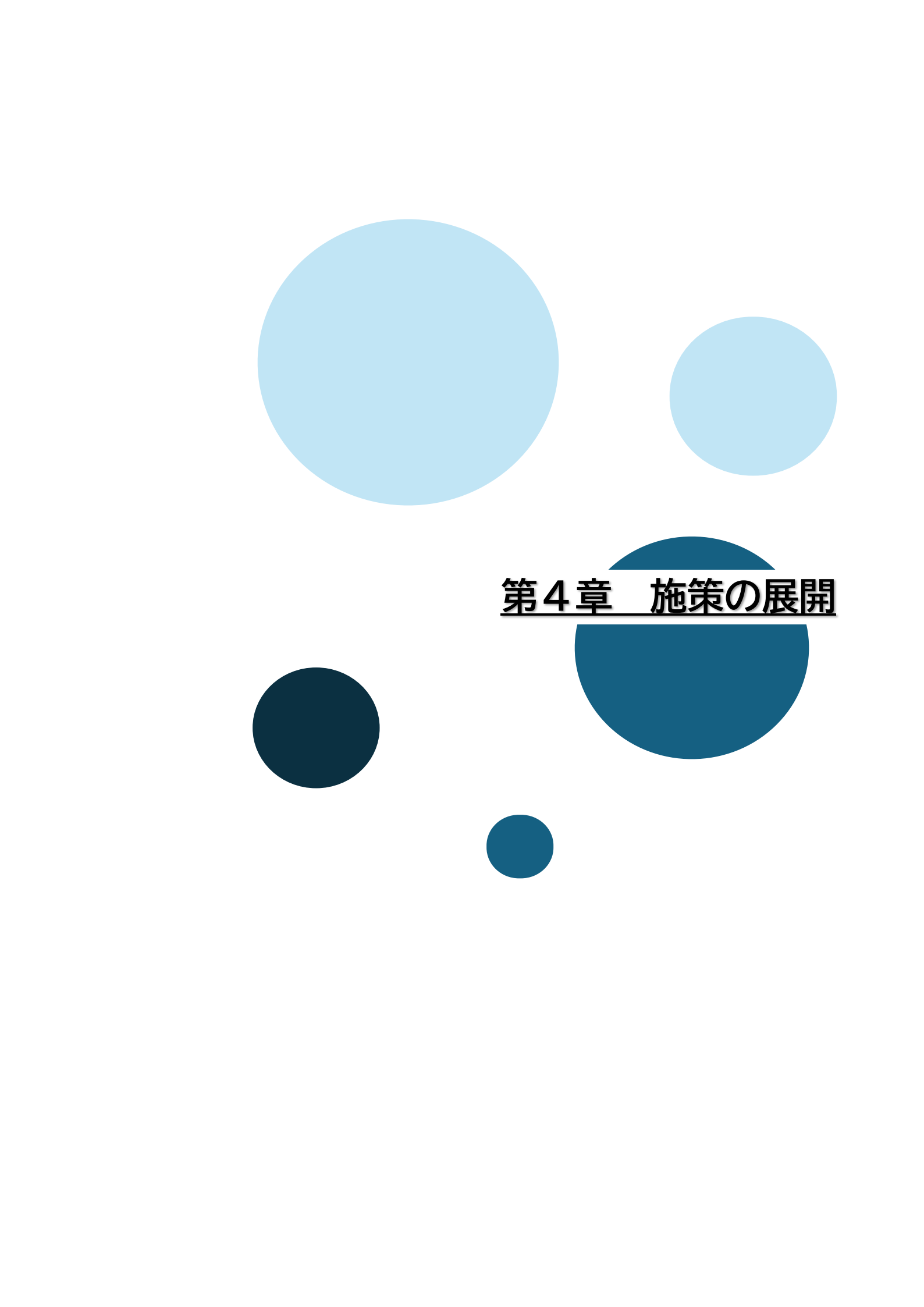
基本理念及び本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた達成状況をはかるため、以下の項目を評価指標として設定します。

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合	就学前保護者：76.6% 小学生保護者：62.1%	就学前保護者：90% 小学生保護者：90%
子育てへの満足度 (「やや高い」＋「高い」の割合)	就学前保護者：27.0% 小学生保護者：19.2%	就学前保護者：70% 小学生保護者：70%
豊山町が「こどもまんなか社会」に向かっている と思う人の割合 ³	就学前保護者：12.1% 小学生保護者：7.7% 小学生：25.0% 中高生：14.8%	就学前保護者：70% 小学生保護者：70% 小学生：70% 中高生：70%
「今の自分が好きだ」と答えたこどもの割合 ⁴ (「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」の割合)	小学生：65.7% 中高生：53.2%	小学生：70% 中高生：70%
自分の将来について明るい希望を持っているこどもの割合 ⁵ (「希望がある」＋「どちらかといえば、希望がある」の割合)	小学生：72.7% 中高生：59.2%	小学生：80% 中高生：80%
豊山町はこどもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うこどもの割合 (「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」の割合)	小学生：69.5% 中高生：59.2%	小学生：80% 中高生：80%
おとなになっても豊山町に住み続けたいと思うこどもの割合 (「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」の割合)	小学生：49.2% 中高生：36.7%	小学生：80% 中高生：80%

3 こども大綱における現状値：15.7%（令和5年）、目標値：70%

4 こども大綱における現状値：60.0%（令和4年）、目標値：70%

5 こども大綱における現状値：66.4%（令和4年）、目標値：80%



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の育ちを地域で支えるまちづくり

(1) こども・若者の権利の尊重

子どもの生活実態に関する調査結果では、小学生のうち13.3%、中高生のうち3.6%が、家族の中にお世話をしている人の有無について、「いる」と回答しています。ヤングケアラーについての理解促進に加え、実態把握に努め、支援につなげていくことが重要です。

配慮や支援が必要なこどもや若者、家庭が安心して暮らしていくことができるよう、関係機関との連携の下で、それぞれの状況に応じて適切に対応します。

また、こどもや若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
虐待防止ネットワークの活用	地域の要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関・団体や児童の福祉に関する職務従事者等で構成する「要保護児童対策地域協議会」をネットワーク実施機関として、随時、必要な情報交換を行います。 また、児童虐待等、親子関係のあり方に支援が必要と認められる場合には、随時、児童相談所、医療機関、警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応できる体制の整備を図ります。	子ども応援課 保健センター 学校教育課
虐待に関する相談体制の充実	虐待を受けている、虐待をしているのではないかと悩んでいるこどもまたは親等が、気軽に相談できるような窓口体制づくりを推進します。	子ども応援課 保健センター 学校教育課
虐待の早期発見と予防	保育園、幼稚園、学校や各種健診等において、こどもの変化の把握に努め、虐待の早期発見に努めます。 また、広報紙・町ホームページ等により、地域における虐待の通告義務等、児童虐待に関する啓発活動の充実を図ります。	子ども応援課 保健センター 学校教育課
㊦ ヤングケアラーの早期発見とその家族への支援	ヤングケアラーに関する啓発を行い、周囲の理解を深めることでヤングケアラーの早期発見を行います。また、その家族に対して適切な支援を行います。	子ども応援課
㊦ こどもの人権に関する啓発	こどもの人権について、周知活動を推進し、人権尊重の理念の啓発を図ります。	福祉課 子ども応援課

(2) こども・若者の居場所づくり

町立小学校・中学校との懇談会において、豊山町に「職業体験ができる施設や授業」、「公園やプールなどこどもが喜ぶ場所」、「運動ができる場所」などがあるとうれしいとの意見がありました。また、子どもの生活実態に関する調査結果では、居場所について「落ち着いてくつろげる場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が上位の回答となっています。

こどもたちが多様な体験や活動を行い、その自主性や創造性を伸ばし、自己肯定感を育むことができるように、こどもたちの体験や活動の機会を提供します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
子ども会等地域活動の機会の充実	町子ども会連絡協議会や地域の子ども会活動、関係機関等の協力を得ながら、こどもの地域活動を促進します。	子ども応援課
㊦小学校の校庭開放	ボール等で遊ぶことができる場所を確保するため、小学校の運動場を開放します。	子ども応援課
保育園地域活動事業・高齢者とこどもの交流イベントの開催	保育園を拠点として、高齢者や入園児童の祖父母等、世代の離れた方々を保育園行事に招待し、昔ながらの遊びを一緒に楽しむ活動を行い、地域に開かれた保育園をめざします。	子ども応援課
中学生等若年者の子育て体験	福祉実践教室や体験学習を通じて、中学生が保育園や幼稚園、児童センターで、乳幼児とふれあう機会を提供し、親となり子育てをするための学習機会を提供します。	福祉課 学校教育課
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する自然体験・社会体験活動の機会の充実を図ります。	学校教育課
子育て家庭教育に関する学習機会の充実	保健センター、児童センター等と連携しながら、子育てや家庭教育の大切さについて楽しく学ぶ生涯学習教室を開催します。	生涯学習課
わくわくくらぶ	小学生・中学生を対象に、ボランティア指導者のもと、文化芸能・スポーツ等の教室を土曜日に開催し、安心、安全で健やかな居場所づくりや健全育成の向上を図ります。また、家族のふれあい機会や世代間交流の場を提供できるよう、保護者や祖父母等、地域の大人の参加を推進します。	生涯学習課
総合型地域スポーツ・文化クラブ	こどもたちがスポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりができるよう幼児・児童向け体操教室を開催をします。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ少年団（6種目）の活動を支援します。	生涯学習課
学校体育施設開放の促進	土曜日、日曜日に学校行事に支障のない範囲で学校体育施設を開放し、スポーツ少年団、ふれあいひろば事業等によるこどもの健全育成や余暇活動の利用を支援します。	生涯学習課
㊦子ども消防クラブ	小学生がクラブ活動を通じて消防・防災等に関する知識や身を守る技術を習得するとともに、地域の安全・安心の担い手となるよう育成します。	防災安全課

(3) 子育て支援ネットワークづくり

子育て支援に関するアンケート結果では、子育てに関する情報の入手手段の一つとして、就学前では半数以上が「インターネット」や「SNS」と回答されていました。子育てにおける情報格差は、必要な支援に関する情報を知ることができない、相談したいのに相談窓口が分からない等、様々な問題につながり、子育て家庭の孤立化にもつながるため、様々な媒体を活用した情報発信を行います。

また、保育園の園庭を開放することで未就園児とその保護者に対して、安全な遊びと交流ができる場を提供します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
子育て情報の提供	町のホームページ、広報紙、チラシ等の広報媒体や、SNS、子育て応援アプリ「Kikotto」、乳幼児健診等の機会を活用して、子育てサークルや保育園・幼稚園に関する情報をはじめとした、子育てに関わる様々な情報を広く提供します。 また、こども計画の内容や進捗状況等の情報提供を行います。	子ども応援課 保健センター
保育園の園庭開放	保育園の園庭を開放し、園児と地域児童との交流の場や保護者同士の情報交換の機会を提供することにより、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。	子ども応援課
地域指導者の育成と活用	学校と家庭、地域が連携して、豊かな心をもつこどもたちを育てるため地域指導者の育成と活用を推進します。	生涯学習課

(4) 食育の推進

近年、こどもの「食」をめぐるのは、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満、思春期における無理なダイエットなど、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されてます。また、こどもだけではなく、親の世代についても「食」に関する必要な知識や技術を十分に有していないことも問題視されています。

食育は、心身の成長や生活習慣の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となります。庁内の関係課や関係機関と連携し、こどもの成長や発達に合わせた食育を推進します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
保育園における食育の推進 (クッキング保育)	春に野菜の苗を植え、秋に収穫し、自分たちで育てた野菜等を友達と一緒に調理することにより、食に対する興味を育てるとともに、給食材料等を知る機会を提供します。 また、楽しく食べるこどもへの成長を促すと同時に「食を営む力」の育成を支援します。	子ども応援課
食育の推進	食育基本法に基づき、住民や食の生産者・事業者に対する食育の推進に向け、情報の提供を進めます。	建設課 子ども応援課

施策名	取組内容	担当課
保健センターにおける食育の推進（乳幼児向け）	健診や教室開催等の機会を利用して、こどもの発達段階に応じた離乳食や幼児食の情報提供を行い、食育に関する知識の普及を図ります。	保健センター
保健センターにおける食育の推進（妊婦向け）	ニューファミリー教室の開催時に「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を用いて、バランスのとれた食事についての情報提供や啓発を行います。	保健センター
学校における食育の推進（食育指導）	「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等、学校と家庭が連携した取組や栄養教諭による食育指導を通じて、こどもの食育の充実や基本的生活習慣の定着を図ります。	給食センター 学校教育課
学校における食育の推進（地産地消の啓発）	学校給食における食材料として、地元でとれた野菜を活用するとともに、毎月の給食だより等で地産地消への理解・啓発を行います。	給食センター 学校教育課

（５）こどもの安心と安全の確保

こどもが巻き込まれる事件や事故が増加しており、こどもの安全・安心が守られる環境づくりのため行政と関係機関が連携し、交通安全対策や防犯対策を総合的に進めていくことが必要です。

通学路や施設の安全確保、見守り体制の充実、ルールやマナーの周知啓発、事故や犯罪等に関する情報提供など、交通安全と防犯対策を推進し、こどもの安全と安心の確保を図ります。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
㊦通学路の安全確保	学校から寄せられた通学路の危険箇所情報をもとに点検を実施し、通学路の安全性の向上を図ります。	学校教育課 建設課 防災安全課
㊦家庭教育講演会	家庭教育の必要性に鑑み、専門家による参加型の専門的かつ実践的な講演会を児童・生徒の保護者及び家庭教育関係者を対象に開催します。	生涯学習課
青少年生活指導	青少年の健全育成を図るために、学校・PTA、地域、青少年指導者等と連携を図り、街頭パトロール・街頭指導、非行防止の啓発活動等の事業を実施します。	生涯学習課

基本目標2 安心してこどもを生み育てられるための支援

(1) こどもと親の健康の確保

こどもが生まれ健やかに成長していくためには、こどもの健康のみならず保護者の健康も重要であり、健康な生活習慣を身につけるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない継続的な母子の健康管理と保健事業の実施を通じ、こどもや保護者の心身の健康の確保・増進を図ります。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
㊦セカンドブック事業	「ブックスタート事業」に加え、好奇心や探求心が旺盛になり共感や思いやりが芽生え始める3歳を迎えるこどもに絵本を配布します。	子ども応援課
親子（母子）健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳の交付、保健サービスの情報提供や妊婦健康相談を行います。	保健センター
妊婦健康相談	妊娠・出産や子育てに関する悩み・不安について、保健師等が面談や電話相談の対応により、育児不安の軽減に努めます。	保健センター
こども健康相談	乳幼児の保護者やその家族を対象に、保健師がこどもの健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する相談に対応し、親の抱えている問題解決に向け支援します。	保健センター
乳幼児訪問 妊婦訪問	妊産婦や乳児に対し、助産師や保健師による訪問指導を行い、発育チェックや保育指導を行います。 また、地区担当の母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や、教室などの紹介を行います。	保健センター
妊産婦健康診査 妊産婦歯科健康診査	妊産婦を対象に医療機関で健康診査を実施し、母体の健康管理や胎児の健全な発育を促し、健康的な出産を支援します。	保健センター
乳児健康診査 新生児聴覚検査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	医療機関において公費負担で行う健診や、乳児期（3か月、10か月）、幼児期（1歳6か月児・3歳児）での集団健診の場において、心身の成長を確認し疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、保護者に適切な保健指導を行う等、安心して子育てできるよう支援します。	保健センター
あかちゃん広場	4か月～1歳の誕生日までの乳児親子を対象に、健康教育や交流の場の提供をします。	保健センター
ニューファミリー教室	妊婦とその夫（パートナー）に対し、日常生活や栄養の話、メンタルヘルス等、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と、妊娠中の体や心、育児への不安の解消を図ります。	保健センター
すくすく相談・歯科健診	歯科衛生士による「歯」についての講話、ブラッシング指導等、歯科疾患予防のための生活習慣の確立に向けた支援をします。 また、歯科健診やフッ化物塗布を行います。	保健センター
事故防止の啓発	乳幼児健診や各種子育て教室の実施時や町ホームページ等において、誤飲、転落、転倒、やけど等のこどもの事故防止対策に関する情報提供を行います。	保健センター

施策名	取組内容	担当課
予防接種の実施	適切な時期に予防接種ができるよう支援し、感染症に対する予防・発症防止、症状の軽減・病気の蔓延防止を図ります。	保健センター
あかちゃん相談	生後6か月までの乳児を持つ母親に対して、相談支援を行うことで、育児不安の軽減を図ります。	保健センター
ブックスタート事業	3か月児健診受診者に対して、絵本の配布や読み聞かせを行うことで、絵本の楽しさの啓発を行います。	保健センター
㊦母子支援教室	乳児を持つ育児不安のある母親を対象に、相談支援、交流の場を提供し、仲間づくり、育児不安の軽減を図ります。	保健センター
㊦子育て支援教室	1歳6か月から2歳までのこどもとその養育者を対象に、親子遊びを通して、子育てを支援します。	保健センター

(2) 小児医療の充実

こどもを心身ともに健康的に発育するために小児医療の役割は大変重要です。

必要とするこどもに必要な医療が受けられるよう、引き続き医療費の助成を行います。また、こどもの健康上の相談ができ、病歴や病状、健康状態を把握しているかかりつけ医を持つ必要性を啓発していきます。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
かかりつけ医の必要性の啓発	自己の健康管理のため、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の必要性を啓発します。	保健センター
子ども医療費の助成	18歳年度末までの医療費（通院・入院とも）の自己負担額の助成制度を継続します。	保険課
㊦未熟児養育医療費の助成	医療保険における入院養育の医療費と食事代の自己負担額を子ども医療費助成制度と併用して全額助成します。	保険課



(3) 配慮が必要なこども・若者への支援の充実

近年、発達に課題を抱えたこども・若者や不登校児童生徒、いじめ、児童虐待など、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、様々な状況に置かれているこども・若者への総合的な支援が求められています。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
障がい児保育事業	障がいのあるこどもの処遇の向上を図るため、きめ細かな指導ができるよう全保育園（3か所）に加配保育士を配置し、障がい児保育を実施します。	子ども応援課
親子通園施設ひまわり園事業	在宅の子育て家庭の障がい児等に対し、ふれあいの場を提供し、保護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、心身の発達のための支援をします。	子ども応援課
㊦発達相談	幼児の発達に関する心配に対して臨床心理士による相談を行います。	保健センター
㊦発達支援教室	2歳から就園前までのこどもとその養育者を対象に、小集団の中で心身の発達のための支援を行うとともに、療育が必要な場合は適宜利用ができるよう支援を行います。	保健センター
障害者医療費の助成	心身障がい児（者）を対象とした、医療費の自己負担額の助成制度を継続します。	保険課
補装具の交付と日常生活用具の給付	身体障がい児に対して、補装具の交付・修理、入浴補助用具や便器等の日常生活用具費の給付により、自立した日常生活を送るための支援をします。	福祉課
特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、手当の支給を行います。（国制度）	福祉課
心身障害者手当等の支給	条例に基づく心身障害者手当、障害者通園通学等手当の支給を行います。	福祉課
放課後等デイサービス事業	障がい児を対象とした日常生活上の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等のサービスの提供支援を行います。	福祉課
短期入所事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できない場合、入所施設において、短期間の入浴、排せつ、食事の介護等サービスの提供支援を行います。	福祉課
日中一時支援事業	障がい児（者）を一時的に預かるサービスを提供することにより、家族の負担軽減、リフレッシュ等の支援を行います。	福祉課
移動支援事業	一人では外出できない障がい児（者）に付き添い、外出時の移動介助のサービスの提供支援を行います。	福祉課
特別支援教育の充実	特別支援学級や、少人数の学級編制により障がいに応じた教育を行います。また、特別の支援を必要とする児童生徒を対象に学習活動や移動介助等の支援を行います。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等の就学奨励費の助成支援を行います。	学校教育課

施策名	取組内容	担当課
教育支援センター事業	不登校児童生徒の心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心・社会性の育成を進め、学習集団への復帰をめざした支援を行います。	学校教育課
㊦校内教育支援センター事業	教室で学ぶことに困難を感じる生徒に対して、教室以外の場所で、自分のペースに合わせて学習ができる環境を整備し、支援を行います。	学校教育課

(4) こどもの貧困対策

国民生活基礎調査では、令和3年のこどもの貧困率は11.5%となっており、平成30年の14.0%から2.5ポイント改善しました。経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均12.4%（令和3年）を下回っている状況ですが、我が国のこどもの貧困率は加盟国37か国中19番目となっています。

貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動等に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないこどもなど、権利が侵害された状況で生きているこどもがいることが問題となっています。

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下で、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

各種助成等の経済的支援に加え、ひとり親家庭への相談支援、学習支援等、様々な支援を重層的に実施します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
助成制度・各種資金制度等の情報提供の充実と適正な利用の促進	必要な人が必要な支援を受けられるよう、児童扶養手当や愛知県遺児手当等の助成制度や各種資金制度の情報を広報紙や窓口を通じて広く提供し、適正な利用促進を図ります。	子ども応援課
ひとり親家庭の自立支援	尾張福祉相談センターの母子自立支援員と連携し、各種相談に応じます。	子ども応援課
ひとり親家庭等の就労機会の増進	母子・父子家庭自立支援訓練給付事業や高等職業訓練促進給付事業の情報を、窓口等を通じて提供します。	子ども応援課
学習支援の充実	経済的に困窮する世帯に対し、尾張福祉相談センターが実施しているこどもの学習支援事業に協力します。	子ども応援課 福祉課
子ども食堂への支援	こどもの孤立を防止し、こどもの健やかな成長や居場所づくりの一環として、こどもたちが地域の人たちと一緒に食事する子ども食堂の活動を支援します。	福祉課
生活困窮者自立支援制度の利用促進と就労支援	経済的に困窮している家庭に対し、自立した生活を営めるよう、生活困窮者自立支援制度の促進を図ります。 また、生活保護者や生活困窮者に対して、雇用・就労につなげるように支援します。	福祉課

(5) ひとり親家庭への支援

国民生活基礎調査では、令和3年のこどもの貧困率について、こどもがいる世帯の世帯員について大人が一人の世帯の貧困率は44.5%、大人が二人以上の世帯の貧困率は8.6%と、大人が一人の世帯の貧困率が非常に高くなっています。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般に様々な困難を抱えています。そのため、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しくなっています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、それぞれの家庭の状況の把握に努め、適切な支援につなげていくことを通じ、ひとり親家庭の自立を支援します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援<再掲>	尾張福祉相談センターの母子自立支援員と連携し、各種相談に応じます。	子ども応援課
母子家庭等の就労機会の増進<再掲>	母子・父子家庭自立支援訓練給付事業や高等職業訓練促進給付事業の情報を、窓口等を通じて提供します。	子ども応援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭・父子家庭等に対して、技能習得や就職支度等に関する資金の貸付を尾張福祉相談センター母子自立支援員と連携して行います。	子ども応援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が、技能習得や就職活動等自立に必要な事由や、疾病、事故、災害等の社会的に必要な事由により、一時的に生活の援助、保育のサービスが必要な場合に、尾張福祉相談センター母子自立支援員と連携し、家庭生活支援員の派遣を行います。	子ども応援課
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」(国制度)に基づき、児童等を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。	子ども応援課
県遺児・町子ども福祉手当の支給	母子家庭又は父子家庭等に手当を支給します。	子ども応援課
㊦遺児高校入学祝金の支給	父又は母が亡くなった遺児に対し、高校入学祝金を支給します。	子ども応援課
女性相談	女性が抱える諸問題に対し、愛知県女性相談支援員による相談・助言・指導を行います。	福祉課
母子家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭に対し、保護者と児童の医療費にかかる自己負担額の助成制度を継続します。	保険課
就学援助費の支給	経済的理由により、義務教育である小学校と中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。	学校教育課

基本目標3 こども・子育て家庭を支える教育・保育環境の整備

(1) 幼児教育・保育の充実

人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人一人の発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。

保護者の多様なニーズに対応できるよう幼児教育・保育の充実を図ります。また、幼稚園・保育園と小学校がそれぞれの教育・保育の目的や取組を互いに理解し、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続ができるように取り組みます。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
通常保育事業	施設整備等による定員枠の拡大、既存の保育設備の効果的な活用により、保育ニーズに対応した受入れ態勢の整備を推進します。	子ども応援課
延長保育事業	多様化する保護者の勤務形態に対応し就労を支援するため、通常の保育時間の前後 30 分又は1 時間以上の延長保育を実施します。	子ども応援課
乳児保育事業	0 歳児（生後7 か月から）・1 歳児の保育を集中化して、施設設備の利用、保育士配置の効果的な運用により、受入れ態勢の拡大を推進します。	子ども応援課
㊦病後児保育事業	看護師や保健師等を配置し、病気又は怪我の回復期にある満2 歳から年長児までの保育を実施します。	子ども応援課
障がい児保育事業 ＜再掲＞	障がいのあるこどもの処遇の向上を図るため、きめ細かな指導ができるよう全保育園（3 か所）に加配保育士を配置し、障がい児保育を実施します。	子ども応援課
保育園地域活動事業	保育園の有する専門機能を活用し、世代間交流、未就園児交流事業、子育て相談等を実施します。	子ども応援課
㊦こども誰でも通園制度	保育園等に通園していない0 歳6 か月から2 歳までの未就園児を対象に、保育園において預かり、適切な遊びや生活の場の提供を実施します。	子ども応援課
保育園の施設設備の整備	保育園において、乳児、延長、障がい児保育等、多様な保育サービスの提供・拡充を図るため、施設設備面から多様なニーズに対応できるよう整備を促進します。	子ども応援課 （建設課）
保育園、幼稚園と小学校の連携	幼児教育の成果が小学校の学習・学校生活につながるよう、小学校との教育実践の交流や情報交換を行います。	子ども応援課 学校教育課

(2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感を感じている家庭が増えています。子育て家庭が不安や悩みを抱えたまま地域で孤立してしまわないよう、子育てを地域で支える体制の強化が必要です。

各種子育て支援サービスの充実に加え、地域の子育て機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができるよう、子育て支援を推進します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域において子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と、子どもを預かる等の育児の手伝いを行う人（援助会員）が、お互いに助け合う会員組織です。保育園、学校等の休みの時の援助、放課後児童クラブの迎え、帰宅後の預かり、保護者等の臨時就労の場合の援助等、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的なニーズに対応し、仕事と育児の両立を支援します。	子ども応援課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	昼間保護者のいない家庭の小学1年生から6年生までの児童を放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、生活指導を行う放課後児童クラブを充実し、健全育成の向上を図ります。	子ども応援課
一時預かり事業	保育園を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる時、また、介護・育児疲れによる保護者の心理的・肉体的な負担を軽減するため保育園等で一時的に保育を実施します。	子ども応援課
地域子育て支援事業	地域全体で子育てをする基盤形成を図るため、育児に対する不安や悩みの相談・指導、子育てサークルへの支援等により、地域全体の子育て家庭に対して育児支援を行います。	子ども応援課
㊦子育てヘルパー派遣事業	妊娠中から、産後にかけて、母親の体調不良等の理由により家事を行うことが困難で、家族からのサポートが十分受けられない場合又は、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がある家庭に町が委託するヘルパー派遣事業所からヘルパーを派遣します。	子ども応援課
㊦子育て短期入所支援事業	・こどもの短期入所 保護者が病気や出産、災害等の社会的な理由で一時的に家庭での子育てが困難になったときに、児童福祉施設などで宿泊を伴うこどもの預かりを実施します。 ・親子入所 育児による疲労があり休息を希望している、又は児童の養育方法や関わり方について悩んでいる保護者が親子で宿泊しながら相談支援を受けます。	子ども応援課
乳児全戸訪問事業	保健師や助産師が、生後4か月までにすべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、疾病の早期発見、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 また、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつく支援をします。	保健センター
養育支援訪問事業	養育支援を特に必要と判断した家庭を対象に、保健師や助産師が自宅を訪問し、養育に関する助言等の支援を行います。	保健センター
㊦産後ケア事業	産後1年以内の産婦及び乳児を対象に、医療機関や自宅で母の心身のケアや授乳指導・育児相談等が受けられるよう支援をします。	保健センター

(3) 子育て支援機関・施設や子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

また、身近な場所で子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
保育園における子育て相談の充実	保育園において、こどもの遊びやしつけ、発達、食事や栄養等の育児不安についての子育て相談を実施します。(随時、電話等による申込)	子ども応援課
児童センター・児童館運営の充実	子育て家庭の交流・相談、親子ふれあいの機会の提供や、児童の放課後や週末等の居場所、中学生・高校生の活動拠点として、児童の健全育成に関する総合的な取り組みができるよう運営機能の充実を図っていきます。また、子育て支援や児童の健全育成等の事業内容をさらに検討・工夫し、利用を促進します。	子ども応援課 福祉課
㊦こども家庭センター	妊娠から出産、子育ての間の様々な不安や疑問、相談を保健師や助産師、社会福祉士などの専門職が受け付け、妊産婦の方やこどもとその家庭が安心安全な生活ができるよう切れ目なく支援します。	子ども応援課 保健センター
こども健康相談	体の发育や心の発達等、こどもの健康に関する悩みや不安の相談を実施します。(月2回)	保健センター
家族ふれあいコンサート	お子さんと保護者が一緒になって楽しめるミニコンサートを提供し、子育て中の親のリフレッシュ、こどもたちの情操発達の醸成を図ります。	生涯学習課

(4) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て支援に関するアンケート結果では、町に期待する子育て支援の充実として、就学前保護者、小学生保護者ともに「子育てにかかる費用負担の軽減などの子育て家庭への経済的支援の充実」が最も多く回答されており、経済的支援へのニーズが高いことがうかがえます。

子育て当事者が経済的な不安を抱かずに、安心して子育てできるよう、各種手当や助成の支給を通じ、出生、子育て、幼児教育・保育、教育に係る経済的負担の軽減策を推進します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
第三子保育料等の無償化	保護者等が養育・監護している18歳未満のこどもが3人以上いる世帯のこどものうち、当該世帯の3人目以降のこどもの保育料等を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども応援課
㊦3歳から5歳児までの副食費無償化	町立保育園に通園している3歳から5歳までにかかる副食費を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子ども応援課
児童手当の支給	児童を養育している保護者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ります。(国制度)	子ども応援課

施策名	取組内容	担当課
児童扶養手当の支給 ＜再掲＞	「児童扶養手当法」(国制度)に基づき、児童等を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。	子ども応援課
県遺児・町子ども福祉 手当の支給＜再掲＞	母子家庭又は父子家庭等に手当を支給します。	子ども応援課
子育て家庭優待事業	子育て家庭に「はぐみんカード」を配布し、このカードを東海3県内の協賛店舗等で提示した方に、協賛店舗等が独自に設定する割引・特典等の様々なサービスを提供することにより、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ります。	子ども応援課
幼児教育・保育の 無償化	幼児教育・保育の無償化を実施することにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。	子ども応援課 学校教育課
㊦妊婦のための支援 給付	「子ども・子育て支援法」(国制度)に基づき、妊婦に支援給付を実施します。	保健センター
㊦不妊治療費の補助	保険適用で行う一般不妊治療と生殖補助医療に要した費用の一部を補助します。(上限あり)	保健センター
就学援助費の支給 ＜再掲＞	経済的理由により、義務教育である小学校と中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。	学校教育課
特別支援教育就学 奨励費の支給 ＜再掲＞	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等の就学奨励費の助成支援を行います。	学校教育課
㊦私立高校授業料の 補助	私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料の一部を補助します。	学校教育課

(5) 教育・保育施設の在り方の検討

本町の出生数や町立保育園の入園児童数ともに減少傾向にあります。本町においても少子化が進行しています。

併せて、3つの町立保育園の内、2つの保育園は築50年を経過しており老朽化が進んでいます。

今後の少子化の進行や入園児童数の推移を見極めながら、老朽化している保育園も踏まえたくえで、町立保育園の在り方の検討を進めます。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
㊦町立保育園の在り方	少子化の進行や施設の老朽化を踏まえながら、多様化する保育ニーズに対応できる町立保育園の在り方を検討します。	子ども応援課

(6) 放課後児童対策の推進

子育て支援に関するアンケート結果では、小学校就学後に放課後にこどもを過ごさせたい場所として、低学年時では「放課後児童クラブ（なかよし会）」が最も高くなっています。

核家族化や女性の就業率の上昇により、働く保護者が安心してこどもを預けることができる放課後児童クラブへのニーズが高まっています。また、集団や年齢の異なるこども同士で遊ぶ機会が減少していることから、こどもの健全育成の場としても、放課後児童クラブの役割が期待されています。

放課後児童クラブの環境整備や体制強化に取り組むとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進等を通じた、放課後児童対策の推進を図ります。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) <再掲>	昼間保護者のいない家庭の小学1年生から6年生までの児童を放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、生活指導を行う放課後児童クラブを充実し、健全育成の向上を図ります。	子ども応援課
放課後子ども教室事業	小学生1年生から3年生までの児童の放課後の安心、安全で健やかな居場所づくりのため、コーディネーター・指導者の配置等により、学校の空き教室を活用した、体験的な学習活動を実施して、事業内容の充実を図ります。	子ども応援課
㊦放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体化	全ての小学校の児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を進めていきます。	子ども応援課



基本目標4 こども・若者の社会形成・社会参画の支援

(1) 学童期・思春期のこどもへの支援

学童期は、こどもにとって、身体もこころも大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は心身の変化に伴い、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分らしさを築く時期です。

学童期や思春期の多くの時間を過ごす学校は、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごせる環境の中で、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。

支援を必要とするこどもをサポートするための相談・支援体制の強化、教育プログラムの充実を通じて、学校等においてこどもたちが健やかに成長できるよう支援します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
保育園、幼稚園と小学校の連携 ＜再掲＞	幼児教育の成果が小学校の学習・学校生活につながるよう、小学校との教育実践の交流や情報交換を行います。	子ども応援課 学校教育課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ＜再掲＞	昼間保護者のいない家庭の小学1年生から6年生までの児童を放課後に適切な遊びと生活の場を提供し、生活指導を行う放課後児童クラブを充実し、健全育成の向上を図ります。	子ども応援課
放課後子ども教室事業 ＜再掲＞	小学生1年生から3年生までの児童の放課後の安心、安全で健やかな居場所づくりのため、コーディネーター・指導者の配置等により、学校の空き教室を活用した、体験的な学習活動を実施して、事業内容の充実を図ります。	子ども応援課
青少年生活指導 ＜再掲＞	青少年の健全育成を図るために、学校・PTA、地域、青少年指導者等と連携を図り、街頭パトロール・街頭指導、非行防止の啓発活動等の事業を実施します。	生涯学習課
青少年相談事業	教育相談員（教育支援センター）やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー（学校）を配置し、電話・面談等による青少年の様々な相談に対応します。	学校教育課
職場体験機会の充実	中学2年生を対象に、様々な職場での体験活動の実施を促進するとともに、「職業」、「将来の進路」を考えることにより、社会において男女が多様な生き方を選択できるよう意識啓発を行います。	学校教育課
外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手（ALT）を市内の小中学校に派遣し、児童・生徒の外国語教育や国際交流を推進します。	学校教育課
㊦外国語科専科教員の活用	外国語科専科教員を市内の小中学校に派遣し、専門的な指導を行います。	学校教育課
外部人材の活用	町立小中学校の活性化を図るため、地域の外部人材の積極的な活用を推進します。	学校教育課
少人数指導やチームティーチングの推進	こどもたちの確かな学力を育むために、少人数及びチームティーチングによるきめ細かな指導を行います。	学校教育課

施策名	取組内容	担当課
道徳教育の推進	児童生徒の思いやりのある心豊かな人間性を育むため、他の行政部署や社会教育団体と連携し、地域との交流や体験活動等により、道徳の意味や大切さを気づかせる道徳教育を推進します。	学校教育課
教育支援センター事業 ＜再掲＞	不登校児童生徒の心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、自立心・社会性の育成を進めるための支援を行います。	学校教育課
校内教育支援センター 事業＜再掲＞	教室で学ぶことに困難を感じる生徒に対して、教室以外の場所で、自分のペースに合わせて学習ができる環境を整備し、支援を行います。	学校教育課
部活動の支援(中学校)	外部指導者の確保等により、部活動の充実を支援します。	学校教育課
児童生徒の健康管理 の充実	身体の成長に影響を及ぼす運動や食事についての保健食指導を通じて、自ら健康の増進・保持に主体的に取り組むことを促します。	学校教育課
開かれた学校運営の 推進	学校評価活動等に保護者や地域住民の参加を促し、地域に開かれた学校運営を推進します。	学校教育課
学校施設の整備の促進	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保し、多様な新しい学習活動や地域における学習拠点としてふさわしい環境の整備充実を図るため、学校施設の計画的な改修整備を促進します。	学校教育課
教職員の資質の向上	教職員の資質・専門性の向上を図るため、外部研修、現職教育等の各種研修を行います。 また、夏季休業中における教職員による自主的な研修活動への支援を行います。	学校教育課
㊦国際交流推進事業	米国ワシントン州グラント郡への中学生派遣や外国人との国内での交流などを通じて、明るく国際感覚豊かな若者の未来づくりの場を提供します。	企画課

(2) 青年期のこども・若者への支援

子どもの生活実態に関する調査結果では、将来への明るい希望を持っているかとの問いに、小学生では“ある”が7割程度である一方、中高生では6割程度となっており、中高生の方が低くなっています。また、町立小学校・中学校との懇談会では、自身の夢を叶えるためには「知識」、「学力」、「体力」、「努力」等が必要であるという意見が出ました。

学童期・思春期を経た青年期は、大学等への進学や就職に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期であり、様々なライフイベントが重なる時期ともいえます。若い世代が自らの主体的な選択により、就学、就労、結婚ができるよう、自立意識を高揚させていくことが必要です。

豊山町で育った若者が希望するキャリアを選択することができるよう、就労や育児等の情報提供、相談支援の充実を図ります。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
㊦結婚新生活支援事業	経済的な要因で結婚に踏み切れない方に対して、住居費や引越費用などの補助を行うことで経済的な負担を軽減し、新生活への支援を行います。	子ども応援課
多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実	保育サービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、ファミリー・サポート・センターの設置等により、多様な働き方に対応したサービスの充実を図ります。 また、保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	子ども応援課
青少年生活指導 ＜再掲＞	青少年の健全育成を図るために、学校・PTA、地域、青少年指導者等と連携を図り、街頭パトロール・街頭指導、非行防止の啓発活動等の事業を実施します。	生涯学習課
青少年相談事業 ＜再掲＞	教育相談員（教育支援センター）やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー（学校）を配置し、電話・面談等による青少年の様々な相談に対応します。	学校教育課
男女共同参画社会の必要性の啓発	豊山町男女共同参画社会計画（レインボープラン）に基づき、広報啓発や情報提供に取り組み、性別等に関わりなく、個性と能力を発揮できるまちづくりを目指します。	企画課
ハローワーク等の関係機関との連携	関係機関と連携して雇用や労働に関する情報提供を充実していきます。	まちづくり推進課
仕事と子育ての両立のための広報	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等、広報紙による周知を進めます。	まちづくり推進課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期は、身体的・精神的発達が最もめざましく、心身に様々な変化が生じるとともに、社会的な環境要因に左右されることの多い時期です。

そのため、家族の問題や学校生活における問題等と複雑に関係しながら、こころと身体に様々な問題が表面化することがあります。

思春期特有の健康課題、性に関する不安や悩み等の相談に応じ、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、思春期のこどもの身体的・心理的状況を理解し、こどもたちのこころのケアに努めます。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
㊦こども・若者の自殺対策	こども・若者が自殺に追い込まれることのないよう関係機関と連携し、啓発活動や人材育成、相談支援体制の強化など自殺対策を図ります。	福祉課 子ども応援課
思春期の健康教育	学校の指導計画に基づいて、保健体育や学級活動の時間等で、命の大切さ、性、心の健康、薬物乱用、喫煙、飲酒等の教育を継続して実施します。	学校教育課 保健センター
青少年相談事業 ＜再掲＞	教育相談員（教育支援センター）、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー（学校）を配置し、電話・面談等による青少年の様々な相談に対応します。	学校教育課

(4) こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

本町においては、こどもや若者に対するアンケート、子ども・子育て会議への若者世代の登用、議会への参画推進など、こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるような機会の創出に取り組めます。また、多様な意見を施策に反映できるような仕組みづくりについて検討します。

【施策の展開】

㊦は新規掲載事業

施策名	取組内容	担当課
㊦地域に開かれた議会の推進	こどもや若者などの多様な層の人材が参画する機会を提供します。	庶務・議事課
㊦とよやま子ども記者プロジェクト	小学生が新聞記者として町内の取材や原稿執筆を体験することで、町の新たな魅力を発見し、町への愛着を醸成します。	企画課



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

(1) 教育・保育事業の提供区域

保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、住所を問わず、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合がありますので、町全域を1区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、町内全域を1つとして必要量を求めています。

また、拠点を中心とした事業もありますが、教育・保育事業の提供区域と同じく保護者の就労等の都合も鑑み、町内全域を1区域とします。

2 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和6年度に実施したアンケートの結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

(1) 教育・保育事業

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表5-1）。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます（図表5-2）。

認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります（図表5-3）。

【図表5－1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所（園）	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

【図表5－2 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表5－3 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育所（園）			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

(2) 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する事業は以下のとおりです（図表5－4）。

【図表5－4 地域子ども・子育て支援事業】

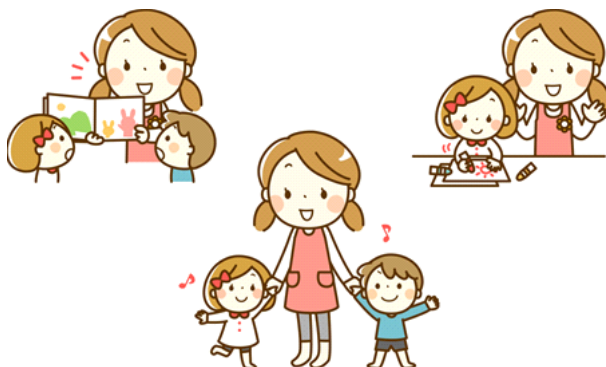
事業名		主な対象
(1)	利用者支援事業	0～5歳、小学1～6年生
(2)	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	0～2歳
(3)	妊婦健康診査	妊娠中の女性
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
(5)	養育訪問事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭
(6)	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て 家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭
(7)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等
(8)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に 不安を抱えている児童を養育する家庭
(9)	子育て短期支援事業	0～5歳、小学1～6年生
(10)	子育て援助活動支援事業（ファミリ ー・サポート・センター）	0～5歳、小学1～6年生
(11)	一時預かり事業	幼稚園型
		幼稚園型以外
(12)	時間外保育事業（長時間保育）	0～5歳
(13)	病児保育事業（病後児保育）	2歳～5歳
(14)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学1～6年生
(15)	実費徴収に係る補足給付を行う 事業	町が定める基準に基づき 支援が必要と判断される家庭
(16)	多様な主体が本制度に参入する ことを促進するための事業	教育保育事業や地域子ども・子育て支援事業などに 新規に参入する事業者であって、市町村において 支援が必要と認めた事業者
(17)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びにこども及びその保護者
(18)	産後ケア事業	豊山町に住所を有する産後1年未満の産婦

(3)「量の見込み」の算出方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケートの結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順法に基づき、推計児童数、保護者の就労状況と事業の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込みを算出します。この、量の見込みの算出においても、トレンドや政策動向、地域の実状等を十分に踏まえて算出することとなっています（図表5－5）。

【図表5－5 「量の見込み」の算出方法】

- | | |
|---|---|
| ① | 計画期間中の各年度のこども数を推計します |
| ↓ | |
| ② | アンケート結果に基づき、こどもの年齢別に家庭類型 ⁶ と今後のサービスの利用意向（率）を算出します。 |
| ↓ | |
| ③ | ②で推計したこどもの年齢別・家庭類型別のサービス利用意向（率）に、①で推計した各年度の推計こども数を積算して見込量を算出します。算出にあたっては、国が示した「量の見込み算出等のための手引き」を用いています。 |
| ↓ | |
| ④ | ③で算出された見込量と、過去の利用状況・利用実績等を参考に、見込量の調整を行います。 |



6 家庭類型：父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」「専業主婦（主夫）」などに分類したものです。

(4) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート結果を基に、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します（図表5－6）。

【図表5－6 家庭類型】

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (育児休業等 含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労 していない 就労した ことがない
				120 時間 以上	120 時間未満 60 時間以上	60 時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	120 時間未満 60 時間以上		タイプC'				
	60 時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD			タイプF	

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 120 時間以上＋60 時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月 60 時間未満＋60 時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月 120 時間以上＋60 時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月 60 時間未満＋60 時間～120 時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。	

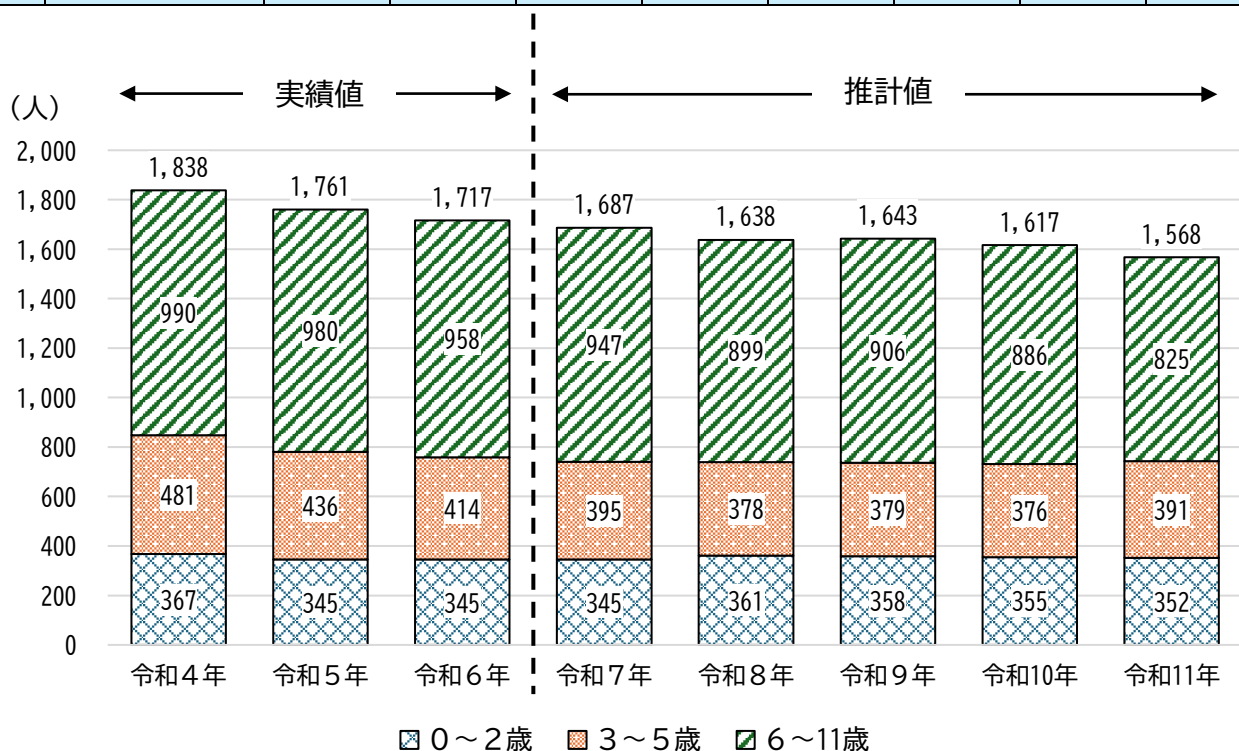
3 こどもの推計人口

本町の0～11歳の推計人口については、令和7年以降も減少を続けると予想され、計画最終年である令和11年には1,568人になると見込まれます（図表5－7）。

【図表5－7 こどもの推計人口】

単位：人

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	1,838	1,761	1,717	1,687	1,638	1,643	1,617	1,568
0歳	119	100	112	114	113	111	111	110
1歳	124	121	105	119	120	119	117	117
2歳	124	124	128	112	128	128	127	125
3歳	153	131	127	132	114	129	130	129
4歳	150	155	135	131	136	117	132	133
5歳	178	150	152	132	128	133	114	129
0～5歳	848	781	759	740	739	737	731	743
6歳	154	181	155	157	137	133	138	118
7歳	128	155	177	152	154	134	130	135
8歳	180	124	156	178	153	155	135	131
9歳	169	182	123	155	176	152	154	134
10歳	174	166	183	124	156	177	153	155
11歳	185	172	164	181	123	155	176	152
6～11歳	990	980	958	947	899	906	886	825



実績値：住民基本台帳（各年3月31日現在）

推計値：コーホート変化率法による推計

4 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育ニーズ：1号認定、2号認定（教育ニーズ）

①現状と課題

本町には、私立幼稚園が1園あります。

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度において実績値が計画値を上回りました。

【図表5-8-1 1号認定、2号認定の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	163	171	171	164
1号認定	139	147	147	140
2号認定（教育ニーズ）	24	24	24	24
②実績値	214	232	234	199
差（①－②）	-51	-61	-63	-35
確保方策	163	171	171	164

②量の見込みと確保方策

こどもの数の減少に伴い、利用者は減少を続けていくと見込まれますが、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を維持します。

【図表5-8-2 1号認定、2号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	163	163	162	168
1号認定	170	163	163	162	168
2号認定（教育ニーズ）	—	—	—	—	—
②確保方策	170	163	163	162	168
教育・保育施設	0	0	0	0	0
未移行の幼稚園 ⁷	170	163	163	162	168
差（②－①）	0	0	0	0	0

⁷ 未移行の幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園をいいます。

(2) 保育ニーズ：2号認定

①現状と課題

本町には、公立保育園が3園あります。

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度においておおむね計画値どおりの実績となりました。

【図表5-9-1 2号認定の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	286	303	303	287
②実績値	279	306	298	269
差（①－②）	7	-3	5	18
確保方策	367	367	367	367

②量の見込みと確保方策

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。

引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

【図表5-9-2 2号認定の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	225	215	216	214	223
②確保方策	367	367	367	367	367
教育・保育施設	367	367	367	367	367
地域型保育事業（小規模保育事業等）	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	142	152	151	153	144

(3) 保育ニーズ：3号認定（0歳児）

①現状と課題

本町には、公立保育園が3園あります。

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度においておおむね計画値どおりの実績となりました。

【図表5-10-1 3号認定（0歳児の実績）】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①計画値（量の見込み）	18	18	18	18
②実績値	18	18	19	14
差（①－②）	0	0	-1	4
確保方策	18	18	18	18

②量の見込みと確保方策

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。

引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

【図表5-10-2 3号認定（0歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	18	18	18	18	18
②確保方策	31	31	31	31	31
差（②－①）	3	3	3	3	3

(4) 保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）

①現状と課題

本町には、公立保育園が3園あります。

第2期計画期間においては、令和2年度では計画値を上回る実績となりましたが、令和3年度から令和5年度においてはおおむね計画値どおりの実績となりました。

【図表5-11-1 3号認定（1歳児、2歳児）の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	142	140	140	138
②実績値	160	137	138	140
1歳児	75	49	69	64
2歳児	85	88	69	76
差（①－②）	-18	3	2	-2
確保方策	162	162	162	162

②量の見込みと確保方策

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。

引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

【図表5-11-2 3号認定（1歳児、2歳児）の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	125	135	135	133	132
1歳児	61	61	61	60	60
2歳児	64	74	74	73	72
②確保方策	162	162	162	162	162
差（②－①）	37	27	27	29	30

(5) 保育利用率：3号認定（0～2歳児）

国が示す基本指針では、小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合である「保育利用率⁸」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本計画期間中における0～2歳児の保育利用率の見込みは、以下のとおりです。

【図表5-12 3号認定（0～2歳児）の保育利用率】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用定員数	183	183	183	183	183
0歳児	21	21	21	21	21
1歳児、2歳児	162	162	162	162	162
②推計児童数	345	361	358	355	352
0歳児	114	113	111	111	110
1歳児、2歳児	231	248	247	244	242
保育利用率（②／①）	53.0%	50.7%	51.1%	51.5%	52.0%



8 保育利用率：3号認定の利用定員数／0～2歳の推計人口

5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けて、こどもとその保護者や妊娠している方などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としています。こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

①現状と課題

本町では子ども応援課と保健センターの2箇所で利用者支援事業を実施しています。子ども応援課では「基本型」を、保健センターでは「母子保健型」をそれぞれ実施しています。

【図表5-13-1 利用者支援事業の実績】

単位：か所

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①計画値（量の見込み）	2	2	2	2	2
基本型 ⁹	1	1	1	1	1
母子保健型 ¹⁰	1	1	1	1	1
②実績値	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差（①－②）	0	0	0	0	0

9 基本型：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう。身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

10 母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

②量の見込みと確保方策

今後はこども家庭センターで事業実施を継続します。

【図表5-13-2 利用者支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：か所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関 ¹¹	0	0	0	0	0
特定型 ¹²	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0



11 地域子育て相談機関：利用者にとって相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関で、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としています。

子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することに抵抗感がある家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、こども家庭センターを補完することが期待されます。

12 特定型：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

①現状と課題

児童センター1か所、児童館2か所を子育て支援拠点施設として位置付け、こどもの情操教育や健全育成の場として施設を開放し、子育て支援事業を実施しています。

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度において計画値を大幅に超える実績となりました。

【図表5-14-1 地域子育て支援拠点事業の実績】

単位：人回

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	8,283	8,333	8,366	8,400
②実績値	12,529	20,075	25,709	22,025
差（①－②）	-4,246	-11,742	-17,343	-13,625
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

②量の見込みと確保方策

引き続き、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容を周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。

【図表5-14-2 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21,215	22,199	22,015	21,830	21,646
②確保方策	21,215	22,199	22,015	21,830	21,646
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(3) 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

①現状と課題

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となりました。

妊婦健康診査未受診者に対して受診勧奨を行い、母体の健康管理や胎児の健全な発育の促進を支援しています。

【図表5-15-1 妊婦健康診査の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数	125	120	104	120
①計画値（量の見込み）	170	170	170	170
②実績値	125	120	104	120
差（①－②）	45	50	66	50

②量の見込みと確保方策

妊娠届出数の減少に伴い、利用が減少していくと見込まれます。

引き続き、親子（母子）健康手帳の交付やニューファミリー教室の開催等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から子育てに対する十分な準備を支援するとともに、妊娠11週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。

また、妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導の推進を図ります。

【図表5-15-2 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	119	117	116	116
②確保方策	120	119	117	116	116
差（②－①）	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てについての情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

①現状と課題

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となりました。

こどもの健やかな育ちが支援できるよう、引き続き全ての対象者へ訪問を続けていくことが必要です。

【図表5-16-1 乳児家庭全戸訪問 事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	146	150	152	152
②実績値	120	115	113	113
差（①－②）	26	35	39	39

②量の見込みと確保方策

里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が低下することがないように実施していきます。

育児不安や育児状況を把握して継続した支援につながるよう、可能な限り直接連絡を取り、状況把握に努めます。

【図表5-16-2 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	114	113	111	111	110
②確保方策	114	113	111	111	110
差（②－①）	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

こどもを養育するために支援が必要でありながら、さまざまな理由で子育てのサービスが利用できない家庭に対し、養育についての専門的な相談指導・助言などの支援や家事・育児の援助などを行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

①現状と課題

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となりましたが、年間延べ20件程度の訪問実績となっています。

【図表5-17-1 養育支援訪問事業の実績】

単位：件

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	23	23	23	23
②実績値	21	14	17	20
差（①－②）	2	9	6	3

②量の見込みと確保方策

子育て世帯訪問支援事業が新設されたことにより、本事業については保健師等による専門的な相談支援に特化したものとして実施します。

養育支援が必要な家庭が一定数見込まれるため、事業の実施により、引き続き全ての対象者への支援に努めます。

【図表5-17-2 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策】

単位：件

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	21	21	21	21
②確保方策	21	21	21	21	21
差（②－①）	0	0	0	0	0

（６）子育て世帯訪問支援事業

令和４年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

○量の見込みと確保方策

支援が必要な家庭が一定数見込まれるため、事業の実施により、全ての対象者への支援に努めます。

【図表５－１８ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第３期計画				
	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み	114	113	111	111	110
②確保方策	114	113	111	111	110
差（②－①）	0	0	0	0	0

（７）児童育成支援拠点事業

令和４年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

本町においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

（８）親子関係形成支援事業

令和４年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者とその児童に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング¹³等の実施や、参加者同士によるピアサポート¹⁴を通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

本町においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

13 ペアレント・トレーニング：行動理論に基づいてこどもの行動を理解し、ほめ方や指示の出し方などの養育スキルを学ぶプログラムのこと。

14 ピアサポート：同じような立場や課題を抱える仲間同士が支え合う活動のこと。ピア（peer）は「仲間・対等」を意味し、サポート（support）は「支援する」を意味する。

(9) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事などによって、家庭で過ごすことが一時的に難しくなったこどもに対し、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

①現状と課題

令和5年度より短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）を開始していますが、利用実績はありませんでした。

【図表5-19-1 子育て短期支援事業の実績】

単位：人日

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	0	0	0	0
②実績値				0
差（①－②）	0	0	0	0

②量の見込みと確保方策

本計画期間中の利用は見込んでいませんが、保護者の利用ニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表5-19-2 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	10	10	10	10	10
差（②－①）	10	10	10	10	10

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となり、有償でこどもを自宅等で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までのこどもを持つ保護者です。

①現状と課題

令和5年度現在、提供会員は21名、依頼会員は88名、両方会員は18名となっています。

第2期計画期間においては就学児の利用による量の見込みを定めていませんでしたが、令和2年度、令和4年度、令和5年度に利用実績がありました。

【図表5-20-1 ファミリー・サポート・センター事業の実績】

単位：人日

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み） ¹⁵	0	0	0	0
②実績値	1	0	20	41
差（①－②）	-1	0	-20	-41

②量の見込みと確保方策

今後も一定の利用が見込まれるため、引き続き提供体制の確保に努めるとともに、会員の確保等に努めます。

【図表5-20-2 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	71	72	70	65
②確保方策	75	71	72	70	65
差（②－①）	0	0	0	0	0

¹⁵ 就学児のみの見込み。

(11) 一時預かり事業

- 幼稚園型：通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する幼稚園就園のこどもを対象に実施する事業
- 幼稚園型を除く：保護者の疾病、事故、出産や冠婚葬祭などの理由によって、家庭での保育が一時的に難しくなった未就園のこどもについて、昼間に保育園で一時的に預かる事業（一時保育）

①現状と課題

幼稚園型の一時預かり事業について、令和5年度現在、町外施設を含め11か所で事業を実施しています。第2期計画期間では令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となりました。

幼稚園型を除く一時預かり事業について、令和5年度現在、町立保育所3園で事業を実施しています。第2期計画期間では令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となりました。

【図表5-21-1 一時預かり事業（幼稚園型）の実績】

単位：人日

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	6,931	7,031	7,031	6,938
1号認定	1,731	1,831	1,831	1,738
2号認定	5,200	5,200	5,200	5,200
②実績値	3,232	5,122	4,721	4,654
差（①－②）	3,699	1,909	2,310	2,284
実施か所数	6か所	8か所	10か所	11か所

【図表5-21-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実績】

単位：人日

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	1,310	1,310	1,320	1,310
②実績値	808	952	1,153	630
差（①－②）	502	358	167	680
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

②量の見込みと確保方策

幼稚園型の一時預かり事業については、幼稚園と連携を図りながら、円滑な事業実施が可能となるように努めます。

幼稚園型を除く一時預かり事業については、現在の体制で確保できる見通しであるため、引き続き、子育て家庭への支援を推進します。

【図表5-21-3 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,216	4,035	4,046	4,014	4,174
②確保方策	4,216	4,035	4,046	4,014	4,174
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施か所数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所

【図表5-21-4 一時預かり事業（幼稚園型以外）の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	744	743	741	735	747
②確保方策	744	743	741	735	747
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所



(12) 時間外保育事業（長時間保育）

保育認定を受けたこどもが、保育園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

①現状と課題

令和5年度現在、町立保育所3園で事業を実施しています。

第2期計画期間については、令和2年度から令和5年度において計画値を上回る実績となりました。

【図表5-22-1 長時間保育の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	30	33	35	32
②実績値	90	97	78	82
差（①－②）	-60	-64	-43	-50
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

②量の見込みと確保方策

長時間保育のニーズが高いことが考えられ、今後の利用の増加も見込まれることから、利用希望者が事業を円滑に利用できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

【図表5-22-2 長時間保育の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	79	79	79	79	80
②確保方策	79	79	79	79	80
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(13) 病児保育事業（病後児保育）

保護者が就労などの理由により、病気回復期のこどもを自宅で保育できない場合に、保育施設でこどもを預かる事業です。

①現状と課題

令和4年度より事業を開始していますが、利用実績はありませんでした。

【図表5-23-1 病後児保育事業の実績】

単位：人日

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	102	104	106	104
②実績値			0	0
差（①－②）	102	104	106	104

②量の見込みと確保方策

本計画期間中の利用は見込んでいませんが、保護者の利用ニーズに対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表5-23-2 病後児保育の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

(14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就業などによって昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもを対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもとこどもの健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

①現状と課題

児童センターしいの木、児童館さざんか、志水なかよし会の3か所で放課後児童クラブ「なかよし会」を実施しています。

第2期計画期間においては、令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となっていますが、利用ニーズが高いことがうかがえます。

こどもの数は減少する見込みですが、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、利用ニーズが高まることが考えられるため、引き続き受け入れ体制を維持・強化していくことが必要です。

【図表5-24-1 放課後児童健全育成事業の実績】

単位：人

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	236	236	236	232
小学1年生	78	78	78	78
小学2年生	73	73	73	72
小学3年生	55	55	55	54
小学4年生	20	20	20	19
小学5年生	7	7	7	6
小学6年生	3	3	3	3
②実績値	215	184	232	221
小学1年生	83	41	89	68
小学2年生	57	70	40	71
小学3年生	46	33	59	31
小学4年生	22	27	24	34
小学5年生	6	12	15	14
小学6年生	1	1	5	3
差（①－②）	21	52	4	11
支援単位数	5単位	5単位	5単位	5単位

②量の見込みと確保方策

待機児童が発生しないよう、需給状況を把握しながら利用定員の確保に努めます。

また、留守家庭児童の「生活の場」として、こどもたちが安心やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所の提供を継続していきます。

【図表5-24-2 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	226	216	205	199	187
小学1年生	73	64	62	64	55
小学2年生	58	59	52	50	52
小学3年生	52	45	45	40	39
小学4年生	28	31	27	28	24
小学5年生	11	14	15	13	13
小学6年生	4	3	4	4	4
②確保方策	226	216	205	199	187
小学1年生	73	64	62	64	55
小学2年生	58	59	52	50	52
小学3年生	52	45	45	40	39
小学4年生	28	31	27	28	24
小学5年生	11	14	15	13	13
小学6年生	4	3	4	4	4
差（②－①）	0	0	0	0	0
実施箇所数	5単位	5単位	5単位	5単位	5単位

◆ 放課後子ども教室推進事業

町内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、児童に学習活動やスポーツ・文化芸能の体験、地域住民との交流活動を行います。対象児童は、町内小学校に通う3年生までの児童です。

①現状

令和5年度現在、町立小学校3校で事業を実施しています。

②今後の方向性

引き続き保護者ニーズや余裕教室の状況等を注視しながら実施します。

◆ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施

小学校内において実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童が参加できるようにする取組です。対象児童は、町内小学校に通い、放課後児童クラブを利用中の児童です。

①現状

令和6年度現在、志水小学校のみで実施しています。

②今後の方向性

今後は豊山小学校、新栄小学校でも一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に向けて準備を進め、本計画期間中に町内3小学校区で一体型の取組を実施します。



(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費、行事費や給食費等を助成する事業です。

①現状と課題

新制度未移行幼稚園に通う就学前の子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子（小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント）以降のすべての子どもに対して、副食費相当分の費用を助成しています。

第2期計画期間については、令和2年度から令和5年度において計画値を下回る実績となりましたが、一定の利用がみられました。

【図表5-25-1 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実績】 単位：人回

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画値（量の見込み）	55	55	55	55
②実績値	24	23	18	14
差（①－②）	31	32	37	41

②量の見込みと確保方策

今後も事業の実施を継続していきます。

【図表5-25-2 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保方策】 単位：人回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	17	17	17	18
②確保方策	18	17	17	17	18
差（②－①）	0	0	0	0	0

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込み等を作成する事業の対象外です。

本町では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていることから、現時点では民間事業者の参入は想定していません。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

○量の見込みと確保方策

利用希望者が事業を利用できるよう、事業の周知を図り、支援の充実に努めます。

【図表5-26 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	342	339	333	333	330
1組当たり支援回数	3回	3回	3回	3回	3回
妊娠届出数	114件	113件	111件	111件	110件
②確保方策	342	339	333	333	330
こども家庭センター	342	339	333	333	330
こども家庭センター以外	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

本町においては、宿泊して医療機関でのケアを受けることができる「ショートステイ型」、日帰りで医療機関でのケアを受けることができる「デイサービス型」、自宅へ助産師が訪問してケアを受けることができる「アウトリーチ型」の3種類の産後ケアを実施しています。

○量の見込みと確保方策

利用希望者が事業を利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

【図表5-27 産後ケア事業の量の見込みと確保方策】

単位：人日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	21	21	21	21
ショートステイ型	10	10	10	10	10
デイサービス型	3	3	3	3	3
アウトリーチ型	8	8	8	8	8
②確保方策	21	21	21	21	21
差(②-①)	0	0	0	0	0

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方など

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援の推進をめざしています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組を進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいた教育・保育課程の検討を進めます。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の基本的考え方と連携、推進方策など

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つことを基本としながらも、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、保護者が親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てができるよう支援していくものです。また、地域全体が子育て家庭に寄り添い、支えあうことで、こどものより良い育ちを実現するものです。

本町における教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、本町がその実施主体となり、こどもの健やかな育ちと「こどもの最善の利益」が実現される社会の実現をめざして、その量の確保や質の向上が図られるよう、良質かつ適切な取り組みを推進するとともに、これらの事業を実施する関係機関が課題や情報の共有化を図り、連携の強化を図ります。

また、幼児期の教育・保育から小学校教育へと環境が変わっても、こども一人ひとりが対応できるよう、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育等を学び合い、相互理解を深め、小学校への円滑な接続に努めます。

7 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の改正に合わせて「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

なお、本計画で算定している量の見込みには、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」を合わせたもので算定しています。

「子ども・子育て支援給付」の関係性は、以下の図のようになります（図表5-28-1）。

【図表5-28-1 子ども・子育て支援給付について】

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付
■施設型給付 ○保育所（園） ○認定こども園 ○幼稚園 ■地域型保育給付 ○小規模保育 （認可定員：6人以上・19人以下） ○家庭的保育 （認可定員：5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育	■施設等利用費 ○認定こども園 ○幼稚園 （子ども・子育て新制度未移行の園） ○特別支援学校 ○認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）

「子育てのための施設等利用給付」を受けるためには、認定を受ける必要があり、認定区分ごとの支給要件、支給に係る施設・事業は次のとおりです（図表５－２８－２）。

「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

【図表５－２８－２ 施設等利用給付認定】

認定区分	支給要件
新１号認定	<u>満３歳以上の</u> 小学校就学前のこどもであって、 <u>新２号認定のこども及び新３号認定のこども以外</u> のもの
新２号認定	<u>満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した</u> 小学校就学前のこどもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>
新３号認定	<u>満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある</u> 小学校就学前のこどもであって、 <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>

認定区分	支給に係る施設・事業
新１号認定	幼稚園、特別支援学校等
新２号認定	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号)
新３号認定	認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） (２歳児まで新３号、３歳児からは新２号)

8 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業・乳児等のための支援給付）

こども誰でも通園制度とは、子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、こどもとその保護者の心身の状況、養育環境を把握するための面談や保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としています。保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

○量の見込みと確保方策

本町においては、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

【図表5-29 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策】

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		3	3	3	3
0歳児		1	1	1	1
1歳児		1	1	1	1
2歳児		1	1	1	1
② 確保方策		3	3	3	3
0歳児		1	1	1	1
1歳児		1	1	1	1
2歳児		1	1	1	1
差（②－①）		0	0	0	0





第6章 施策推進のために

第6章 施策推進のために

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

本町においては、こどもや若者に対するアンケートや懇談会の実施、子ども・子育て会議への若者世代の登用など、こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるような機会の創出に取り組みます。また、多様な意見を施策に反映できるような仕組みづくりについて検討します。

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 施策の立案及び点検・評価

こども施策の推進にあたっては、統計データ等の定量的データに加え、こどもや若者からの意見聴取で得た定性的データも活用し、EBPM¹⁶の観点も取り入れながら施策の立案及び点検・評価を行います。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

保育士や教職員、SC¹⁷・SSW¹⁸、民生委員・児童委員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、継続支援、専門性の向上を図ります。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、雇用等の関係機関・団体の連携による「横のネットワーク」と、こども・若者の年齢によって途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制を構築し、関係する機関・団体や支援の機能強化・連携強化を図ります。

(4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

デジタル技術の活用を通じ、情報発信や広報の改善・強化や、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図ります。

16 EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（情報や統計等のデータ）に基づくものとする。

17 SC：スクールカウンセラー。学校に配属され、児童生徒や保護者、教職員の心のケアや精神的なサポートを行う心理の専門家。

18 SSW：スクールソーシャルワーカー。教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

国が推進する「こどもまんなかアクション」等を踏まえ、本町においても、こどもや子育て当事者を社会全体で支えていくために地域や町民の意識改革を進め、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりに取り組みます。

3 施策の推進体制

(1) 町民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

本計画を通じてこども施策や子育て支援を着実に推進していくためには、町と町民、地域、関係団体・機関、企業等が本計画の基本理念を共有するとともに、適切な役割分担や協働により、それぞれが主体的にこども施策や子育て支援に取り組むことが重要です。

子ども・子育て会議等を通じて、幼稚園、保育所等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会等の地域組織と、適切な役割分担の下に連携を強化し、協働によりこども施策や子育て支援の推進を図ります。

(2) 庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取組として、総合的かつ効果的に推進するため、庁内の横断的な連携を強化します。

庁内関係課における計画の進捗状況を各年度において点検・共有化するとともに、見直しや改善について検討を進めます。

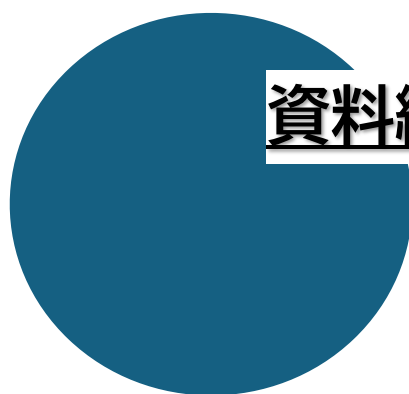
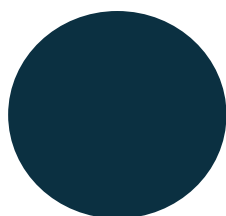
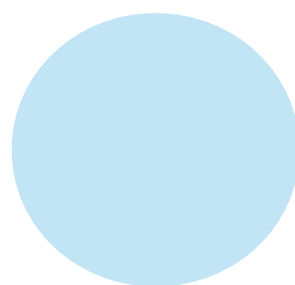
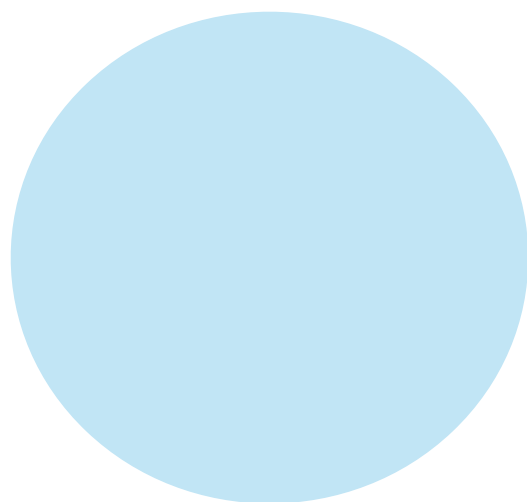
(3) 国・県との連携

総合的かつ効果的にこども施策や子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図ります。

(4) 計画の点検・評価

計画の点検・評価については、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:評価)、A(Action:改善)により計画の進行管理を行い、「豊山町子ども・子育て会議」において、本計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等の点検・評価を毎年度実施します。

子ども・子育て会議の開催結果については、毎年度ホームページ等を通じて町民に公表します。



資料編

資料編

1 豊山町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	分野	氏 名	所 属
1	学識経験者	堀田 裕子	摂南大学教授
2		野崎 千佳	小児科医師
3		松永 千鶴	小学校長
4	福祉関係団体の代表者	水野 美穂	社会福祉協議会代表
5		伊藤 章代	民生委員協議会代表
6		坪井 貞子	子ども会連絡協議会代表
7		竹本 公子	保育園父母の会代表
8	福祉ボランティア団体の代表者	青山 千夏	グループゆめっ子代表
9	一般公募	竹内 智恵子	一般公募
10		戸田 灯某	一般公募

任期：令和6年2月9日～令和8年2月8日

2 豊山町子ども・子育て会議条例

平成 14 年 3 月 29 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉ボランティア団体の代表者
- (4) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、生活福祉部子ども応援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例の定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 16 日条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年豊山町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和 4 年 3 月 28 日条例第 9 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3 策定経過

区分		実施内容
第1回	日時	令和6年7月4日（木）
	場所	豊山町役場2階 会議室1
	議題	（1） 豊山町こども計画の概要について （2） アンケートについて
第2回	日時	令和6年10月30日（水）
	場所	豊山町役場3階 会議室3、4
	議題	（1） アンケート結果について （2） 小中学生との懇談会結果について （3） 計画の体系案（基本理念・基本目標・施策の内容）
第3回	日時	令和6年12月25日（水）
	場所	豊山町役場2階 会議室1
	議題	（1） 計画案について （2） パブリックコメントの実施について
令和7年1月22日～令和7年2月5日：パブリックコメント実施		
第4回	日時	令和7年2月27日（木）
	場所	豊山町役場3階 会議室4
	議題	（1） パブリックコメントの結果について （2） 豊山町こども計画の答申について

4 諮問書

6 豊子第 2 4 2 号

令和 6 年 7 月 4 日

豊山町子ども・子育て会議
会長 堀 田 裕 子 様

豊山町長 鈴 木 邦 尚

豊山町こども計画の策定について（諮問）

豊山町子ども・子育て会議条例（平成 1 4 年豊山町条例第 5 号）第 2 条第 1 項により、下記事項について、貴会議の意見を求めます。

記

1. 豊山町こども計画の策定について

令和7年2月27日

豊山町長 服 部 正 樹 様

豊山町子ども・子育て会議
会長 堀 田 裕 子

豊山町こども計画について（答申）

令和6年7月4日付け6豊子第242号により、貴職から諮問のありました
豊山町こども計画について、下記のとおり答申します。

記

豊山町こども計画については、妥当と認める。

なお、計画の具体的施策については、点検・評価をされるとともに、必要な
対策を講じて実現に向けて努力されたい。

豊山町こども計画

(発行日) 令和7年3月

(発行) 豊山町

(編集) 子ども応援課

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

電話 0568-28-0936

FAX 0568-28-2870

URL <https://www.town.toyoyama.lg.jp/index.html>